平成２２年３月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（３月９日）

○議事日程……
○本日の会議に付した事件……
○出席議員……
○欠席議員……
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……
○職務のため出席した者の職氏名……
○開会宣告……
○議事日程説明……
○開議宣告……
○会議録署名議員の指名……
○会期の決定……
○諸般の報告……
○町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告……
○一般質問……
　竹　河　十九巳　君……
　長　田　美喜彦　君……
　横　嶋　隆　二　君……
　梅　本　和　熙　君……
○会議時間の延長……
　稲　葉　勝　男　君……
○散会宣言……
○署名議員……

平成２２年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２２年３月９日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	教　育　長	渡　邊　　浩　君
総　務　課　長	鈴　木　博　志　君	企画調整課長	藤　原　富　雄　君
建　設　課　長	小　坂　孝　味　君	産業観光課長	山　田　昌　平　君
町　民　課　長	奥　村　　豊　君	健康福祉課長	松　本　恒　明　君

教育委員会 事務局長	大野　寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前９時３０分

◎開会宣告

○議長（漆田　修君）　皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成22年３月南伊豆町議会定例会を開会します。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　６番、清水君。

○６番（清水清一君）　この後すぐ議事日程説明に入ると思いますけれども、私は前回閉会中に意見書の議案を提出しております。しかし、日程に載っておりませんので、それに対しての全協をお願いしたいかと思います。

○議長（漆田　修君）　ただいま６番議員より全員協の開催の提案がありましたので、お諮りします。全員協を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　じゃ、異議ないものと認めます。

ただいまより全員協を開催します。

会議のほうは暫時休憩をいたします。

休憩　午前　９時３０分

再開　午前　９時５８分

○議長（漆田　修君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議事日程説明

○議長（漆田　修君）　議事日程は、印刷配付したとおりでありますが、意見書の追加等が最終日にございますので、また最終日に日程のご説明を申し上げます。

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　これより、本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎会期の決定

○議長（漆田　修君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から３月24日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は本日３月９日から３月24日までの16日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（漆田　修君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告

○議長（漆田　修君）　日程第４、町長より施政方針並びに予算編成方針及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

平成22年３月定例町議会の開会に当たり、施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

一昨年の米国の金融危機に端を発した経済不況により、100年に一度と言われるほどの深刻な状況となり、瞬く間に全世界に広がりました。日本国内に広がった波紋は金融不安や経済需要の後退のみならず、製造業を中心とした企業等における雇用問題まで広がり、この経済危機から日本はまだ脱することができておりません。このような状況下で、昨年夏の政権交代により国の政策が大きく変革しようとしており、本町としても国の諸制度の改革などに遅滞なく対応するため鋭意努力しているところであります。

本町でも去る２月15日、第１回臨時会におきまして南伊豆町一般会計補正予算（第９号）で、国の第２次補正予算の経済対策として打ち出されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金に関連する事業予算を計上し承認をいただいたところであります。この交付金につきましては、明日の安心と成長のための緊急経済対策として、地方公共団体のインフラ整備等を支援するとともに、中小企業・零細事業者の受注に努め、積極的に地域活性化に資するものとされていることから、制度に適用する事業の選定を行い、３月２日入札を執行し発注をいたしました。今後どのような政策の転換があり税源の確保や地方負担がいつどの程度発生するかなど、先行き不透明な状況でありますが、南伊豆町が持続可能な基礎的自治体としての行財政基盤を一層充実して確かなものとすることが喫緊の課題であると考えております。

本町におきましては、商工会動向調査（平成21年12月末）によりますと、食料品製造業は原料高騰により収益が圧迫され前年比売り上げは減少しており、金属加工製造業も同様で、建設業は公共工事の前倒し発注等により一部好転しているものの、業者間格差が顕著に見ら

れる。また小売業は昨年実施したプレミアム商品券発行事業２回の影響もあり、一部で好転したものの全般には消費は低迷、前年比売り上げは減少しており、観光業の旅館、民宿とも７月の長雨や８月11日の地震等により観光入り込み客数の減少により、前年比売り上げは減少しているとの結果が出ております。

このように景気後退による投資控えや消費低迷により、小規模零細業者は非常に厳しい状況が続いており、今後景気後退の影響により消費低迷による観光入り込み客の伸び悩みなど、地域経済はますます厳しくなることが予想されます。この状況を注視しつつさらなる経済対策を模索していく所存であります。

こうした状況の中、平成22年度におきましては不断の行財政改革を徹底し経費の節減に努め、後述する第５次南伊豆町総合計画及び新過疎地域自立促進法に基づき策定される南伊豆町過疎地域自立促進計画により、事業の必要性や緊急性などを検証し、慎重な財源を重点的、効率的に配分し、産業振興、少子化、医療・福祉、防災対策、教育問題等各種施策を堅実に実行し、町民が安心して暮らしていける明るく希望の持てるまちづくりを進めていく所存であります。

次に、平成22年度の主な施策の方針について申し上げます。

１つ、総合計画によるまちづくり。

現在、我が国を取り巻く環境は、人口減少社会と少子高齢化の進行、地球規模での環境問題、高度情報化の進展、経済のグローバル化と産業構造の変化、少子高齢化に対応した福祉・医療の充実、観光を中心とした産業の活性化と就業の場の確保など多くの課題に的確に対応していくことが求められております。こうした情勢を踏まえ、まちづくりの指針として平成22年度から平成31年度を計画期間とした第５次南伊豆町総合計画を策定いたしました。この計画では、１、人が動き町が動く協働によるまちづくり、２、雄大な自然を守り恩恵にあずかる自然と共生のまちづくり、３、町の魅力を全国に発信する地域ブランド創造のまちづくりを基本理念として、町の将来像として「次世代につなぐ光と水と緑に輝く南伊豆町～人にやさしく、自然にやさしく、未来につなぐまちづくり～」の実現に向け専心努力してまいります。

１つ、役場庁舎建設について。

現庁舎は、昭和33年に当時では巨額の2,000万円余を投じて建築され52年が経過しました。その間、昭和49年の伊豆半島沖地震や昭和50年と51年の集中豪雨等により毎年のように罹災を繰り返してまいりました。このような状況の中、庁舎の破損等も進み、増改築を繰り返し

ながら現在に至っておりますが、昨年８月11日の駿河湾を震源とする地震の際、柱、壁等に大きな亀裂が入り、耐震面の不安が増し応急的に簡易耐震工事をしましたが、複雑多様化する行政ニーズへの対応や今後予想される東海地震等の災害に備え、あらゆる災害の対策本部となり得る機能を維持するためには庁舎の建てかえが急務との判断のもとに、このたびの建設計画となった次第であります。

今後は今年度中に実施設計業者の選定を行い、基本設計及び詳細設計を策定し、平成22年度中の工事着手、平成23年８月末を竣工目標としております。この工事費につきましては、当初予算に計上してありませんが、実施設計がまとまり次第補正予算を計上する予定ですので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

以上、平成22年度の当面の町政運営の基本方針について申し上げました。

次に、予算編成方針について申し上げます。

政府は昨年12月25日に平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議了解し、我が国経済の状況は失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるが、平成22年度予算に盛り込まれた家計を支援する施策等により民間需要が底がたく推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されるとしています。この景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、平成21年度第２次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行し、平成22年度予算においては子育て、雇用、環境、科学、技術に特に重点を置き、国民の負託にこたえて主要施策の実施に取り組むとしています。

また、静岡県の平成22年度予算においては世界的な景気後退の影響を受け、歳入の県税収入の大幅な減収が危惧されており、財政の中期見通しを大きく上回る多額な財源不足が見込まれるほか、景気動向や国の地方財政対策によってはさらに財源不足額が拡大する懸念があるなど、本県財政を取り巻く環境は近年にない厳しいものになるとしています。

このような状況の中、本町の財政状況は主要産業である観光業の不振が続き所得の減少が見込まれます。また収入の約７割を依存財源で占める本町は、政権交代による制度改正の影響を受けやすい体質であることは明らかで、その内容によっては大幅な歳入減となる可能性があります。さらに今後は庁舎建設を初めとする大型事業が予定されていることから、本町の財政はより一層厳しさを増すことが予想されます。したがって、これまで以上に国・県の動向に十分留意し、将来を見据えた財政運営が求められます。

歳入では、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設などによる地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額の増額はある程度見込まれるものの、それを上回る地方

譲与・税交付金の減額や景気後退の影響から、町税収入の減収など、平成21年度以上に厳しい状況になると思われ、財源の確保は困難が予想されます。特に自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等を含め職員が一丸となり、より一層の徴税・徴収に努める必要があります。

一方、歳出では、年々増加の一途をたどる社会保障費、公債費及び削減努力継続中の人件費等の義務的経費は経費削減に即効性がなく極端な減少は見込まれず、より一層の効率的行政運営に努めながら、住民サービスの維持・向上を目指すことが重要な課題となっています。平成22年度の予算編成に当たっては、第５次南伊豆町総合計画の安心、元気、温かさがあふれるまちづくり、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり、地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり、地域を担う人づくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりの５つの基本目標とみずからがつくり守る南伊豆町の未来の共通目標の６つの重点項目を掲げて予算編成いたしました。平成22年度の一般会計及び12特別会計並びに水道事業会計の予算総額は、緊急経済支援対策事業、介護保険法等による社会保障関係事業、観光振興事業、防災対策事業、公共下水道事業、妻良漁業集落排水事業、道路維持改良事業、公共土木施設災害復旧事業等を執行する予算を計上し、前年対比1.0％減の総額71億8,822万4,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は、次のとおりであります。平成22年度南伊豆町当初予算としまして、一般会計が前年比で2,000万円の減、率で0.5％の減となっております。以下、特別会計等はごらんのとおりでありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、各会計別に予算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計予算。

第１款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比180万3,000円増額の5,763万9,000円を計上いたしました。

第２款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費等で、前年度対比7,234万5,000円減額の６億234万5,000円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持事業補助金6,311万6,000円、基幹業務電算事務経費が4,442万円、22団体の各種補助金5,000万円等であります。

第３款民生費につきましては、前年度対比8,072万1,000円増額の９億8,201万7,000円を計上いたしました。その主なものは、昼間保護者がいない家庭の小学校１年生から６年生まで

の児童を対象に、専任の指導員が家庭にかわり保護育成する放課後児童クラブ運営委託事業に469万7,000円、重度心身障害者（児）医療扶助費2,000万円、自立支援介護給付費8,400万円、老人福祉施設事業費2,811万5,000円、国保会計保険基盤安定繰出金3,740万円、介護保険特別会計繰出金１億2,323万5,000円、後期高齢者医療事務費１億4,827万9,000円、社会福祉法人伊豆つくし会補助金1,004万6,000円、児童手当事務費1,011万8,000円、中学生以下の子供に対し一部負担金の町補てんを含めた子ども医療費助成費1,799万円を含む子育て支援事業2,126万9,000円等であります。

第４款衛生費につきましては、前年度対比5,976万1,000円増額の４億9,521万9,000円を計上いたしました。その主なものは、老人保健ヘルス事業2,557万2,000円、共立湊病院組合負担金及び出資金7,568万5,000円、南豆衛生プラント組合負担金6,784万4,000円、焼却施設維持事業１億367万9,000円、ごみ収集事業6,786万4,000円、焼却灰等の最終処分事業に2,975万6,000円等であります。

第５款農林水産業費につきましては、前年度対比5,346万9,000円増額の１億5,299万9,000円を計上いたしました。その主なものは、遊休農地美化業務委託料310万円、松くい虫防除事業費511万8,000円、子浦・中木・妻良地区漁業集落排水事業特別会計繰出金3,029万3,000円、入間漁業集落排水事業費402万7,000円等であります。

第６款商工費につきましては、前年度対比4,071万5,000円減額の１億5,111万6,000円を計上いたしました。その主なものは、観光協会への宣伝委託料500万円、湯の花観光交流館指定管理委託料440万円、湊地区観光施設整備工事205万円と入間地区観光施設整備工事100万円、町営温泉会館の銀の湯会館運営事業費に5,583万6,000円、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事業に1,020万6,000円と短期経営改善資金と小口資金の利子補給補助金を合せて21万1,000円を計上いたしました。

第７款土木費につきましては、前年度対比1,147万9,000円減額の３億8,573万9,000円を計上いたしました。その主なものは、町単独事業として住宅の安全性、耐久性、居住性の向上や建築関連業界の振興を図るため、住宅リフォーム振興事業補助金を1,000万円、道路維持改良事業費9,260万5,000円、急傾斜地崩壊防止対策事業費981万円、港湾管理事務1,164万7,000円等であります。さらに、公共下水道事業特別会計繰出金２億729万4,000円を計上いたしましたが、内容につきましては後述させていただきます。

第８款消防費につきましては、前年度対比339万7,000円減額の２億2,738万5,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金１億7,236万3,000円、消防団活動

のための非常備消防事務2,524万3,000円等であります。

第９款教育費につきましては、前年度対比9,947万8,000円減額の３億1,967万7,000円を計上いたしました。その主なものは、英語教育事業300万5,000円、小中学生定期券購入費1,789万4,000円、図書館管理運営費1,817万5,000円等であります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比12万円減額の1,455万2,000円を計上いたしました。その主なものは、農林水産業施設災害復旧費400万3,000円及び公共土木施設災害復旧費1,054万9,000円であります。

第11款公債費は、前年度対比578万円増額の５億5,431万2,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度対比600万円増額の1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、財政運営の基盤をなすものであり、安定した住民サービスを行っていくため財源確保が重要であります。景気回復基調が見えない現状で、本町では地方交付税を中心とする依存財源に大きく左右され財源確保が非常に厳しく、今後の財政運営を思慮し昨年度に引き続き財政調整基金からの繰入金に頼らない、見込まれる歳入実態に合わせた予算を計上いたしました。

自主財源は12億7,769万円で、前年度対比4,653万8,000円の減額となり、構成比は32.3％となりました。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、前年度対比2,386万8,000円減額の８億9,961万4,000円を計上いたしました。その他、自主財源の主なものは、繰越金１億7,000万円、分担金及び負担金5,431万2,000円、諸収入4,483万4,000円、さらに使用料及び手数料１億433万2,000円であります。

一方、依存財源につきましては26億7,531万円で、前年度対比2,653万8,000円の増額で、構成比は67.7％となりました。

本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、国の平成22年度地方財政対策で、地域活性化・雇用等臨時特例費等の措置により、国全体では１兆1,000億円増の16兆9,000億円としていることから、3,000万円の増額で18億4,000万円の構成比46.5％となり、地方譲与税は1,100万円減額の6,200万円、地方消費税交付金9,100万円、自動車取得税交付金2,700万円、その他の各種交付金の合計で3,660万1,000円及び国県支出金は１億273万8,000円増額の４億2,410万9,000円を計上、さらに町債では地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債１億5,000万円、道路改良整備事業のための土木債4,200万円等の町債が前年度対比8,190万円減額で、構成比4.9％の１億9,460万円であります。

以上で、平成22年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針及び概要説明を終わらせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計についてご報告いたします。

国民健康保険特別会計予算につきましては、最近における医療費の動向や国保財政基盤安定化策の延長等の国民健康保険制度改正に対応する予算を国の予算編成通知に基づき編成し、歳入歳出予算総額は前年度対比978万7,000円の減額で、それぞれ14億4,152万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費９億8,739万2,000円、後期高齢者支援金１億5,383万2,000円、介護納付金8,065万4,000円、共同事業拠出金１億9,622万9,000円及び保健事業費1,201万7,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が３億4,461万8,000円国庫支出金３億8,138万6,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金7,817万9,000円、前期高齢者交付金２億9,587万2,000円、県支出金6,400万3,000円、共同事業交付金１億8,045万3,000円及び繰入金5,664万1,000円であります。

近年は医療保険制度が複雑化しておりますが、医療費等の動向を見きわめ適切に対処してまいります。

次、老人保健特別会計について申し上げます。

老人保健特別会計予算の編成につきましては、過年度分の精算に係る予算を編成し、歳入歳出予算総額は前年度対比41万円の減額で、それぞれ210万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、医療諸費210万3,000円、歳入につきましては、繰入金59万2,000円、諸収入150万5,000円を計上いたしました。

医療制度改革により老人保健制度による医療制度は、平成20年３月診療をもって廃止され、平成21年度から平成22年度は、請求遅延分、過誤調整分等の整理期間となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険特別会計予算の編成につきましては、20年度に策定した第４期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を加味して予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比23万2,000円の減額で、歳入歳出それぞれ８億9,835万4,000円を計上いたしました。

歳出の第１款総務費は、介護保険に対する事務費、認定調査費等の1,043万4,000円を計上

いたしました。

第２款保険給付費は、要介護認定者が利用する居宅・施設介護サービス等の給付に要する介護サービス等諸費７億8,720万4,000円、要支援認定者が利用する介護予防サービス等諸費1,737万3,000円、高額介護サービス等費1,332万円、施設入所の低所得者に対し食費・居住費を補足給付する特定入所者介護サービス等費4,010万2,000円等で８億5,881万8,000円を計上いたしました。

地域包括支援センターが行う第５款地域支援事業費は、介護予防事業費1,405万1,000円、包括的支援事業及び任意事業費1,374万4,000円、さらに予備費として100万円を計上いたしました。

歳入につきましては、第１款保険料は、第１号被保険者の保険料１億2,777万4,000円を計上。

第４款国庫支出金は、保険給付費に対する国庫負担金と調整交付金及び地域支援事業に要する補助金２億2,736万1,000円。

第５款支払基金交付金は、第２号被保険者の保険料及び地域支援事業に要する交付金２億6,165万円。

第６款県支出金は、保険給付費に対する県負担金と地域支援事業に要する補助金１億3,272万2,000円。

第９款繰入金は、保険給付費と地域支援事業に対する町負担分及び事務費分１億4,714万6,000円。

第10款繰越金は、100万円。

第11款諸収入は、介護予防事業の利用者負担金等66万8,000円を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料の徴収事務並びに広域連合への保険料納付事務に係る予算を編成し、前年度対比1,956万8,000円の減額で、それぞれ１億1,647万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、広域連合納付金のうち保険料負担金を１億604万6,000円、事務費負担金を706万6,000円であります。

歳入の主なものにつきましては、保険料7,797万8,000円、繰入金3,796万5,000円であります。

後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、適

切に対処してまいります。

次に、南上財産区特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ92万7,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費92万7,000円で財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産収入49万9,000円と繰越金42万7,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ45万5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費45万5,000円で、財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産収入33万9,000円と繰越金11万5,000円が主なものであります。

次に、三坂財産区特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ901万9,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費901万9,000円で、その主なものは財政調整基金積立金753万6,000円、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金130万5,000円、その他財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、繰出金5,000円であります。

歳入につきましては、財産運用収入等5,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計であります。

供用開始から10年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で1,217万5,000円の減額で、歳入歳出それぞれ３億8,884万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、下賀茂処理区管渠工事費１億2,300万円、上水道等移設補償費が1,160万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費2,324万5,000円及び公債費１億7,645万4,000円であります。

歳入につきましては、受益者負担金1,015万2,000円、下水道使用料4,753万1,000円、国庫支出金7,000万円、一般会計繰入金２億729万4,000円及び下水道債5,380万円が主なものであります。

次に、子浦漁業集落排水事業特別会計であります。

平成８年４月の供用開始から15年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比６

万円の減額で、歳入歳出それぞれ1,371万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料498万円、町債元金償還金471万円及び利子償還金347万1,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金843万1,000円及び使用料収入498万円が主なものであります。

次に、中木漁業集落排水事業特別会計であります。

平成14年４月の供用開始から９年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比155万4,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1,992万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料523万円、町債元金償還金1,284万4,000円及び利子償還金130万7,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,440万1,000円及び使用料収入523万円が主なものであります。

次に、妻良漁業集落排水事業特別会計であります。

平成21年４月に供用開始した本事業の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ1,190万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料411万円、町債元金償還金397万8,000円及び利子償還金323万7,000円であります

歳入につきましては、一般会計繰入金746万1,000円及び使用料収入411万円が主なものであります。

次に、水道事業会計であります。

業務の予定量を総配水量120万4,000立方メートル、給水戸数5,234戸、建設改良事業１億716万6,000円、受託工事540万円を見込み予算編成をいたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比1.3％減の２億3,654万円を計上いたしましたが、このうち給水収益は前年度比1.3％減の２億3,083万3,000円を見込んでおります。

事業費用は、上水道第５次拡張事業や石綿セメント管更新事業を推進してきたため減価償却費が増加しておりますが、その他の支出を抑制することで1.0％減の２億8,535万8,000円としました。このことから、本年度の予定損益は5,174万9,000円（消費税抜き）の純損失となる見込みであります。

資本的収支予算の支出予算額につきましては、前年度対比7.1％減の１億5,564万円を計上いたしました。

支出の主なものは、国庫補助事業による簡易水道等施設整備事業や下水道事業に伴う配水管布設がえ工事等の水道施設改良費、また企業債償還金であります。

これに対する収入予算額は、簡易水道等施設整備事業国県補助金1,720万円、企業債2,300万円、建設改良工事負担金2,080万円と給水装置新設に伴う給水負担金300万円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,164万円は、損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は、独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいる所存であります。

以上で、平成22年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各主管課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、平成22年度南伊豆町議会３月定例会の開会に当たり、次の４項目について行政報告をいたします。

１、第５次南伊豆町総合計画について。

第５次南伊豆町総合計画の策定状況について報告をいたします。

平成21年度で第４次南伊豆町総合計画が最終年度を迎えることから、本町が自立した町として歩んでいくために、今後10年間のまちづくりの方向性を定め、町の発展と町民福祉の一層の向上を図ることを目的として新たな計画を策定することになりました。昨年６月26日に教育長と10課局室長による総合計画策定委員会を設置し、各種事務事業の基礎調査等総合計画策定の準備に入りました。７月29日の臨時町議会において総合計画策定委託業務に関する予算が可決され、５社による見積もり入札の結果、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所と８月20日に委託契約を締結いたしました。

総合計画策定に当たりましては、広く町民からの意見や要望などを反映させるため、町民30名で構成するワークショップ会議を５回、各地区における町政懇談会を６回、町内の各種団体への意向調査及び将来を担う中学生を初めとする各層及び年代別1,000名に対し郵送によるアンケート調査などを実施をいたしました。12月７日には長田商工会長を会長として町内有識者や各種団体長などを構成員とした15名による総合計画審議会を設立し、策定委員会によりまとめられた総合計画素案について慎重にご審議いただき、５回の審議会を経て本年

２月24日に答申をいただきました。

ワークショップメンバー、各種団体及び総合計画審議会委員の皆様など、総合計画策定にご尽力いただいた多くの方々に対しまして心より感謝を申し上げます。今後町民の思いが込められた総合計画の趣旨を尊重し、その実現に向け努力する所存でありますので、本町議会と町民の皆様の特段のご理解とご協力をお願いいたします。

２、春のイベント入り込み状況について。

（１）第12回みなみの桜と菜の花まつりの入り込みについて。

ことしで12回目を迎えたみなみの桜と菜の花まつりは、南伊豆町最大の春を呼ぶ観光イベントとして広く県内外に知れ渡り定着してまいりました。これにはＪＲを初めとする交通事業者やマスコミ関係者、多くの関係機関や町民の皆様方にご協力をしていただき、広域に宣伝告知されたたまものと深く感謝申し上げる次第であります。１月下旬には小中学校の生徒による青野川河川敷の清掃活動が行われ、１月30日には関係者及びボランティアを合わせ約80人が桜祭の舞台となる青野川河川敷と日野菜の花畑周辺、国道沿いなどで設置準備や清掃、草刈りなどの奉仕作業に参加していただきました。

オープニングは２月５日、菜の花畑において安全や千客万来祈願の神事でスタートいたしました。会場となった菜の花畑は、町と農業振興会により、今から16年前に休耕田対策としてよみがえって以来、毎年黄色のじゅうたんが当町の早い春を告げております。この菜の花畑は毎年10月上旬に元気な百姓まつりとして多くの関係者やボランティアに参加いただき、草刈りや種まきが行われております。このたび、農業振興会は国の輝く未来まちづくり事業で長年の功績が認められ、平成21年度豊かな村づくり全国表彰事業において、農林水産大臣賞を受賞されました。関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

２月７日には、商工会青年部の企画運営により、菜の花結婚式がとり行われ、本年度は東京都の渡邊将吾さんと高柳友里子さんのカップルが、大勢の観光客や町民に見守られ祝福されました。また、今回も県立下田高等学校の協力による吹奏楽部の菜の花コンサートも行われ、聴衆を魅了しました。

一方、みなみの桜の開花状況は、例年に比べ１週間ほど早く、祭スタートから２ないし３分咲きの開花となり、見ごろ満開期は２月中旬となりましたが、中間の厳しい寒さにより、今年度は予想外に開花状況や花持ちがよく、青野川沿いの河原を散策する多くの来遊客を楽しませております。２月下旬の天候により葉桜になっている木々も見受けられますが、３月上旬までは十分楽しんでいただくことはできましたものの、後半の入り込みは厳しくなりま

した。また、今年度は県農業技術研究センターの協力のもと、２本の試験木を選定し、11月上旬に休眠解除・開花促進剤を散布したところ、１月下旬から咲き始め、思いがけない桜の開花に観光客の驚嘆と歓声に包まれました。これからも桜木に与える影響も考慮しつつ検討していきたいと考えております。

今年度第12回では、みなみの桜と菜の花まつり実行委員会を初めとする下賀茂温泉振興会など、関係者の皆様で慎重に審議検討された結果、メーン会場を道の駅下賀茂温泉湯の花内の湯の花直売所横に変更し、大変公表を得ました。また例年本部イベント会場や出店会場として借用している来宮橋隣接の鬼怒川プラザホテル所有地は、乗用車の駐車場として活用させていただき、土曜、日曜日は役場駐車場も開放し、大型バス、普通乗用車の駐車場として対応いたしました。

また、クリーンセンター横駐車場におきましても、期間中大型バスの回送場所として開放いたしました。普通乗用車駐車場は昨年に引き続き日本サイエンス株式会社社長鴨田様の所有地をご厚意により駐車場として借り受けるとともに、各旅館の駐車場、そして、有限会社渡辺電気商会様、菜の花畑付近は大型バス駐車場として内藤稔様など、地域の方々のご厚意により提供していただき、深く感謝申し上げる次第であります。それでもピーク時には駐車場が不足をいたしました。

３月７日現在の入り込み客数は約32万人で、前年同日期の対比は約97％で、ほぼ前年並みとなりました。

祭期間中のイベントは、２月７日の菜の花結婚式で周囲約500人の祝福を受けました。夜桜日を２月20日の土曜日に実施いたしましたが、道の駅の駐車場が満車になる盛況ぶりで、宿泊客や町民に非常に喜ばれたところであります。２月土曜、日曜日には全６回、イセエビのみそ汁サービスを先着200名で実施いたしましたが、毎回長蛇の列で即座に終了となる盛況でした。さらに、祭期間中、午後５時30分から９時30分まで銀の湯橋上流から右岸は加畑橋まで、左岸は九条橋までの両岸の桜のライトアップを行い、菜の花畑も同時刻ライトアップを実施いたしましたが、年々機材をふやしながら距離の延長を図っており、寒い中でも多くの来遊客があり、幻想的な夜桜に感動しておりました。今後も夜桜のライトアップを強化、宣伝し、宿泊へ結びつけることにより、滞在期間の延長と町内周遊につながる観光商品として充実させることを期待するものであります。

ことしの第12回みなみの桜と菜の花まつりにおきましては、期間中延べ約1,000人を超える方々にボランティアとして携わっていただき、その他、イベント会場周辺住民の皆様など

にもご理解、ご協力を賜り、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

（２）湯の花観光交流館入り込み客数について。

２月１日にオープンし１年を経過した湯の花観光交流館は、道の駅にも指定され、町民や観光客の交流拠点として、また２月５日に開幕したみなみの桜と菜の花まつりのイベント広場としてにぎわいました。ここで２月中の当施設の入り込み状況の結果がまとまりましたので報告をさせていただきます。

次のページで、観光案内所の施設以下、記載のとおりであります。ごらんいただきたいと思います。

以上のような結果となりました。

湯の花観光交流館につきましては、道の駅に指定されたため全国的に知名度が上がり、遠方からのお客様も見受けられます。今後におきましても、町民はもとより町外からの観光客の皆様にも愛される交流館を目指していく所存であります。

（３）町営温泉銀の湯会館、みなみの桜と菜の花まつり開催中の入り込み客数について。

まつり期間中の休館日は衛生上の関係から、従来どおりの水曜日を休館日としました。また本年も土日に玄関前まつり案内所兼売店を設け、来館者や花見客に喜ばれました。

３月７日現在における入館者数は6,345人で、前年同日期6,287人に対し約１％の増となりました。

また、足湯湯の花につきましては、昨年同様、まつり期間中のみ昼営業に加え、夜間営業をしました。平成21年２月１日にオープンした湯の花観光交流館の影響もあり、利用も大変多く、来遊客は桜を楽しみながらのいやしに大変喜び、感動していました。今後も一層のサービスと常におもてなしの心で対応することを念頭に置き、営業してまいる所存であります。

３、庁舎建設について。

昨年10月１日に設置されました南伊豆町役場庁舎建設検討委員会は、平成22年２月12日までに８回の開催を数え、同月24日には、その集大成である南伊豆町新庁舎建設基本計画が答申されました。この計画書においては、平成21年12月に策定された南伊豆町新庁舎建設基本構想に比して、より具体的に新庁舎の姿が描かれることとなっております。新庁舎は現敷地内への建設が適当であること、新庁舎は単なる事務所とはせず、健康福祉、防災、そして地域コミュニティの核となる建物であるべきこと。必要な部分には経費をかけるべきであるが、ランニングコストは極力かからない建物とすること等、数々のこれから進むべき方向性の示唆をいただきました。今後新年度10月末に向けて庁舎建設実施計画設計書の作成に取り組ん

でいくこととなります。建築設計技術者の建築学的見地からの意見も取り入れた、より実践的な作業に入りますが、新庁舎の建設に関する協議を地域住民を代表して任されることとなった13人の庁舎建設検討委員の見識、そして思いがその他数多くの皆様からいただいた役場庁舎に関するパブリックコメントとともに、盛り込まれた庁舎建設基本計画の内容をできる限り設計書に反映させることのできるよう努めてまいる所存であります。その一環として平成22年３月末日を期限としていた庁舎建設検討委員の任期を、庁舎建設実施設計が完了するまでに延長させていただきました。平成23年８月末の竣工落成に向けてまだまだ協議検討することとなります。今後とも皆様方のお力添えを何とぞよろしくお願いをいたします。

４、主要建設事業等の発注状況について申し上げます。

平成21年度第４四半期（１月から３月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

平成21年度南伊豆町クリーンセンター生物脱臭塔改修工事、441万円、日本ヘルス工業株式会社静岡オフィス。平成21年度南伊豆町クリーンセンター活性炭吸差塔改修工事、207万9,000円、日本ヘルス工業株式会社静岡オフィス。平成21年度石井浄水場直流電源装置用電池取替工事、262万5,000円、荏原エンジニアリングサービス株式会社横浜支店。平成21年度南伊豆町立小学校内ＬＡＮ工事、220万5,000円、有限会社渡辺電気商会。平成21年度普通河川小沢川河川改修工事、277万6,200円、有限会社山崎建設。平成21年度21年災22号町道小稲神社線道路災害復旧工事、252万円、株式会社南伊豆造園土木。平成21年度21年災伊兵漁港災害復旧工事、3,465万円、株式会社古川組静岡支店。平成21年度林道鈴野線道路維持工事、239万4,000円、有限会社山崎建設。平成21年度銀の湯会館改装工事、1,372万1,400円、有限会社平井工務店。平成21年度町営差田グラウンド防球ネット設置工事、619万5,000円、有限会社山崎建設。平成21年度地上式消火栓設置工事（その１）、320万2,500円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。平成21年度地上式消火栓設置工事（その２）、433万6,500円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。平成21年度三浜小学校仮校舎部分解体工事、210万円、長田建設工業株式会社。平成21年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業町道伊浜線安全施設設置工事、588万円、株式会社保坂建設。

以下、各事業とも平成21年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業でありますので、事業名につきましては事業箇所のみの報告とさせていただきます。町道五十鈴川線安全施設設置工事、240万4,500円、旭産業株式会社。町道東風山戸Ａ線舗装工事、630万円、丸三工業株式会社。町道伊浜蛇石線ほか舗装工事、294万円、株式会社西田。宮前橋橋梁塗装工事、

378万円、不二山塗装。町道加納石井線道路改良工事、472万5,000円、恵比寿建設株式会社。普通河川鳥屋川河川改修工事、3,076万5,000円、長田建設工業株式会社。町営差田グラウンド防球ネット設置工事、1,081万5,000円、有限会社山崎建設。

以上で、平成22年３月定例会の行政報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　これにて施政方針並びに予算編成方針及び行政報告を終わります。

ここで11時５分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時０６分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（漆田　修君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　竹　河　十九巳　君

○議長（漆田　修君）　１番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、共立病院問題について伺います。

平成21年12月18日、共立湊病院組合指定管理者の指定辞退を医療法人社団聖勝会がしたとの新聞、テレビの報道を知り、町民は驚き不安を感じるところであります。南伊豆町議会においては平成22年１月29日開催の地域医療問題調査特別委員会で、医療法人社団聖勝会の指定管理者辞退について平成21年12月17日付指定管理者辞退届と報道機関に対するプレスリース用資料により説明がありました。平成21年12月18日、指定管理者辞退の記者会見から平成

22年１月29日町議会特別委員会まで40日余り町議会には説明がありませんでした。

そこで町長に伺います。平成21年12月18日、指定管理者辞退の記者会見から平成22年１月29日までの40日余り、町議会には説明がなかった理由を説明をお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいまの件でありますが、昨年12月18日にいわゆる指定管理者である聖勝会から辞退届が郵送で届けられました。同時にご本人が記者会見をしたわけであります。たまたま年末年始の休みを挟んで組合としましては、その対策にもうその日から追われたわけであります。そして、首長会議、運営会議あるいは病院との事務局を通じての組合との連絡調整であるとか対応をしてきたわけであります。そして、組合の全員協議会あるいは臨時会の開催等も行いました。そういう中で、実はこの日程ですけれども、暮れの18日ということで、その後組合の全員協議会を開催したのは２月11日の休日でした。そういうことで、当町議会におかれましては特別委員会があるということで、私に特別委員会の委員長のほうから出席要請がありまして、そういった形での私は特別委員会での説明となりました。ですので、当町のいわゆる特別委員会の開催が１月29日ですけれども、病院の全員協議会はその後の２月11日に開催をしております。というのはやはり何度も申しますけれども、これらの対応に追われて、そして会議を招集するにもそれぞれの日程調整やらして、そうして夜間休日なく対応してまいりましたけれども、そういうことで当町の場合は特別委員会での報告となったという経過であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　平成21年12月17日付指定管理者辞退届によると、その理由として、本件指定管理者反対勢力の妨害行動と目されるべき数々の行為に悩まされ続けており、そして本件指定管理者反対勢力による妨害行動は、何はばかることなく公然と行われているとしております。医療法人社団聖勝会や医師西川氏に対するいわゆる流言や流言飛語と思われるうわさ、デマも私も下田市内で耳にしておりました。広辞苑によれば、流言とは社会に流通する虚偽の情報ないし誇張された情報、流言飛語とは根拠のないのに言いふらされる無責任なうわさとあります。

そこで町長に伺います。指定管理者に対するうわさ、デマを町長は耳にしたことはあるのかないのか。町長は耳にしたことがないとすると、情報収集能力と危機管理能力に問題があるということになると思われるが、その辺について町長、お伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この指定管理者である聖勝会に対する、今流言飛語ということを言われました。我々が首長会議等を開催する中で、それらしいことも耳にしたことがあります。ただ、今議員が申されたようにデマやうわさというのは、やはり事実に反する扇動的な悪宣伝であるとかあるいはいわゆるそういったうわさということであって、我々はこういったデマやうわさと思われることを耳に仮にしたとしても、これに惑わされることなく、立場を認識しながら、そして常に公正な立場で事実を確認しながら目標の達成に向けて議論を進めていくべきではないかということでもって我々は進んできております。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　「話し合いは自分の意見を言う前に人の意見をよく聞く心の態度から生まれるもの。絶対にこうだと自分自身の結論をただ押しつけるのでは話し合いも何もあったものではありません。情熱が深くなれば深くなるほど静かに穏やかに大切な問題を語り合わなければならぬものだと思います」と、随筆家岡部伊都子さん（47歳）、1970年出版、創元社刊「鈴の音」の言葉であります。1970年とは水俣病を初めとする公害問題、ベトナム戦争、沖縄返還、基地問題等多くの問題が日本で噴出したその時期であります。

そこで町長に伺います。医療法人社団聖勝会の指定管理者辞退後の進捗状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　いわゆる新病院計画の基盤となる指定管理者が不在という今状況にあるわけでありますが、これはやはり一刻も早く指定管理者を選定しなければなりません。我々はやはり首長会議の合意に基づいて、そして指定管理者である今地域医療振興協会の指定管理継続に関する意向を打診しながら、あらゆる選択肢も視野に入れながら早急に対応すべく今進めておるまさに最中であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　現在の指定管理者は、平成23年３月までとなっております。平成23年３月までに新しい指定管理者が決まらなければ医療の空白、南伊豆下田地区から入院病棟がなくなる、高齢化率が高い南伊豆町にとっては大問題でもあります。ドクターヘリはありますが、救急患者が出た場合はさらに深刻な問題となります。現在においてもリハビリ病院がないため、多くの患者、家族が天城の山を越えて田方へ行っているのが現状であります。家族の中には週数回、天城を越える人たちもおります。また、１日の勤務、仕事を追え、天城を越えている人たちもおります。そして、共倒れしてしまった家族も存在しているのです。共立病院が存続できなければ、管理者としての鈴木史鶴哉町長の責任も問われかねません。

そこで町長に伺います。町長は平成23年４月からの共立病院存続の見通しをどのように考えているかをお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この公立病院の存続というのは、賀茂医療圏全体の重要な課題であるというふうに今認識をしております。特に２次の救急医療を含めて、23年３月をもって指定管理者との契約は切れるわけですけれども、それ以降も医療の空白があってはならないということであります。これはもう必ず継続しなければならないというような認識でおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、まちづくりについて伺います。

東京代々木に神宮の森というのがあります。これは林業学者本多静六の指導のもとで100年先の姿を描いて計画的に造林されたものであります。森はいわば水の倉である。神宮の森には池があり泉がありせせらぎがあり、ショウブのほか色とりどりの花々が咲きにおう。花には昆虫が群れ、50種類もの鳥が住む。森は水を生み、水は美をつくる。近代文明は森を崩壊してきた。神宮の森はその強烈なアンチテーゼである。21世紀における科学技術は森、土、水を三位一体にして周囲に美を添えるというものに劇的に変わることを予見していきたいと言ったのは、「「美の国日本」をつくる」の著者で、経済学者の川勝平太氏であります。こ

の川勝平太氏こそ現静岡県知事であります。

そこで町長に伺います。川勝平太氏は静岡県知事として著書で書いたことを実践しようとしております。川勝知事の考えとリンクさせてまちづくりをする考えはあるのかどうかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この後本議会に提案させていただいております第５次の南伊豆町総合計画の将来像として、光と水と緑に輝く南伊豆町を掲げさせていただいております。この表現は当町が始まって第１次の南伊豆町総合計画から引き続いて掲げられたキャッチフレーズであります。このことはまさしく、今申された川勝知事の考えに相通ずるものがあるというふうに私は思っておるところであります。本町が今後第５次の南伊豆町総合計画を基本として、そして自然を生かした自然と共生するまちづくりを基本理念としながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　「「美の国」日本をつくる」の著書で経済学者の川勝平太氏は、1999年の冬、国会等移転審議会の答申に関して建物は樹木の高さ以下に抑え、国会議事堂は大型の木造建築にすべきである。苗木や若木は成長過程で二酸化炭素をどんどん吸収する。巨大な古木は大量の二酸化炭素を固定している。古木を活用し苗木を植えるのは環境によい。意外かもしれないが巨木は耐火性にもすぐれている。石づくり国会議事堂は日本の風土にはなじまないのではないか。森の議事堂と呼ばれ、環境を重んじる日本の象徴となるだろうと、石づくりの国会議事堂ではなく木造の建築にすべきであると言っております。

そこで町長に伺います。川勝静岡県知事は、地元木材を公共施設に活用する考えを持っております。12月議会においても質問をいたしましたが、改めて新庁舎を木造で建設する考えはあるのかどうかということを、再度町長にお尋ねします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この新庁舎建設につきましては、多くの皆様の見識を反映させて臨むべく、平成21年10月１日に南伊豆町役場庁舎建設検討委員会を設置をしたところであります。そしてそこで建設にかかわる趣旨の件を諮問をいたしました。委員会では８回の会議を開催をして、平成22年２月24日、その集大成としての庁舎建設基本計画書の提出をもって答申をいただきました。その計画書では、長寿命建築物の項目内において、木造建築について触れておりますので、引用させていただきます。

「鉄筋コンクリートづくりの建築物に比べて木造建築物は見た目にも実際的にも格段な温かみを有する。温度調整まで自動で行うし、アレルギーが発生しにくいともされている。しかしながら、木材は鉄筋コンクリートに比べて明らかに経年劣化が激しい。特に雨のかかる外構部においてはその差は歴然としている。潤沢に維持管理費を使い、まめに補修をかけることができるのであれば木造建築物にこしたことはないが、我々に許される維持管理費には限りがある。各種建築材の特性を考慮し、それぞれのよさを生かしながら組み合わせすることによって、長寿命な庁舎の建立を目指したい」というふうになっております。

以上でありますが、委員会においてメンテナンス、補修費に懸念が残るということであります。役場の庁舎ほどの大きな建築物の建物用のいわゆる量を用意するとなれば、天竜あたりの針葉樹を使って大断面集成材もつくらなければ長持ちしない。難燃処理、いわゆる燃えにくい処理もすることになると経費もかさむと。それから町内には十分なかたさを持った針葉樹が存在しないという声も聞いております。

そこで、建築材にはそれぞれの特性があるわけですので、木材の温かみ、荘厳さ、居住性のよさは十分に承知してはおりますけれども、新年度の10月までをかけて実施設計を行いますので、庁舎のどこにどれだけの木材を使うことができるのか、実施設計者との間で財政的な面、それから技術的な面を協議検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　水という我々の身の回りにある最もありふれた物質が、実は考えたこともなかったような不思議な複雑な性質を持った物質であることがわかっていると。我々はこの不思議な物質を乱暴に扱ってきたのではないかと反省させられると言ったのは、東京大学都市工学科で下水処理を研究していたフクイジュン氏であります。水道は公衆衛生を向上させる一方で、石綿管による健康被害を生み、財政問題、人口減少、高齢化により使用料

収入が減少から水道管の耐震化率の低さが問題となっております。また、人口密度に応じた下水道、公共下水道、集落下水道、個人下水道に分けるものを提唱した横浜国立大学の中西準子氏は、公共下水道は水道と同じように維持管理費が自治体財政を圧迫するのではないかという水の専門家の意見があるとしております。水道も下水道も生活にはなくてはならないものとなっております。

そこで町長に伺います。水道、簡易水道を含めた下水道、漁排も含めて耐震化率はどのようになっているかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　本町の水道施設でありますが、これは水道施設耐震設計基準以前に整備されたものが多いわけであります。ということで、耐震基準レベルというのが今不明であります。水道施設の主要な施設としまして、取水施設、浄水施設、排水施設がありますが、実態を把握するのに耐震診断が必要となります。

導・送・配水管につきましては、上水道区域において平成20年度末時点で耐震適合性がある管路延長が1,246メートルで、これはいわゆる総延長に対する割合で申し上げますと12.7％であります。上水道区域内につきましては、今後下水道事業とあわせて、また簡易水道については簡易水道統合計画による事業により整備をしていきたいと考えております。

また、公共下水道施設の処理場の設計は平成６年から８年度で設計されておりまして、平成９年度に耐震基準が強化をされたため、実態の把握は耐震診断が必要ということであります。

漁業集落排水施設の入間・子浦地区は下水道施設と同じで耐震診断が必要です。中木・妻良地区につきましては、これは耐震基準は満たしております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、２月17日付伊豆新聞によれば、県教育委員会は16日までに賀茂地域で初となる県立特別支援学校高等部の分校を松崎町櫻田の県立松崎高校施設内に設置する方針を決めた。新設される分校高等部の想定通学区範囲は、下田市、南伊豆、松崎、西伊豆町の賀茂南部４市町との報道がありました。南伊豆町から松崎高校へ通学するには国道136号線海岸線を行く方法と、県道で蛇石峠を越える方法、また下田市を経由して行く方法

が考えられます。路線バスの問題はありますが、南伊豆町から松崎高校へ通学する最短距離はいずれにしても国道136号線の海岸線、県道の蛇石峠越えであるが、いずれも危険箇所の多い道路であります。また、一般の生徒も松崎高校へ通学しております。

そこで町長に伺います。南伊豆町から松崎高校への通学を考えると、バス路線の問題もありますが、道路整備も急務と思われますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　我が南伊豆町と松崎町を結ぶ道路というのは、今議員が申されたように国道136号線と県道である南伊豆松崎線の２路線があります。そこでまず、国道136号線ですが、今町内では青市から湊地区へかけて歩道の設置工事、それから日野では山戸橋のかけかえ工事であるとか、あるいは子浦においては五十鈴大橋、天狗橋の耐震補強工事、こういったことが行われております。そしてまた、未改良部分としては二条地区から差田地区、希望の里までの一部区間であります。しかし、この区間を補完する道路としての町道成持吉祥線が今整備中でありますが、これはこの22年度には全線工事がいよいよ完了予定であります。松崎町側におきましては、雲見からニシビの区間に危険箇所や幅員の狭い箇所があります。そしてまた、県道南伊豆松崎線でありますが、これはいわゆる岩殿から下小野、セキハマ橋付近で改良事業に着手し、今用地買収等が進められております。また川合野におきましても県単事業により拡幅改良工事が進められております。またさらに、改良工事が必要なその他の区間は、南上地域振興協議会等と協力をして改良工事等の要望を行っておるところでありますが、正直言って改良工事等の実施はなかなか厳しい状況にあります。現在、国、地方の財政状況は非常に厳しい状況ですが、国県道の改良工事等につきましては県を初め関係の各機関に賀茂地区のそれぞれの市町と連携をしながら、引き続いて要望してまいるというふうに考えております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、次世代育成について伺います。

次世代育成支援対策推進法による行動計画ですが、2005年度から2014年度までの10年間の行動計画を策定し、法８条によれば、市町村は行動計画策定指針に即して５年ごとに当該市町村の事務及び事業に関し５年を１期として次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとすると規定されております。現在第５次南伊豆町総合計画審議会で、第５次南伊

豆町総合計画についての審議がされ、町長に対し答申がされたところでありますが、その審議の過程で審議委員から第４次南伊豆町総合計画についての総括がなされていないものについては審議に入れないという意見が出されました。そして、次の審議会において第４次南伊豆町総合計画についての総括が出されたという経緯があります。

そこで町長に伺います。次世代育成支援対策推進法による行動計画についての前期５年の総括はなされているのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今議員が申されたとおり、次世代の育成支援対策推進法によって地方公共団体には次世代育成支援行動計画の策定が義務づけられたものであり、計画期間が５年を１期として、この間の達成すべき目標事業量、政策目的など具体的な目標設定が必要とされるとともに、達成状況の検証など事後評価とその公表が求められております。そこで本町におきましては、平成16年度に南伊豆町次世代育成支援行動計画を作成をしましたが、現在の子供を取り巻く環境の変化、それから社会経済情勢等に迅速に対応していくために、前期計画の目標事業量等の達成状況の検証、進捗状況、20年度に行った子育て施策や保育サービス等に関するニーズ調査の結果を踏まえて、22年度から５年間の後期計画を現在策定中であります。

なお、第５次の南伊豆町総合計画における次世代育成支援に関する事項と整合をとりながら、本計画の策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　「昭和52年以前に育った人間と、それ以後に育った人間とは決定的な違いがあると勝手に思っている」と、においについて論じた、副題、「におい、あるいは感性の歴史」で、社会学者三橋修は言っております。平成16年度に文部科学省が、全国すべての公立小中高を対象にしたアレルギー疾患についての実態調査が行われ、学校をすべての児童生徒にとって安全で安心して学べる場とするためには、学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みをさらに推進する必要があるとして、平成19年度に財団法人日本学校保健会に学校におけるアレルギー疾患に対する取り組み推進検討委員会が設置され、検討された結果、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインがつくられました。そして、その目的を達成するため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）が作成され、公表されまし

た。その指導表による管理指導は、平成20年度から開始されております。

そこで教育長に伺います。教育委員会が掌握しているアレルギー疾患の子供はどれくらいいるのか。また、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）はどのように活用されているのかを教育長に伺います。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　現在、南伊豆町内の小中学校には小麦粉とか牛乳とか、そういった食べ物アレルギー、そういった子供が19名、生徒総数が644名ですから約３％ぐらい存在します。

先ほど議員指摘の指導表ですけれども、これは各学校の保健室で管理されておりまして、主として給食のときの除去食を準備するとか、あるいは自分で該当食品を除去するとか、場合によっては弁当を持ってくるとかというような、どういう形がよろしいのかという、それぞれに対応した指導を行っているということでございます。

学校保健会のガイドラインをもとにして学校対応マニュアルというのがございますけれども、それでは除去食をつくる町内の学校がそれを利用しておりまして、現在南伊豆東小で除去食を行っております。ことしに入って県教委が該当児は医師からの個人カルテを取り寄せるようにというような調整の動きが出ております。したがって、これから実施してまいるわけですけれども、人手不足の本町として除去食に完全に対応し切れるかどうか、ちょっと心配しているというところでございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、雑誌、書籍の売り上げのピークは1996年であると言われております。それからずっと右肩下がりで落ちておるそうです。立教大学教授で精神科医の香山リカ氏によると、今全国の教員を悩ませているものが生徒や学生の剽窃問題である。剽窃というのは何かというと、感想文やレポートの課題を出すとインターネットや関連サイトから丸写しし、いわゆるコピペ、コピー・アンド・ペースト、を提出する学生が後を絶たないと言っております。友達のレポートを丸写しとどこが違うかというと、パソコン上の簡単な操作で一瞬で写しが完成することである。また香山リカ氏によると、レポートについて口頭試問などを行うとしどろもどろになる学生が少なくないと指摘しております。また、小学生、中学生を対象にした読書感想文のサイトもあります。

そこで教育長に伺います。読書感想文の剽窃問題ですが調査したことがあるのか、また剽窃問題に対する教育長の感想を伺います。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　大変ゆゆしき問題だと思いますが、少なくとも本町内にはないと考えております。調査をしたこともございません。子供たちは平常の文体というか、一番なれていてわかっているのは担当の教師だろうと思うんです。まず、その段階で教師が疑問に思うでしょう。それはどうもでき過ぎている文だなとか感ずると思うんですが、読書感想文のたぐいはさらに郡段階とか県段階と多くの方の目が入ります。したがって、本町の子供たちがそうしたこそくな手段を用いて悪いことができると、こういった子はいないと私は確信しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、４月から南伊豆町で実施を予定している学童保育は、1998年、児童福祉法の改正で法制化され、2007年、放課後児童クラブガイドラインが策定されております。奈良女子大学の浜田寿美男氏によると、今では結婚して自分の子供が生まれるまで赤ちゃんの世話をしたことがないという女性が少なくない。いや、生まれて初めて抱いた赤ちゃんが自分の赤ちゃんだという女性もいると、「子ども学序説」の中で述べております。また、餓鬼大将がいなくなってもう久しくなります。子供の世界が同年齢の子供だけの世界で、輪切りの世界になっているのかもしれません。子供の世界も変わったものだと思われます。

そこで教育長に伺います。南中小学校の施設を利用して実施する放課後児童クラブで、どのような子供の世界ができたらよいのかと思っているかを、教育長にお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　子供は子供同士の遊びや学びを通して生きる知恵を覚えていきます。放課後児童クラブはいわゆるかぎっ子をつくらないための施策でございますが、集まった仲間からいろいろ子供は学んでいくということであります。危険な遊びとかあるいはいじめを生まないよう、周囲の大人が指導員をつけて、大人の指導員、正確には保育士とか教諭の免状を持った人をつけて行うという事業でございます。

文科省の児童教室まで準備できれば完璧でありますが、そこまでの余裕は本町にはございませんので、厚生労働省の児童クラブをＮＰＯ法人に委託して行うという予定でおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、地方分権、地域主義について伺います。

地方分権推進委員会の委員をしていた西尾勝氏と千葉大学教授、新藤宗幸氏との対談を本にまとめた実務教育出版「いま、なぜ地方分権なのか」の前書きで、千葉大学教授、新藤宗幸氏は、「地方分権改革は地域の状況に応じた施策や事業を、市民みずからが決定できるシステムの構築のために必要とされている」としております。平成17年６月には、行政手続法の改正により、政令や省令などが制定するに当たり、意見公募手続をする規定が新設されております。地方自治体においても意見公募の手続、パブリックコメントを実施するようになっております。

第５次南伊豆町総合計画については、審議会から答申が提出されましたが、第４時総合計画の策定時と第５次総合計画の策定時では、計画策定への住民の参加の形も大きく変化していると思われます。

そこで町長に伺います。第４次総合計画策定時と第５次総合計画策定時では住民参加の形が変わり、住民の意見はどのように反映されていたかをお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この第５次の南伊豆町総合計画につきましては、先ほどもご報告いたしましたけれども、いわゆる町民の皆様のご意見をいかに反映させることができるかに今回は力点を置きました。そして計画策定を進めたわけであります。そこで町政懇談会、それから町民アンケートの実施、それから各団体とのヒアリング、こういったことを加えまして30名の町民によるワークショップ、さらに町民全体を対象としたパブリックコメントなどを実施をさせていただきました。このワークショップにつきましては、多くの方のご協力をいただきまして夜遅くまで熱心にご審議、ご協議をいただいたことを聞いて報告を受けております。心から感謝をしているところであります。また、パブリックコメントにつきましても４名の方から貴重なご意見をお寄せいただき、これも参考にさせていただきました。さらに議員代表の方を初め、町内各団体長であるとか、あるいは有識者の方などを構成員とした15名の総合計画審議会の皆様におかれましても、非常に熱心にご審議をいただきましたことにつきましても感謝をして

いるところであります。

以上のように、第５次南伊豆町総合計画の策定につきましては、たくさんの町民の方のご参加をいただき町民のご意見を反映し、まさしく町民との協働による計画づくりというふうになったと思料しているところであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　静岡県では平成21年12月25日交付の条例で、静岡県富士山の日条例を制定しています。静岡県ではすべての県民が富士山を学び、考え、思いを寄せ、富士山憲章の理念に基づき後世に引き継ぐことをしっかりと決意する日として、２月23日富士山の日と定め、そして次世代を担う子供たちが自分の故郷の富士山について絵を描いたり勉強したり、家族や地域の方々と一緒に環境の整備に努め、自然を思い、富士山を大切にするという自覚をするような日にしていきたいとしております。

川勝静岡県知事は、フィールドワークを基本とした地域学をよこ糸に、精緻に体系化された近代科学をたて糸に組み上げれば、環境問題なども有効な提言ができる地域学ができるのではないかと言っております。川勝平太静岡県知事が提唱する地域学に、富士山の日はその第一歩になるのかもしれません。

そこで町長に伺います。静岡県富士山の日条例について、南伊豆町はどのように考え、どのようにかかわっていくのかをお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この２月23日のいわゆる富士山の日につきましては、本町では早速２月１日号の広報「みなみいず」お知らせ版を通じて全世帯にＰＲしたところであります。そしてまた、第５次の南伊豆町総合計画におきまして、「次代につなぐ美しい景観と豊かな自然の保存」はまちづくりの主要課題となっていることからも、静岡県が富士山をテーマとして２月23日を富士山の日として、次世代を担う子供たちが自分のふるさとを思い、自然を大切にするという自覚を持つ日として設定したことは大変有意義なことであると存じております。今後この富士山の日制定を契機として第５次南伊豆町総合計画に基づいて、自然を生かしたまちづくりを進めるため各自取り組みについては検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　平成21年９月、消費者安全法が実施されております。消費者センターの設置義務が都道府県に義務化され、市町村においては努力義務とされております。平成22年１月に地方消費者行政の充実強化プラン（案）が示され、同プラン（案）においては基礎自治体の役割について消費者への不安やトラブルについて、特に最近の消費生活相談の事例を見ると、高齢者、認知症の住民などをねらった事案が増加しており、こうした事案に対処するためには地域住民により身近に接する基礎自治体が庁内の連携の円滑性や機動性などの利点を生かし、地区自治会、地域福祉団体などの活用、協力を得つつ、きめ細かい相談の掘り起こしや啓発をしていくことが効果的として、そして地方分権を基本としての地方公共団体の取り組みに期待しつつ、地方公共団体の取り組みを支援するとともに国としての取り組みもまた充実強化を図るとしております。

高齢者の多い南伊豆町の消費者行政をどのように推進していくかを、町長に伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

本町の消費者行政ですが、我が町には消費者センター的なものは設置しておりませんので、この消費者行政事務は企画調整課のほうで対応しておるところであります。今議員の申されたように、最近の事例として、全国的に見ても高齢者であるとかあるいは認知症などの方々の被害がふえてきております。また手口も非常に巧妙化してきているということであります。

そこで、現在本町では静岡県を含めた東部地域各市町と連携して、消費者行政問題被害防止のための見守りネットワーク組織を形成しておりますが、今後も同ネットワークを有効に活用した情報の共有化を行うとともに、高齢者を含めたひとり暮らし世帯などと接する機会の多い社会福祉協議会などと連携を図りながら、町民への消費者問題に対する意識の向上に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、定住外国人に地方参政権を与えるかどうかの論議を呼んでおりますが、憲法93条第２項には、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しております。また、

平成７年２月28日、最高裁判所は、地方公共団体の長や地方議会の議員選挙について、在留外国人のうちでも永住者等のいわゆる定住外国人に選挙権を付与する立法措置を講ずることには憲法上、禁止されていないとの最高裁判例が出ております。

現在、看護師、介護士不足からアジアからの労働力を受け入れるのに、３年間で日本語による資格試験に合格との基準を設け、ただ３年間労働力として使い捨てしようとしていると日本の姿勢が問われております。西欧諸国との対応の違いが問われているのであります。少子高齢化による労働力不足を解決する一つの方法として国策として看護師、介護士を外国から入れようとする時代でありますが、十分な国民的論議が必要であると思われますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

外国人参政権の対象となる外国人につきましては、議員もご承知のとおり最高裁はいわゆる判決の傍論において特別永住者、これは平和条約国籍離脱者及びその子孫を想定をしておるところであります。そこで本町の外国人登録者は45名でありますが、永住者が22名、それからこのうち特別永住者は５名となっております。そこで外国人の参政権につきましては、今まさに各政党間でいろいろな考えがあって、そして最高裁判決傍論が想定していた範囲の拡大をして、一般永住者にも参政権を付与することを想定した議論がまさになされているところであります。

こうした状況の中から当町としましては、この定住外国人に地方参政権を与えることにつきましては、国の成り行きをよく見守りながら今後対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　時間になりましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（漆田　修君）　竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　０時５９分

○議長（漆田　修君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（漆田　修君）　３番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　通告に従って質問をいたします。

観光の諸問題等についてでございますが、先ほど町長の行政報告の中でもありました。みなみの桜と菜の花まつりの件で、入り込みの状況がわかりましたらお知らせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このみなみの桜と菜の花まつりは、先月２日から今月の10日ですから、明日までということでイベントを行っておりまして、まだ途中の数字ですけれども、先ほど申し上げましたように３月７日現在の入り込み客数は約32万人であります。これは前年の同日での対比としては97％ということで、ほぼ前年並みではないかという報告を受けております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今伺いましたけれども、昨年もちょっと入り込み的には前年度よりは悪かったんですね。ですから、お客さんの数とするとだんだん減ってきているのではないかと思っておりますが、そこで、宿泊状況はどの程度になっているんでしょうか、もしわかりましたらお知らせを。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　宿泊の状況につきましては、まだ民連が旅行入り込み客のデ

ータが入っておりませんので、また入り次第またお伝えいたします。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　年々お客さんが少なくなっているのではないかなと思っておりますが、また交流館に出店が集中いたしまして、人の流れが大分変わったのではないかと皆さん言われております。その点、町のほうとしてはどのように考えていますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

詳細は担当課長から説明させますけれども、今議員が申されましたように、いわゆるメーン会場ということで表現しておりますけれども、物産等の販売が、これがこの下賀茂温泉湯の花の直売所の横にことしから変更になったわけであります。このことによって非常に人の流れが変わったわけであります。そこでいろいろ地元でも対策等を考えてきておりまして、１つにはいろいろな対策として手づくりの下賀茂商店街の飲食店マップというのを作成をして、これを積極的に案内誘導したり、それから、みなみの桜と菜の花まつり実行委員会と下賀茂の商店街とで共催で、下賀茂の商店街を歩こうイベントを実施をしたりしてやっております。あと下賀茂商店街でストリート９００といった、いわゆる下賀茂青年の有志の会で下賀茂区祭典組、病院組合、下賀茂の温泉振興会、商工会、こういった会場を提供していただきましたミロ、セイジョーなど地域の方たちが一丸となって実施されたことが大きな成果と思われております。こういったこともいろいろ取り組みとしては行われておりますので、我々町としてはこれらを育て、そして支援をしていきたいという今思いでおります。

あと実は、庁舎の建てかえを午前中もご報告しましたけれども、これにあわせて役場の駐車場がもう少し機能的にこういったイベントに使えるような形態に、この際に一緒になって考えていくべきではないかなという思いがしております。河川敷沿いにもう少し広く駐車しやすいようなスペースがとれれば、それも考えていったほうがいいかなというふうな思いもしております。そういうところです。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　町長も申し上げましたけれども、この本部イベント会場の変更につきましては、祭の実行委員会、また下賀茂温泉振興会の関係者の皆さんで慎重に審議、

検討されました。そこで一応この対策としましては、先ほども町長も申し上げました下賀茂商店街飲食店マップ、これを１万部作成しまして、ボランティア協会と、それから観光協会で皆様に配布ということと、それから下賀茂商店街を歩こうイベント、これはセイジョーの駐車場で下賀茂祭典組の方の籠獅子の舞い、それからサザエの無料つぼ焼きサービスという形で実施いたしました。そうしまして、本部からずっと河川護岸を前原橋まで行きまして、そうしましてセイジョーでそのイベントをしまして、そして商店街へ帰ってくるというような形のことを実施いたしました。今後におきましてもその関係機関と連携して、商店街の活性化にも努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　人の流れが変わったということは、いろいろとまた検討課題ではないかと思いますけれども、一つの案としまして、バスの乗降の関係で降りるところを前原橋のほうか銀の湯あたりにして、そしてまた乗るところを交流館のところというふうな考え方もいいんじゃないかなと思っております。これは一つの提案です。また、この早咲きの桜は現在多方面で多く植えられております。千葉県でいえば房総半島、神奈川県では大井松田。狩野川沿い、川沿いにおきましてはもう天城のトンネルから下へと浜まで数多く植えられておりまして、正直なところこの遠くの南伊豆町まで来なくても近いところで見られるんではないかなということに思われます。またＪＲ東日本の誘客の宣伝につきましても、本年で終わりというようなことも聞いております。町としては今後どのような誘客宣伝に努めるのか、また他の花木などの考え方はないのかという点でお伺いをいたします。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員のおっしゃられましたとおり、本当に交通のアクセスが悪くて条件が悪くなっておりまして、ほかのところから見ると桜がほかのところが育ちまして本当に脅威に感じております。しかしながら、ここの南伊豆町の祭にもこの桜に付加価値をつけまして、そしてとりあえず来ていただくという形で、この桜のコースに湯道福地蔵めぐりという形で８体の地蔵さんを設置しまして、これも多くのお客さんですとか町民に親しまれまして新名所になっております。

それから、先ほどの町長の行政報告にもありましたけれども、ライトアップもしまして楽しんでいただいております。それから、この桜まつりに体験型のイベントも今回実施いたし

ました。石のデコパージュ制作、それからサザエのキャンドルづくり、お茶会などを開催して誘客に努めました。それから町内の各施設ですとか南伊豆町の歴史ですとか文化財、これらもそのまつりと組み合わせようという形で、ボランティア協会の人たちが皆文化財の勉強をしていただきまして、そしてお客様に案内してそちらにも行ってもらって効果を上げるというような取り組みをしております。

それから、２点目の次に何か桜にかわる花をということでございますけれども、南伊豆をこれからどうして、桜にかわるものでといったときに、やはりまずこの自然のままでとりあえず後世に引き継ぐような形で大切にしながらイベントを打っていくのがいいんじゃないかなと思います。それで、次に桜にかわる花はということになりますといいますと、これはまたいろいろの農業技術研究センターですとか、あるいは植えるところの地域の皆様の合意ですとか、あるいは観光関係者ですとかそれらの方たちと協議しながら進めていかなければいけないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私としましては、提言なんですが、伊豆急行からもらいましたあの土地です。そこなどを利用いたして花木などを植えたらと思います。というのは、花木でしたら農地でも植えられるんじゃないかなという点と、大きな広い土地ですから今から芝桜というのが秩父や富士の本栖湖でピンクのじゅうたんを敷いたような風景が見られるところが多数あります。その前に私のこれは提言なんですが、南伊豆町には昔から西田佐知子さんの歌ではないですけれども、エリカという花があります。このエリカですと今妻良地区の山合いにも大きくなって咲いております。割と成長の早いというか、切り花にしてもいいような花ですが、一番近いところですと児童館の前の交差点のところに二、三株今きれいに咲いております。そういうようなエリカという花、ピンクの濃い花です。それと、菜の花の黄色とやはりこのみなみの桜と合うんではないかなと思う。桜が終わってもその花があれば菜の花まつりの延長ということで、大変に観光客を呼べるんではないかなと思っておりますけれども、その点どのようなあれでしょうか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　提言ありがとうございます。芝桜、それからエリカ等々で一年を通した花の町にということでございまして、それを吉祥の寄附を受けた農地のところに

という形で、農地じゃなくて宅地でございますけれども、ご存じのとおり吉祥の寄附を受けました土地につきましては、吉祥町有地活性化プロジェクトという形で一応全体で約70万平米ありますうちの１万4,000平米、これが農地という形になっております。それで特定農地貸付法という法律に基づきまして整備をしている部分でございます。その中で一応試験的に市民農園的なものをやっていくような形の構想がございます。それに今進んでおるところでございます。70万平米の１万4,000平米以外の全体的なものにつきましては、今議員がおっしゃるような形はまた提言としてお伺いしておきまして協議という形になろうかと思います。その市民農園の農地の中へもエリカですとか芝桜を植えるという形になりますと、先ほども申し上げましたけれども、地元ですとか農業委員会、農業振興会、また農業技術研究センター等々とまたご協議をしましてまた進めたいと思います。ご提言ありがとうございました。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　このエリカの花は正直いいまして大分丈夫なものですから、１本当たり大体苗木でいくと500円ぐらいのようです。それで正直いいまして１万本植えても500万ぐらいです。ですから、皆さん町民に参加してもらってやはり町民参加で観光を盛り上げていってもらいたいなということなんです。それというのはやっぱり小規模だと観光目的で人を呼べるというわけにはいかないので、やはりそういう大きな場所がありましたらぜひこれはそういう方向で持っていってもらいたいと思います。これは本当に私の提言でございますから、今後考えてもらいたいと思います。それは後からまた観光課長なり皆さんで考えてください。

それと、今この伊豆地区に県のジオパーク構想ということで上がっております。その中に石廊崎のジャングルパークの件については全然問題、内容にも入っておりませんか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　結論から申し上げますと、現時点ではジャングルパークの話は全く出ておりません。ということはこのジオパークの構想そのものがまだ具体的に進んでおりませんので、先般の我々の６市６町の会議でもこの点についてはいろいろ議論されて合意に達してはおりますけれども、県のほうからまだ具体的にそういった話もおりてきておりませんし、今後我々がやはりそれぞれの市町と一緒になってこの問題を、一度この地域が決めてい

くということになるんではないかと思います。ということですので、まだ具体的にどこがどういうふうな形でということの話は進んでおりません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私も思いますのに、やっぱり石廊崎がもうこれ解決をしなければやっぱり伊豆の観光ということにつきまして、大変不利ではないかと思っておりますので、ぜひとも早い解決をお願いをしておきたいと思います。

また、その石廊崎の本瀬なんですが、本瀬に亜熱帯公園というのがございますね。下はトイレがあったり高床式の建物がありますが、その道路の要するに今の水産庁の事務所の上あたりは、本瀬の亜熱帯公園という看板は立っておりますけれども、締め切りで全然活用されていません。その点、町長はどのように考えているんですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

そもそもこの亜熱帯公園の今までの経緯ですけれども、これは昭和63年４月１日に県の農業試験場南伊豆分校が石井で発足したことによりまして、伊豆振興センター南伊豆農場が３月31日をもって閉鎖された施設であります。そこで当施設には前身の有料植物園当時に植栽した熱帯・亜熱帯植物や南伊豆地方特有の植物がありました。現在当公園は県から無償で貸し付けを受けております。町では桜保護士を配置して公園内を管理、そしてお客様に開放しておりました。しかしながら平成13年に桜保護士の引退や園内散策道の崩落であるとか、また陥没、こういったいわゆる危険性が生じたために閉鎖とされております。今後、当公園の有効活用につきましては観光協会を初めとする観光関係団体などと協議して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今下流から石廊崎まででハイビスカスロードというような名目で植栽をされています。結局その亜熱帯公園の中に昔パイナップルなんかが路地で植わっていたんです。それで私も正直いいましてその移転をするときに、私中に入りましていろんなもの

を移植したり、要らないものなどがありますので、ぜひこれも皆さんボランティアとかシルバー等でもいいですので使って、ほかに見られない植物、カリズミ等がこれ何も熱もくれなくてもいいでしょうから、そういう亜熱帯なものですから珍しいものが、ほかのところへ行かなくても見れるというようなことで、利活用を町長にお願いをしておきます。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまのご意見は承っておきまして、今後あそこの施設をなるべく有効に活用できるよう検討していきたいと思います。

それから、先ほど私農業試験場南伊豆分校と申しましたが、これは南伊豆分場の誤りです。訂正します。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　それで、もう一つ町長にお願いがあるんですが、伊東群発地震でＪ－ＡＬＥＲＴですか、その広報の問題でやはり南伊豆町は地震が余りないもので、夜中の２時ごろに２回も３回も結局広報が流れたという点につきまして、やはり町民も不安を持ちますし、観光客もやっぱり不安を持って、余りいい印象ではないのではないかと思います。この点につきまして町長以下役場の職員が上のほうへと上げてもらいたいなと思っております。

また町長にもう一度お伺いいたしますけれども、町の観光立町ということで町長もおっしゃっておりますよね。ですから、これからの南伊豆町としてこの先どのように観光を盛り上げていくのか、もう一度町長にお尋ねをいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、前段の質問ですけれども、このＪ－ＡＬＥＲＴの関係は実は先般夜中の放送が流れました。これについてはいろいろやはり町民からも上がってきております、正直いって。これはただ我が南伊豆町だけでなくて、あれは国のほうからの一斉放送ですので、致し方ないかなと思います。ただ、実は今日の新聞でしたかね、もう少しきめ細かくこれをやろうというようなことも報じられておりましたし、そのやり方にもあると思います。やはりこういったことが余り頻繁に行われるようになりますと、こういった警報であるとか予報に対する信頼度ということにも影響してくると思いますので、我々としてもそういった声を謙虚に受け

とめながら、そういった関係機関には伝えていきたいと、こういうふうに思っております。

それから、後段の観光立町ということですが、この問題は私も確かに至るところでそういう言い方をさせていただいております。というのはやはり昭和30年合併当時には第１次産業が約70％、農林水産業が占めておりましたけれども、当時は観光業というのは本当に十数％ではなかったかと思います。それが今いわゆる観光ブームによって観光立町として昭和40年代等をピークとして今第３次産業が約７割ということで、産業構造からいってもやはりもう観光立町ということが言えると思います。そこで、町としては我々行政のやることは、やはり観光の基盤整備です。観光トイレであるとかあるいはそういった関連の施設整備、ハード面を進めるとともに、ソフト面では観光協会等の関連団体と手を携えながら誘客に努めていきたいという考えでおります。

ただ、これはやはり伊豆半島という地形を考えますと１町だけではなかなか達成でき得ない難しい問題もあると思いますので、例えば先ほどのジオパークもそうですし、近隣の市町と手を携えながら一緒になって観光の町を我々としては育てていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　本当に観光で生きていくのなら、もう一度町民私たち全員が考えていかなくてはいけないと思います。観光につきましてはこの程度にしておきます。

次に、少子化対策ということで町長にお尋ねをいたします。

どこの市町でも少子高齢化という点で問題を抱えておりますが、高齢化という問題は避けて通れないと思いますが、少子化という点につきましては、これはぜひ避けていきたいと思っております。そこで、南伊豆町としては現在どのような施策、支援を行っているのか、この点をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

１つには少子化対策として、いわゆる産科の問題があると思います。子供を安心して産み育てられるまちづくりということですが、この産科の問題も今までもいろいろ議論されてきておりますけれども、その中の１つは圏域内にある施設として共立湊病院、新しい病院にこ

ういった施設を産科をという声もあるわけでありまして、周産期医療の開設、こういったことを頭に入れながら我々としても今検討をしておるところであります。そんな中で、やはり県の医療計画にも組み込まれ、我が町に限らず賀茂圏域で事業施策と考えて対処しているというこの産科の設置であります。これについては先ほど申し上げましたようなことの中で、今後はさらにさらに我々としては検討していきたいと思っております。

それから２番目に、出産祝い金ということで郡下でも各町で実施をしておるところがございます。ただこの一時金の支給ですけれども、出産祝い金、これはやはり祝い金ということでありますけれども、今後の子育てにより細かくニーズにこたえながら施策を進めるという点では、やはり我々はもう少しほかの面からも子育てを考えていくべきではないかなという思いもしております。今取り組んでおります第５次の南伊豆町総合計画であるとか、南伊豆町の次世代育成支援行動計画、こういったことに基づいて子育てが大切にされるまちづくりの実現に向けて、人材の育成であるとかあるいは地域の支援施設整備を推進することによって、さらに関係機関あるいは町民との連携を図るなど、子育てに関するトータル的な取り組みを推進していかなければならないかなというような思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　平成20年度に南伊豆町で子供が約50名生まれたわけですよね。出産につきましても普通の分娩なら下田の産科でできると思います。どうしてもやむを得ない事情がありまして、地域外での出産を余儀なくされるケースがございますが、そういう点についての支援策というのはどのようにされているんですか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり正常分娩ですと町内に管内２カ所ほどあるんですが、異常な方々というのの問題というのはどうしても圏外という事例が非常に多くなっております。特別今のところはその医療制度に基づきまして当地に限って当直制でありますとか特別に上乗せとかはございません。ただ今後これは南伊豆町単独の問題ではありませんので、町長を通じて町長会ですとか福祉包括支援センターをつくってそこの医療を取りかえるですとか、そういったものを通じて図っているということで、県も今策定中なんですが、保健福祉計画がこの３月出ることになっております。これは今の課題として予定されておりますので、県にもお尋

ねをしたいというふうに考えております。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　これは２月の新聞紙上でありますが、県は静岡次世代育成プラン後期計画案で少子化対策の方向性として、新たに市町に婚活の事業支援というのが載っておりました。南伊豆町もこういう点、この点をどのように考えておりますか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えします。

結論から申しますと、今のところ南伊豆町では計画はございません。ただ21年度、昨年ですけれども、静岡県の基金の活動だとか事業の中で実は婚活ということを事業計画した町もございますが、ごく少ない次第でございますので、今のところは南伊豆町としては特別しておりません。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　子供たちは出産で50名を割るということは、もう死亡のほうが多くなっておりますので、そうするともう南伊豆町も人口がどんどん減少していくということですね。だから、この少子化対策という点につきましては、やはり町が力を注いでこの少子化に対して少しでも人口をふやしていこうということを考えていってもらいたいと思います。我が町でも子供を安心して産み育てられるまちづくりということで、この10年計画の中にも入っております。ですから、ぜひともこの少子化という点に力を入れていってもらいたいと思います。

そこで、少子化、そして子供を育てるためにはやっぱり医療の充実が一番の問題ではないかと思います。そこで先ほど同僚の議員が質問をしましたが、重複する点があると思いますけれども、今、やはり町民の一番の不安は共立病院、また医療の問題でございます。そこで、現状と町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題は、先ほどの質問でもお答えした部分もありますけれども、平成20年９月に設置をされました共立湊病院改革推進委員会からの共立湊病院改革推進に関する答申書に基づき

まして、新病院の指定管理者の公募、それから設計施工プロポーザル協議による病院建設などを組合の総意によって進めてまいりました。このような中で、組合議会の議決によって医療法人社団聖勝会が指定管理者に指定されたわけでありますが、昨年12月に辞退届が提出をされました。そしてそこで公募の参加者であるもう一方の医療法人への意向の確認などを経まして、現在の指定管理者への指定管理の継続に係る意向の打診中であります。そして公募で求めた我々の指定管理者の指定条件でありますが、これは総務省の公立病院改革ガイドラインに基づく病院運営の健全化、効率的な病院建設であるとか地域医療の安定的継続において必要不可欠なものとして位置づけられております。また、組合議会でももちろん承認をされていることであります。

こういった経緯を踏まえながら、構成します組合の各市町の連携強化をさらに図りながら、適切な指定管理者の早期指定に向けて今取り組んでおる最中であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　この３月６日の新聞に現指定管理者が新体制が整備されるまでの間、新病院運営を継続する意向を示していると副管理者の下田市長が答えておりますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいま議員が申されたことは、協会側の責任のある立場の方からのそういった意向が確認されたということを直接ではありませんけれども、私も聞いております。ですので、今の協会が公益法人として医療空白はつくらないようにというふうなことを、これは直接ではありませんけれども、言っているということは聞いております。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　では、23年３月をもっての撤退の意思がありましたよね。その意思の撤回ということではないんですね。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ですから、指定管理者の契約そのものは３月で切れるわけですけれども、その後の我々が今指定管理者を先ほど申し上げたように選定を急がなければなりません。ですから、その継続という解釈になるのかですけれども、いわゆる病院経営がいっときでも切れることがあっては困るわけです、ブランクができては。そういうことを今担当して医療を担っていただいている協会が責任を持ってそれは我々が継続しますよということを言っているんではないかと思いますけれども、今のところそれぐらいしか申し上げられません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　去年の12月の定例で町長は私の質問に、安心して待っていてくださいと言いました。この点、町長は今も変わっておりませんか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに私は長田議員の質問にそういうことをお答えしました。あの時点では全くそういう気持ちでおりました。ところが突然昨年12月に指定管理者である聖勝会から辞退届が出されたということで、我々も非常に衝撃を受けました。そして本当にもうあの暮れの時期でしたけれども、困惑をして、先ほども申し上げましたけれども、対応に追われました。ですので、あの時点で私はそういう言い方をしましたけれども、これが事態が事態ということで、もうなった以上はやはり我々としては一刻も早く、一日も早く指定管理者を選んでいくということを今専念をしております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　これ一番大事な問題であります。先ほども同僚議員が申されておりましたけれども、やはり町長の責任は、これは大きなものだと思います。ですから早急にこの問題も解決をして、町民に不安を与えないように、今後早くそういう点、報告をしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（漆田　修君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

◇ 横　嶋　隆　二　君

○議長（漆田　修君）　11議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、私は通告に従って、南伊豆の住民の皆さんと日本共産党を代表して一般質問を行います。

この22年度を前にして、この22年度は南伊豆町がさまざまな国の合併の押しつけから解き放たれて単独でいく自立のまちづくりをすっきりと行える初めての久々の年度だということであって、南伊豆町を今後安心して暮らせる町にさらに発展させていくために、私も力を尽くしていく、そういう決意を持って一般質問に臨むものであります。

まず最初の質問は、道の駅下賀茂温泉湯の花の充実、食事どころのあり方についてであります。

これは今景気が低迷していてどん底だという、そういう時期が長く続いているわけですが、南伊豆町の最大の年間の観光イベントともいっていい、みなみの桜と菜の花まつりが明日まで続くわけですが、その取り組み、私自身も一緒に携わってきてさらに湯の花とのかかわりでは私もその役員の一員である農業振興会が５年前に行政が取得した土地の活用で農業振興会にその運営が任されて以降、さまざまな苦難を乗り越えて、そして湯の花観光交流館が丸１年を経過する。桜まつりもことし２年目だと。そういう局を経て、ここをどうやって今後の発展につなげていくか、そういう観点についての質問であります。

もちろん私はそれだけではなくて、役場がある足元の下賀茂商店街の活性化や石廊崎の活性化についても自分の私案を持っておりますが、二兎を追うどころか幾つもできませんし、この間、町を残す大きな課題がありました。下賀茂商店街の活性化に関しては、この役場が残って今後庁舎建設を含める中で考えていく、そういう延長線上に今の現状を打開していく方向をしっかりと見据える提案を後日の議会でもしていきたいと思います。

まず、道の駅下賀茂温泉湯の花、私はこの２月５日からの桜まつりを前に、去年11月の暮れからは自然薯まつりとか南伊豆の特産物、そして生産者と一緒になってあそこを盛り上げるためにあの場にたびたび丸一日いることも、桜まつりの期間中も多かったです。出荷の時間に出荷者との交流と意見を聞くということを通じて、まず一番多かったのが、旅行者から

食べるところ、いわゆるあそこが道の駅に登録されたのが昨年10月です。当初は道の駅との登録はありませんでしたが、道の駅の登録がされてから食べるところはないのかという質問を受け、困惑をしたわけでありますが、ここに旅行者が立ち寄って、旅行者、利用者ですね、食べるところをつくるということには、幾つか意義があると思います。

私は３つの意義があると思いますが、１つは、旅行者、利用者に休憩と食事の飲食の場を提供するということの意義、また飲食を提供することによって、南伊豆町の食の魅力を広げると、３つ目には、飲食の提供によって１次産業の振興と魅力の発信を行う、そういう意義を持っているというふうに思います。

こうした点で町のほうも旅行者の声あるいは利用者の声を聞いて、こうしたことに対してどのように考えているかを、まず最初の点をお答えしていただきたい。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この湯の花の直売所の観光交流館ですが、こういった施設が非常におかげさんで好評で、お客さんも喜んでいただいているということにつきましては、我々も大変うれしく思いますし、またそういった面でいろいろ協力していただいておる関係団体であるとか、その他の多くの皆さんに感謝を申し上げるわけであります。その中のお１人が横嶋議員でもあります。全く我々としてはお礼を申し上げる次第であります。

そこで、休憩と飲食の場を提供するということで、この飲食の関係でありますが、これはあの施設を当初あそこへつくろうというときに話がありました。しかし、やはり地元とのバッティングであるとか、あるいは採算ベースでいろいろ検討した結果、とりあえずは休憩所のみにしましょうということで、今の休憩所の施設をあそこに整備したという経緯があろうかと思います。

しかしやはり経営していく中で、今議員が申されましたように、道の駅にも指定され、お客さんから私も直接食べどころはないんですかということを聞かれたこともありますし、そういう考えを言われたこともあります。そこで、我々はこの22年度でこういった多くの皆さんの要望にこたえようと、そしてあそこの施設が将来にわたってより多くの皆さんに利用され、愛される施設として伸びていくには、やっぱりこういった施設も必要ではないかということで、新年度予算にその対応すべく予算計上を実はしております。そこで、幾つか経営するには問題点がありますので、こういったことは、またそれぞれの関係する皆さんとよく協

議をしながら進めてまいりたいというふうに思っておるところであります。

今後は、指定管理者である観光協会、それから地元商工会員や下賀茂飲食店組合や他の産業団体などとよく協議をして、基本的には実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　当初計画から若干さまざまな配慮をしての現状であったということを語られましたが、もう一つ踏み込んで、その食事どころの役割、意義の問題を話しましたが、生産物を食事どころで、いわゆる従来の単なる食事どころということではなくて、あそこの農林水産物直売所の生産物を食事どころで活用するということで、開所以来高まっている農業生産を一層奨励することにつながるというふうに思います。開所をしたのは昨年２月ですが、年度計算でいって21年度の４月から今年度の３月のデータは、推計で前年度対比100％、前年並みということでやった場合に、あそこの売り上げは１億3,400万、そういう売り上げになるそうです。これは私は一見多そうに見えても、登録者が今470、月々、毎月でも５名ずつぐらい登録者がふえているそうです。１人当たりを400で計算しても年間32万ですから、まだそう多いというふうには思いません。また、いわゆる１次産品というんですか、生鮮の農産物が非常に多いわけです。加工についてはまだという点でいえば、今後まだまだ南伊豆町の発展の潜在能力はあると。

同時に、昨年との比較で見ただけでも、今まで振り向きもしなかった南伊豆町の野山、こととしはフキノトウの出荷者が、昨年は二、三人だったのがことしは50人くらい。それもみんな売れてしまうと。それでまつりの最盛期には80歳代の方々も11時には携帯のメールに売り上げの第１報が入ります。それを畑で見ていて自分の朝出したのが売れたのがわかって、また２時ころ出荷に来るという状態です。私の耳にも入ってくるんですけれども、80歳以上の方がそれを励みにしてやっていると。これは農業生産を激励するということだけではなくて、それ自身が生きがいになってくる、そういうことがあそこで起きているんです。

飲食の場をつくることによって、農業生産物、農林水産物の加工分野の振興、これを促進することにさらになってくる。たまたま起こした自然薯の会のジネンジョを使ってくれた豆腐なんかの加工もこれはしてくれましたが、それ以外にもやっぱり１次産品の委託加工で農産物の委託加工をやっている方も若い方も出てきております。それが連鎖的にこれをもっと

広めることにもなると。それで、地産地消の概念、身土不二という身の回りで自分たちの食べ物を調達すると、そういうことが今あの場を通じて起きつつあると。

さらに、ここには農業がこの農産物直売所がこのように運営できる背景には、南伊豆分校が南伊豆町にあって園芸科を標榜していますが、この卒業生が南伊豆の地域の隅々、そして賀茂郡内でも活躍をして、いっぱい活躍をしている方がその生産物を供給していることで、地域の退職者などにも励みを与えて、それが力になっていると。私はそういう点では南伊豆分校との連携、これに関しても町が主導的に県に働きかけをして、園芸科卒業生の農業や農産加工あるいは食品加工、飲食業などへの起業、いわゆる業を起こす、そういう喚起の場とすることも可能であって、かつて一般質問でも行いましたが、三重県の伊勢の先に大紀町という町があって、相可高校というのが高校生が自習として経営するレストランがあるんです、まごの店という。これがネットでも見られますので、こういうこともあって、いわゆる農業関連の学科を持つ高校生が生き生きと活躍をして地元にも戻ってくると。そういうことにもつながっていくのではないかというふうに思いますが、その点、町長は食べるところを通じた、この産業の広がり、これについてどのように思われるか、お答えしていただけますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

その前に、先ほどの質問の中で私、予算で対応という変な表現をさせていただきましたけれども、これは関係団体等と協議が整えば、早急に補正予算で対応していきたいという考えでおりますので、訂正をさせていただきます。

それから、ただいまの質問ですけれども、先ほどの質問の中でもお答えしましたけれども、今議員も申されましたように地元の食材を活用した、いわゆる当町でなければという食を提供することによって、農林水産物の生産であるとか、あるいは出荷量もふえて、そしてそういった面での産業振興の面、それから雇用の確保、これも今言われましたけれども、そしてまた、１次産業だけでなくて他の産業への波及効果といったことも期待ができるし、実際また出てくると思います。そして、これはやはり当町でなければというブランド品をつくって、さらに情報発信をしながらあそこをより活性化を図っていくということにもなると思いますので、我々としてはそういう面を考慮に入れながら取り組んでいきたいというような思いでおります。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この点で、経営と雇用の関係ですけれども、先ほど町長も当初からのちゅうちょした背景には経営の問題、地元とのかち合いということを言われました。私も当然そういう点は考えます。決してお客さんを向こうにだけ持っていってしまうとか、そういうことではありません。振興会はあそこを運営をしてくれと。実際には直売所運営のノウハウを持ったところ、振興会の中でも、そういうところしかやれなかったんですが、先ほど売り上げを言いましたが、１億3,000万の売り上げはあっても経費はもちろんかかって専従者はおりません。店員さんの雇用はあっても役員は給与をもらっているわけではありませんので、経営体としては非常にまだ厳しい状態であります。しかし、出荷者がふえて、いわゆる生活を守る、そういう糧を得る、それは確かなものになってきているし、今後の発展方向もあると。それで経営体に体力をつけることをしっかりとさせていく、そのために私たちもボランティアで援助をするわけですけれども、これは議員として当然だというふうに思っています。

ただ従来のいわゆる観光客、観光バスの食事どころにしている施設、個別の名称は言いませんが、そういう努力を民間でやられている食の施設があります。こういうところと絶対にかち合わない、競合しない内容を提供するということ。もう一つは、この下賀茂商店街にも食事どころはありますが、こことも絶対に競合しない、そういう内容を提供するし、観光バスの対応ではそういうところとの提携とか誘客をしない。しかも経営として成り立たせると。これは非常に難しい命題なんですが、しかし、先ほど話した産業の発展に波及効果も出る農産加工や食品加工などの概念を取り入れていけば、この点は私は十分に乗り越えることができて、下賀茂商店街の活性化とむしろタイアップしていく、そういうことができるというふうに考えております。

その点、やはり今後調整をする上で、担当の部署は産業団体、そしてぜひ、今農産物直売所の運営も本当にボランティアに近い状態で役員の方々はやっておりますが、そういう方々の知恵をかりて意見も聞いて、５団体等々と一緒に考えていただきたいというふうに思いますが、改めてその点はいかがですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、雇用の確保という面では、やはり農林水産物の生産出

荷量の増に伴うことで、また食事どころの設置によるもので、両方ともこれは雇用の増大につながるというふうに考えておるところであります。

そして、下賀茂商店街とのいろいろな競合といいますか、バッティングの話が出ました。これは我々はやはり配慮しなければならない問題ではないかなというふうに、今議員も申されましたけれども、思っております。お客さんのニーズにこたえるとはいっても、そこは地元のそういった既存の施設を我々としては十分配慮しながら考えていくべきではないかなという思いがしております。むしろあそこでそういった食事どころができることによって、ある意味では相乗効果が生まれるようなことになればいいなという、逆にむしろそういうような思いでおりますので、そういった考え方のもとに今後は取り組んでいきたいという思いでおります。こういったことも何回も申し上げますけれども、やはりそれぞれの関係の皆さんとよく話し合いをしながらご意見を見出して、そして我々としてはなるべく早期に取り組むよう検討していきたいという思いで今おります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今桜まつりが明日で終わろうとしているときに、テレビでは神奈川県や房総の河津桜の見どころができたということで、一抹どころではない、とられるんではないかという不安もあるかというふうに思うんです。しかし、私はあそこの直売所が誘客、入り込み客数が全体では若干ですけれども、いわゆる拠点となっている湯の花交流館の農産物直売所が前年比で116％、売り上げでは130％を超えているんです。これはすべて前年比、毎月130％を超えてきています。問題は、まだまだ南伊豆の魅力を形にするもの、お客様が何を求めているかというと、その土地の人が心尽くしでつくったものに対して非常に心寄せて買ってくださいます。もちろん湯の花はよそから仕入れたものはご法度ですけれども、私がその食事どころの話で地元のものを使うということに関しては、正月に栃木県宇都宮の実家に帰って半径40キロ圏内に30ぐらいの道の駅があるんです、栃木でも。回れたのは３軒だけでしたけれども、農産物の直売所でここの湯の花ほど大きいのはありませんでした。栃木も農業は盛んですけれども、ありませんでした。食べるところも定番のラーメンとかそば、うどん、その土地の特色を生かしたものというのを見つけることはなかなかできなかった。

それで、半島の中を見てもいろんな直売所がありますけれども、あれをつくる点で意見を言う際に、議会でも神奈川は農業盛んなんですけれども、ＪＡ秦野の地場産業を見てきまし

たけれども、ＪＡが大きな投資力でやっているところは物が大きいのはありますけれども、建物を行政がつくったとはいえ、民間でＮＰＯであれだけの規模をよく運営しているところはないんです。運営そのものは非常に大変ですけれども、それを見た、まつり期間中にあそこに寄ってくれた旅行作家協会の方が、これは湯河原で活動している方ですが、南伊豆の桜のまつりはあと10年後、これは非常にすばらしいものになるだろうと。これは南伊豆が本当にのんびりゆっくり桜をめでて、それで川面と桜の関係を見て本当にくつろげるということを言っていただきました。あらゆるところを見ての感想で、ここだけ見るとわからないかもしれないけれども、本当に南伊豆に来るとゆっくりできるということでありました。

それで、食事どころに関しても、そういう客観的な目で、それを私たちが逆に足元に目を移して宝物が転がっている。この間、農林対策でも言ってきた例のイノシシなんかも否定的な要素ではなくて、これも活用できる。そういう点も持っていますが、ここにある特徴的なものすべてをいわゆる南伊豆の特色として生かすと。２月の末に来た私の友人にも民宿の料理に持ち込みでワカメのしゃぶしゃぶにプラスイノシシの肉を３枚つけてやったら、物すごい好評で、そういうバリエーションも今後もできるでしょうし、単なる捨てたものじゃなくて、南伊豆はどんなにほかに桜が咲こうと、雪も降らないで暖かいこの地の魅力というのはここにしかないことで、いずれ景気が回復して本当に休暇をのんびり過ごしたいとなれば、神奈川とか房総じゃなくて温泉のあるやっぱり南伊豆という、そこに誇りを持って育てていく、そういう観点を持って道の駅を充実をしていくべきだと。

さらに、最後にこの道の駅に関しては、１つはトイレと展示施設の間に屋根がありません。もう一つはトイレにエアタオルみたいなものがないという点。もう一つは、雨天のとき、この間もウォーキングやりましたが、直売所は店舗の部分では80坪あるんで、雨がふるとあそこにお客さん入ってきますけれども、イベントをやる上でいわゆる大屋根をかけたイベントができる、全天候イベントができる、例えばウォーキングの中継所にもなり得る、そういうものがべらぼうにお金をかけなくてもできるかと思うんで、ぜひそうしたことの検討充実は、ぜいたくでない範囲でやられたらどうかというふうに思いますが、その点いかがですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

あそこの観光交流館をいろいろ今お客さんに利用いただいている中で、食事どころに付随したそういったいろいろな面での整備という今ご意見がありました。食事どころにつきまし

ては先ほど申し上げましたように、我々としては今後なるべく早急に関係の皆さんとよく話し合いをしながら進めていきたいという思いでおります。

それから、後のご質問ですけれども、これはやはりあそこを利用していろいろな不都合な点が出てきているということで、私は先般実は大雨のときにあそこの施設を幾つか回りました。そうすると非常に雨の大きいときにはちょっとでも傘を差さないと次の施設へ移れないと実感しました。そういったことであるとか、やはり今言われた全天候型という表現、イベントのときのことではないかと思いますけれども、そういったこともやはり今までのいろんなイベントを通した中で我々も感じている点でありますし、例えば細かいことではエアタオル、これももうどこの施設でも今当たり前になってきています。そういったこともやはりいろいろこうしてお客さんが入ってきてあの施設を利用される中で、不都合な点が出てくるかと思いますので、我々としてはできる限り、予算等の都合もありますけれども、皆さんの要望にこたえられるように取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　最後に、町長ばかり答弁で何ですけれども、担当の課長さんの決意をぜひお聞かせいただいて、この質問を終わろうと思います。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　道の駅につきます食事どころの設置ありがとうございました。議員がおっしゃられますようにお客様のニーズが最近大変多くなっております。それによりまして設置しますと道の駅のフレンドワクもいたします。それによってサービスの充実も図れます。そうしまして食事どころができますと、地元の食材を活用しまして本町ならではの食を提供すれば、必然的に農林水産物も生産につながると。そしてまた、ブランド品づくりをして、またそこで売るためにはまた加工施設も必要になります。それから、議員がおっしゃられました南伊豆分校の実習の場としても活用できる。そして大事なことはそういうことによって地元と共生していくということ。そしてそれらを整備しますと雇用の確保になるということで、１次産業、２次産業、３次産業と連携して、各種産業の底上げにもなります。それぞれに波及していきますので、これは、町長がおっしゃるように推進していきたいなと思います。

それと、今言いましたように、桜まつりも多方面で大分成長してきておりまして、議員も

おっしゃられましたけれども、本当に勢いがございます。それに先ほどの長田議員のときの答弁にも申しましたけれども、道の駅の食事のことも含めまして付加価値をいろいろ桜まつりにつけて、そしてまつりを継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　こうした取り組みを一歩一歩進めることを通じて、今、課題は多いんですが、いわゆる若い人たちが１組でも２組でも定着できる、そういう地域を粘り強くつくっていきたいというふうに思います。

次の質問は、森林資源の活用と雇用の創出であります。

山の放置が言われて久しいわけですが、やっと昨年12月に森林・林業再生プラン、コンクリート社会から木の社会へというううたい文句でプランが打ち出されました。政府も国産材の使用に関して、また山に手を入れることに関して制度もつくっていくというそういうことであります。その点で当町を見てみた場合に、同じ山でもイノシシのえさになるドングリが多い広葉樹林が全体の８割を占める、そういう地域でありますが、これに関しては用材でいえばかつては木炭の産地、その用材であったわけですけれども、エネルギーへの活用、これを計画的に伐採してやっていく、そういう活用をして生かしていくこと。また学校林を初め植林した針葉樹もありますが、町産材ももちろん含めて県産材の活用で、木造住宅の普及、ここにこれから本腰を入れていくということで、いわゆる山の仕事、広葉樹林も計画的伐採して今森づくりとかやっているんですけれども、あれをしっかりとエネルギーまで活用していくということと、いわゆる針葉樹に関しては町内にも木造建築の職人さん、たくさん本当に特徴的な技術を持った方がおられます。これを普及していく。このことは多くの雇用を生んで、しかも持続可能な社会の大きな場所だというふうに思いますが、この点、どのように考えられるか、お伺いをします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この広葉樹林ということですけれども、非常にかつては我が町は第１次産業が盛んなころには木炭生産が盛んで、こういった面では広葉樹林の伐採等も進んだわけですけれども、その後議員もおっしゃるとおりの今状況にあるわけであります。そこで今行われている事業と

しては、森の力再生事業による、所有者が整備が困難な巨木化した広葉樹林はこの事業によって伐採をしていくと。これは町内では川合野地区で今実施をしております。それと県の緊急雇用の創出事業の民間提案事業ということで、平成22年度２月から12月の予定で、これも一部の地区でありますけれども、里山的な景観整備と有害獣からの農作物被害の抑止のために集落周辺の荒廃森林約11ヘクタールを除伐、刈り払いにより整備するということであります。それとまた、これはやはり一部の地区では里山林整備として、所有者や地域住民では整備が困難な巨木化した広葉樹林をやはり伐採、片づけに取り組むというこういう事例もあります。

しかし、抜本的な荒廃している広葉樹林というのは実際今対応はなかなか難しいという実態であります。そこで我々としてはそれぞれの関係団体とよく連携をしながら、この広葉樹林についてはさらに今後も検討していきたいと思っております。先ほど申し上げたいわゆる資源、エネルギーとしての活用ということも聞いておりますけれども、果たしてこういったこともどの程度まで利活用できるのか、今後の課題ではないかなという思いがしているところであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今一般論で言っていただいたんですが、国は2020年までに木材の自給率は50％にしようという林業再生プランの概要で言っているんです。これはいわゆる針葉樹なんだと思うんですが、先ほどの町長具体的に１つは広葉樹のエネルギー活用に関しては、率直に言ったら木炭の火力を工業的に使うという点、それはぜひ検討を進めるべきだということと、もう一つは住宅に推進をしていくという点は、もう少し啓発をしてこれは在来の職人もいるし、そういう点で検討をまずすべきではないかということなんですが、その点もうちょっと踏み込んでいかがですかね。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま申されたことについては我々もまだ研究不足というか、予備知識等ももちろんありませんし、今後さらにそういったことで予備調査をして可能性について我々としても今後検討していきたいという思いでおります。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員のおっしゃりますように、針葉樹の活用につきましては現在のところ本当にシイタケの栽培のほだ木に、またエネルギーの活用としましては……

〔発言する人あり〕

○産業観光課長（山田昌平君）　失礼しました、申しわけありません。広葉樹でございます。まきですとか炭、このまきは暖炉ですとかストーブあるいはおふろ、それから炭では一部ツバメガシを出しているという方がおられる程度でございます。それから、木材ペレットといいまして切ったやつを圧縮しまして、粒子状にしまして、それを利用しましてそして火力で熱に変えるというのを今やっておりますけれども、それもまとまった需要がないとコスト的にだめだという形で、町長も申し上げましたけれども、ここの広葉樹のエネルギー活用につきましては静岡県ですとか、また水流域林業活性化センター、これら関係機関と協議しましてちょっといい方策を諮ってみたいというふうに、そうしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　そうしたら、これはちょっと個別の個人的な住宅のやつではとても間に合わないというか、住宅事情でストーブとか何かではなくて、いわゆる集中暖房とか発電みたいに使うということでないと雇用と経営が成り立たないんです。そこら辺はぜひ検討していただきたいということなんです。これはまた深くは今後森というか、山の手入れはもう待ったなしなんで、これは技術的にも技術の継承ができるかということで、国も焦ってやっていることなので、ぜひこれは先に。

それで、住宅リフォーム助成制度を今年度やるということでありますけれども、住宅耐震補強制度、今ある制度にさらにそういうことの抱き合わせとか、もう一つ東伊豆でやっていますけれども、太陽光とか省エネを取り入れた住宅リフォーム、こういうものとあわせて普及する、その考えはあるかどうか、その点、あるかどうかというか、ぜひあるべきだというふうに思うんですが、その点を一つ答えてください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この住宅リフォームの助成制度と住宅耐震補強制度の関係でありますが、これはリフォームの関係は後ほど審議いただきます予算の中で予算計上をしてあります。そういうことで22

年度の事業として新しく我々としては取り組む考えでおります。そして補助金の額でありますが、これは県費から一般世帯で30万円、65歳以上の高齢者のみの世帯で50万円となっております。これは耐震補強であります。そして、計画を策定する際に費用の３分の２以内で９万6,000円を限度に補助金を受けることができます。そして、耐震補強工事を実施する世帯には町費で５万円の補助金を上乗せする予定としております。

次に、住宅リフォームの助成でありますが、これは町単独の経済対策として実施するものでありまして、補助対象となる工事は、町内に現に居住している住宅で費用が10万円以上の工事を町内業者が施工する場合であります。補助金の額は工事費の20％以内で20万円を限度に補助をしようとするものであります。ただし、先ほど申し上げました耐震補強事業等ほかの補助金を受ける工事については対象外とさせていただきますが、耐震補強工事やほかの補助金を受ける工事とリフォーム工事を別々に契約をして実施する場合には補助対象というふうに考えております。この事業を実施することによって住宅の安全性、耐久性、居住性の向上であるとか町内の建築関連業界の振興が図られるものというふうに思っています。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ、そのリフォーム助成制度を使いやすいものにしていただきたいというふうに、これは要望です。

先ほどのエネルギー関連で総務課長のところでつかんでいるのか、企画のほうですかね、それがもしあればぜひ、産業の分野とはまたちょっと別なのかもしれない。

○議長（漆田　修君）　企画課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　荒廃している山林等の活用ということで、国のほうの事業なんですけれども、それぞれの分権改革推進事業ということがこの21年度実施されております。それにつきまして、静岡県を経由しまして南伊豆町が手を挙げているという経過がございます。ただそれにつきましても、まだ確定ということではありませんし、できるとしても22年度中に調査ということでございます。その結果をもってまた改めて検討していくということでございますし、その調査につきましてもまだ国のほうで確定の決定通知が来ておりませんので、あと補正予算の関係もございますけれども、ちょっと見ている部分もありますけれども、こういうことでございます。。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この分野はエネルギー革命の前はそれが雇用としてあって、その30年、40年の間で雇用がほとんど低迷している。しかし、いわゆる社会的な揺り戻しというんですね。実際にもう待ったなしだということできて、政府も乗り出してきたと。それで町の中にも林業事業体が幾つかありますが、都会から青年が来てやると。私の話した青年は全くナイフも使ったことがない。なたも知らないという青年がチェーンソーで山に入って南伊豆の山を守ってくれているという、そういう時代なんです。そういう点では、時代というよりは今の時代に合ったエネルギー活用とかは、ぜひこの山を有効に活用して更新をしていくというんですか、広葉樹の山を。これは今生きている私たちの責務だというふうに思うので、ぜひ進めていただきたいということです。

次に、予防医療の推進で健康なまちづくり。

ちょっと鼻が詰まっていて調子悪くて聞きにくくて申しわけないですが、これまでも長寿で安心して暮らせるまちづくりの提案をしてまいりました。今年度肺炎球菌ワクチンの助成制度105万、予算計上をされていますが、この普及を通して予防医療の啓発、充実、普及をぜひ力強くやっていただきたいということと、もう一つこれに関連して、日本は予防医療の観点が本当におくれています。欧米ではこの間、１月の末の朝日新聞の特集でも医療の問題が、いわゆる箱物の病院に年寄りとか閉じ込めておくのではなくて、在宅の医療、診療をやっていくと。それで訪問診療をすれば生活の実態もわかるし、介護の手当てに関しても医師みずからが直接見た上で指示ができるという医療体制。

これは、この間一般質問でも例を出しましたが、実際日本でもやってきた地域、戦後からやってきた長野県の佐久病院の農村医療、これが実例があります。実際に長野県の佐久の地域や、あるいは雪深い栄村などの例を出したことがありますが、国民健康保険税が全国でも低いと。それも高齢者が非常に多い地域で低いと。これはいわゆる予防医療が普及しているということなんです。そういう点で対策の一つが肺炎球菌のワクチンで、もうこれは議会でも意見書が上げられました。さらに、私は小児肺炎球菌ワクチンで、質問の趣意書には書きませんでしたが、ヒブワクチンといって、いわゆる小児、小さい子供、生後２カ月以上、９歳以下が対象のワクチン、これを小児肺炎球菌とヒブワクチンを両方接種することで急性中耳炎のほか肺炎髄膜炎、菌血症などの重症な細菌感染症を予防できると。これに関してはアメリカ、イギリスなど35カ国が既に定期的に接種化をしていると。それで、中国などのアジアと南米など93の国でも導入が進んでいると。実用化されていないのは日本とアフリカや中

東の国々。

これは、私たちが今まで経済不況で大変だということを言われていて、一方では先進国だなんていうことを言われていたわけですけれども、日本の国民が置かれている状態というのはとんでもない状態なんです。しかしながら、そういう中でも町が肺炎球菌ワクチンの助成に踏み出すというのは非常に大きな意義のあることだし、さらに、少子高齢化というまくら言葉でつながるけれども、高齢者でも生涯現役で働ける。先ほど湯の花直売所の話をしましたけれども、一番高齢な90歳の出荷者、毎日出荷に来ます、歩いて。それで私も知っている方で86歳で、歩幅が、足の一歩踏み出すよりも半歩しかずれないお年寄りも、小さい集落で急傾斜の階段を20段も上って、しかも手すりにつかまるんだけれども、押し車で下まで行って、パーマ屋さんまで行く。86歳ですよ。認知にもなっていない、そういう頑張っている高齢者もいます。そこにそういう地域で何も過疎や高齢化でくよくよするんじゃなくて本当に生涯現役で認知にもならない、寝たきりにもならない年寄りを応援する。そして、子供たちもこの小児科とか医療にはまだ事欠く状態が多い状態でありますけれども、予防接種、予防医療をすることでこれを防ぐ。べらぼうなお金ではありません。

今朝出がけに新聞を見たら、朝日新聞の小さいところに、ワクチン推進へ専門家が協議会、４月にも起こそうと。遅くてもやらないよりはいいんで、日本小児科学会や日本ワクチン学会など関連８団体が予防接種推進専門委員会を４月に発足させて、欧米よりおくれているワクチン政策の現状を改善するということらしいんです。ぜひ肺炎球菌を小児肺炎球菌にも拡大をして、それは今度財調にでも年度末にするであろうと。その本当にコンマ千分の幾つでもあればできるし、ぜひこれをやるということを、小児肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンです、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

肺炎球菌ワクチンにつきましては、効果等につきましては、昨年12月議会で詳しく説明させていただきましたので省略いたしますが、21年度予算に計上させていただきました。後ほどのまたご審議していただきたいと思います。ご質問の小児肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンにつきましては、情報としては持っていたんですが、新年度予算に実は検討が間に合いませんでした。もう実は課内では22年度予算も議決を受けていない中で申しわけないんですが、23年度予算獲得に向けて担当課でちょっと検討しろと。保健師も含めてもう検討に入っております。ですから、そういったものの価格、投資効果、抑止効果等々を今情報収集をしてい

るところであります。

それから、議員ご質問なかったんですが、この予防医療につきましては総合計画に明文化させていただきました。その中でことし各市町で予算計上がちょっと目立ってきた子宮頸がんのワクチンであります。これは女性だけですけれども、既に県内でも本川根町で一部補助金とか議員ご出身の栃木県大田原市ですとか下田市あたりでは小学校６年生に全額公費負担、1,000万、1,500万ぐらいですけれども、そういうところもありますので、そこら辺をあわせて23年度に向けて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ考えられる限りのものは、私も忘れていたのを思い出して、胃がんとかの予防のピロリ菌検査、これはもう小学生からやると保菌者というのはわかるらしいです。それが予防できると。それでピロリ菌検査に関しては、子供の場合は名前を伏せて保護者に通知するとかいうことで、胃がんの原因である、それを事前にやると。これ検討で来年度の取り組みということで、その意欲を評価しながら町長、ぜひその途中で、その準備ができ次第補正でも対応すると、そういう考えはいかがですかね、性急かもしれないですけれども。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　我々としてはやはりそういった重要性にかんがみ、なるべくそういう向きで検討したいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　地球上では国民・住民の生命を本当に重んじてやっている国々があるということで、そういった制度をべらぼうな、今医療の問題で生活の足元をすくわれるとか、あるいは不安をあおりたてられているかのような状況もあります。私も病院組合委員で怒りがおさまらないような問題もあるんですが、それはそれで別問題として、住民と国民の命を守るために何が必要かということを本当に真摯に考えて、この地域と住民の命を守るために全力を尽くしていきたいと思うし、町長も病院の問題では管理者でありますので、その

点連携していきたいと思います。

最後に、こうしたものを進める上で、もう一つは先ほど言った訪問診療や訪問看護、この連携で在宅での健康維持のまちづくり、もちろん医師との連携なしにはできませんが、そういう点ももちろん訪問する際に、いわゆる助成を出すという、足代も含めて、そういう考えはいかがか伺いたいですが、どうですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

いわゆる高齢者の人口の増加というのは、やはり自立して活動的な生活を送る高齢者がふえる一方では、寝たきりであるとかあるいは認知症、こういった介護を要する高齢者やひとり暮らし高齢者世帯も増加をしております。そしてライフスタイル、保健福祉のニーズもまた多様化をしてきております。そういった中で、やはり高齢者がいつまでも健康で安心して住みなれた地域に住み続けられるように、総合計画等に基づいて保健と医療、そして福祉サービスなどの関係機関・団体とのネットワークによって地域包括ケアシステムの構築を図りながら、地域全体が高齢者や障害者及びその家族の日常生活の維持向上を支援していくという安心・安全なまちづくりの推進に努めてまいりたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　これまで訪問診療やあるいは予防医療に関しては、かつて北海道のせたな町の診療所長をやって、今夕張の杜の理事長をやっている村上さんの経験の話を聞いて以来、数年前からこの提案をしてきましたが、彼が尊敬していたのは佐久病院の若月俊一さんであります。こうしたことを本当に住民・国民の命を守るために医療が何を必要なのか、自治体としても単なる医者任せにしないで、これを念頭に置いて進めておいてほしいと。

最後になりましたが、この22年度2010年度、鳩山政権は診療報酬の大幅引き上げを公約していたんですが、実際に2010年の改定率は0.19％で、医療費では700億円増だけであって、このうち600億円が薬価の引き下げで消えてしまうと。実際にふえるのは100億円でわずか0.3％増で実質ゼロ改定で、そのために救急や産科、小児医療などに重点配分する一方で、いわゆる療養型長期入院や診療所の再診料などは引き下がる、そういう状態を生んでいるんです。こういうことに関しては担当部長やあるいは首長会で国・政府に対して意見を言って、

これは逆行だということで、いわゆる予防医療を進める上でも診療所の役割は非常に大事なんです。いわゆる箱の病院をつくるだけではなくて、その点を政府にも強く主張して住民・国民の命を守るために力を合わせて奮闘していただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、２時50分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時４１分

再開　午後　２時５０分

○議長（漆田　修君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　梅　本　和　熙　君

○議長（漆田　修君）　７議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　通告により一般質問をいたします。

まず、子供認知症サポーターについて質問いたします。

平成18年12月定例会で地域包括支援センターと認知症サポーター並びに成年後見制度について質問しました。その後担当課の努力により認知症サポーター養成講座が開催され今日に及んでおります。担当課職員の労をねぎらいたいと思います。

そこで、質問事項の２を初めに質問いたします。

当町の100万人キャラバンの成果をまずお尋ねいたします。質問事項のとおり現在までの開催回数及び養成したサポーターの数をお答えください。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

平成19年度の第１回開催から今年２月まで全10回開催いたしました。延べ人数で297名の

サポーターを養成しております。この養成しましたサポーターには私、今左手につけていますオレンジのリングを手にしております。団体の内訳でございます。住民を対象としたものが８回、職域団体が１回、町職員１回、これは職員研修を兼ねたものでございます。計10回開催しておりまして、参加者の内訳でございますが10代が１名、20代が20名、30代が23名、40代が30名、50代が56名、60代が34名で、70代以上が133名ということで、年が増すごとにふえているということで関心の高さがうかがえると思います。

またキャラバンメイト、これは奉仕をする人たちでございますが、庁内に健康福祉課の職員を含めて７名おります。今後は交通機関、金融機関、スーパーとかそういった高齢者が町内に出るときに立ち寄るような職業の人たちですとか小中学校などに幅を広げて、若い世代のサポーターの養成等も始めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　国のほうで100万人と言っているのは、大体人口にすると１％ぐらいかなと思うんですけれども、当町の場合１万人の中で297名というのは十分パーセンテージは達成していると。たださらにこれは成果を上げていってもらいたいと。ということは高齢化社会に向かいまして、本当に社会が認知症で蔓延すると言っちゃ悪いんですけれども、結構混乱を起こしてくるんじゃないかなということが予測されますもので、そういう意味で十分な成果を上げていってもらいたいなと、お願いいたします。

そして次に、子供認知症サポーターの要請ということについてお聞きしたいと思いますが、これは県の厚生部の長寿政策室ですか、これが立案して静岡新聞、これは１月５日に子供サポーター県内１万人養成ということで出たわけですけれども、これに対しては当町としてはどのような取り組みをしたいのか。それとまた、担当課は当然のこととしまして教育委員会のほうでは子供サポーターですから、それに対する対応等は考えているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

基本的な考え方を申し上げます。認知症の人また家族を支えていくためには家族だけとか事業所だけとかではなくて、地域で支える、大人だけじゃなく子供たちにもその発育に応じて認知症ですとか介護について学んでいく必要があるというふうには考えております。

先ほど議員ご指摘のとおり静岡県では来年度から22年度からでございますが、５年計画で小中学生１万人サポーター養成を目指しています。その記事は新聞等で情報入手しまして、今後教育委員会、学校等と連携しまして当該計画を取り込みつつ小中学校への開催を積極的に働きかけまして、幅広い世代のサポーターを養成して、だれもが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　子供認知症サポーター、要するに子供が認知症の方々に接するということで、認知症が改善されていくというようなことだと思いますけれども、これに関しては健康福祉課のほうが完全に先輩でありまして、健康福祉課と連携しながら今後考えてまいりたいと。まだ県のほうから教育委員会あてに文書等は参っておりません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　担当課の課長のほうは大分いろいろ調べているみたいですけれども、教育長、一応私もパンフレットもらったんですけれども、これ「認知症ってなあに」ということで、非常に簡単な文章です。そして、子供たちに認知症がどういうものなのかということを教えていく、そしていろいろな認知症の症例がありますから、こういう症例があった場合にどうすればいいんだろうとかということを子供たちに認識させていく、これは非常に大切なことではないかなと思うんですよ。実際問題紙芝居でもそういう認知症の高齢者を地域で支援という、そういう形のものがあるわけです。それで、子供たちに紙芝居を見せてこういう認知症がありますよと。例えば後ろで騒いでいるような認知症がありますよと、こういう形で教えていく。そして社会をよりあれにしていくということが大切ではないかなと、このように考えておるわけです。

それでぜひ担当課のほうもこの件に関しては相当力を入れておられますから、ぜひさらに安心して住めるまちづくりですか、そういう意味で力を入れていってもらいたいと、このようにお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　答弁がありますが。

○７番（梅本和熙君）　どうぞ。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

先ほどの答弁の中になかったんですが、21年度におきまして南伊豆東中学校１年生から養成というようになりまして、出前講座を行いました。これはどういうことかというと、安心・安全なまちづくりを目指して高齢化の状況と介護福祉政策ということで包括支援センターの職員が２回ほど出前講座をいたしました。それで22年度におきましてもこれ直接サポーター養成講座ではないんですが、高齢者向けに脳の健康教室の予算を計上したということで一層進めていきたいと思います。

それと、先ほど100万人のサポーター養成講座の率の問題がありましたが、本町は総人口に占めるサポーター割合が2.6％、昨年末現在でございます。これは県下でベスト５に入っております。延べ人数では人口が少ないものですから圧倒的に少ないんですが、１人当たりの高齢者人口が高齢化が高いこともあるんですが、１万人当たりの講座回数につきましてもトップ３に入るくらいにまで今来ていますので、これをまた一層広めていきたいというふうに考えております。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　ありがとうございました。

先ほども言っていますけれども、この地域で長寿の人たちが安心して暮らせる町、そういうことをつくっていくという意味で、町長も当然そのことを考えているでしょうし、そのような努力もぜひしていってください。

それで次に、これは昨年12月も、経済不況化における観光業への対策、地域資源としての石廊崎、こういう質問をしたんですけれども、先ほどからも不況の話がよく出ています。町長の行政報告というか、施政方針の中にもありましたリーマンショックがあって以来、そういう形の中で不況が非常に進んでいると。宿泊業の方々にはお客が少ないということはよく聞くわけですけれども、平成16年にゴールデンウイーク明けにジャングルパークが閉鎖しましたよね。それから約６年がたっておるわけです。

それで、町長が先ほどの一般質問の中でも基幹産業は観光であるということを明言されております。そして石廊崎が南伊豆町のそしてまた伊豆の観光の中心であるということもよく町長は発言されております。そういう中でお聞きしますが、石廊崎は、伊豆周遊のために、トイレの休憩等に重要な場所であると、観光業者がよく言います。そして県知事もそのような発言をされたことを町長も聞いていると思いますけれども、いわゆる石廊崎がそういうス

ポットであるということは、もう当然のわけでありまして、そういうことに対して町長どのように考えられているか、答弁願います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいま当町の観光立町としての石廊崎の位置づけということで今議員が申されました。確かに私は前からこの石廊崎は当町だけでなくて伊豆半島全域のいわゆる石廊崎であるという言い方をしてきております。そして何とかしてあそこの活性化を図りたいということで、もちろん取り組んでおりますけれども、これも今まで申し上げましたように、１つには例の裁判中の問題があります。そういう中で我々は今までもそうは言ってもやはりできることをやろうということで観光トイレであったり、ＪＲ東日本とタイアップしての定期観光のバスの問題、あるいは奥石廊のユウスゲの問題等々を取り組んできております。

そういう中で、この石廊崎の関係で今申されたトイレの問題があります。確かに沿道のトイレというのは今駐車場にあるトイレですけれども、使えない状況にあります。伊豆半島を周遊する観光バス等が非常に不都合を来しておるということでありますけれども、我々はやはり当町だけじゃなくて、先ほど申し上げましたような観点から何とかしてこのトイレを開放できないかなという思いでおりますけれども、やはりまた話は先ほどの裁判の話になるわけでありまして、何としてもこれを我々は今早く片がついて、そして何とかできる状態になればいいなという思いでおります。そんな中ではありますけれども、先般道の駅として指定を受けました湯の花観光交流館は、あそこは駐車場も観光バスも入れますし、ある意味では周遊する観光バスが全国に情報発信していますからロードマップに載ったりして、多少はそういった面での貢献はしているかなという思いもしておりますけれども、今後さらに石廊崎については今申し上げたような中にあっても、我々としては対応をなるべくお客さんのニーズにこたえられるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長も当然認識されていると思います。ジャングルパークとの問題が解決しないと石廊崎のあの問題は解決しないだろうと、あそこの利用に関する問題は。そういう中で、先般判決があったわけですけれども、この判決の内容に関しては町長のほうで表

明できるというか開示できる部分、これを開示してもらいたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題は今まで私は係争中であるという言い方をしてきました。そして先般、第一審では前の全員協でも申し上げましたけれども、ご承知のような結果が出ました。そして我々が主張している一部道路の部分について、まだ主張が認められないということがあって、そして相手方はやはり売買の問題で上告すると、我々のほうはその道路の問題で上告するということで今二審へと審理に向けて今準備をしておるところであります。

そういう中ですので、この問題はやはり係争中であるということに変わりはないわけですので、これはやはり前と同じような答弁になりますけれども、係争中であるということで内容についてはこれは控えさせていただきたいということです。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　私、きのう判決だけは読ませてもらったんです。50ページの閲覧で見ましたけれども、当然道路分に関しては時効取得が認められなかったという部分があるんでしょうけれども、売買に関しては当然の判決だろうと、これは思います。ただ問題は、町長も今、道路のことを言われましたけれども、道路の図面です。あれ見たら石廊崎灯台のところが非常に、向こうの土地が入ってくると狭くなります。そして、この問題は本当に道路が賃貸なのか不法占拠なのか、考え方が、裁判の中で。私はあれは不法占拠というような向こうは見方をしているんじゃないかなとは思うんですけれども、その辺のところを町長どうですかね。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

そこは我々が主張している部分であります。結局認められなかった部分もあるということになりますけれども、これは内容に入ってきますので、この辺でご勘弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　これは町長に何度も私言っているんですけれども、和解をされたらどうですかと。こういう問題というのは非常にやり合っても満足いく結果というのは出ないわけで時間がかかる。先ほど言ったように、平成16年から閉鎖が始まって訴訟が始まって、もう３年もたっていると。そうすると控訴審へ行って大体担当課の職員に聞いたら大体１年ぐらいで結論出るんじゃないかという話がありましたけれども、例えば今の一審と同じ状況の結論が出た場合に、実際問題、じゃ南伊豆町があそこを使えるのかといったら使えないわけです。道路は使えるにしても、道路だってもしかすると向こうが逆に立ち退きというか明け渡しというか、そういう形をしてくる可能性もありますね、訴訟。そういうことに対して町長がもうそろそろ決断される時期じゃないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今いろいろ申されました。いわゆる和解という言葉も出てきましたけれども、やはりそういったことを含めて内容へ入っていくことになりますので、今日はこのところで答弁は控えたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長、もう一点だけ聞きます。私は向こうの三谷さんでしたか、話を聞いたわけですけれども、向こうからは和解案出していると、３案出していると、ジャングルパークが。それで岩崎産業が３案の和解案を出しているのに南伊豆町が乗ってくれないんだと、こういう話を聞いたわけですけれども、この辺はどうなんですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　その話もいわゆる内容へ入ってきますけれども、あくまでも我々はこの裁判は弁護士と相談しながら進めております。ですから、どういう話を梅本議員が聞かれたかは知りませんけれども、今日のところはそういうことでひとつ答弁は控えたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　わかりました。

町長、判決の中のじゃ内容を少しだけかいつまんで聞きますけれども、確かに売買の問題、これは前町政時代に決着がついております。そして、それ以後の動きがいろいろあったと、町長を絡んで。これに関してはこの裁判というか売買に関係ない話だと、法律的には関係ない、確かに関係ないと思う。ただ政治的な道義的な問題がそこにあるんじゃないかと思うけれども、この件に関して町長どう思っていますか、これも裁判にかかわるからですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　そのことについても一部あの裁判の内容に入っていきますので、これでは答弁を控えたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　答弁を控えるのはいいんですけれども、町長、判決の中にあるいわゆる我々でなければ解決できないと。前の町長では解決できないということ、こういう言葉があって、そしてそういう決断の中でいろいろ物事をやってこられた。町長になられたから立場が違うから今は違うんだという発言もよろしいんですけれども、ぜひそういう発言をした以上は責任を持ってこの問題を早く解決する、これをお願いしたいと思います。

それで、これ以上答弁できないでしょう。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの梅本議員の言われたことが、だれがそういうことを言ったのかということになってくると思うんです。それはやはり裁判の中へ入っていきますので、そういう言葉は控えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　これは判決の中に書いてあったことを言ったんです。

それで、次へ移ります。

共立湊病院問題です。これも先ほどからいろいろと同僚議員が質問しているわけですけれども、まず初めに町長に聞きますけれども、聖勝会の指定管理者辞退を含め今後の対応について県と対応を協議したか、県との話し合いはしたのかと。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、今の病院の問題ですが、県との協議ということはしておりません。ただいわゆる病院のこういった問題を進める中で、例えば耐震の問題であるとか、そういった補助金の問題等がありますので、それらは担当者レベルで県と協議をしております。我々がこの問題について県と正式なそういった交渉をした経緯はございません。まだ、そこまでは至っていないというふうに私は解釈でおります。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　県知事も非常に心配されて、その発言の中で相当踏み込んだ発言をされたのは町長ご存じですよね、あの講演会のときに。そういう形の中で県知事が言われて一度町長も鳥澤県議と一緒に県へ行かれなかったでしたか、この件で。

〔発言する人なし〕

○７番（梅本和熙君）　結構です。

どちらにしても、この問題を、私のこれは考えなんですけれども、賀茂のこの医療圏１市５町だけで解決しようというのは非常に難しいんじゃないかと。そういう意味で、やはり県に相談をかけることは必要じゃないかと。そして県からの情報をもらうということも必要じゃないかと、そのように思うんですけれども、町長どうなんですかね、この辺は。町長、県からの協力とか情報は要らないと、このように考えますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今我々がこの病院問題、指定管理者の問題で取り組んでいくということは、午前中の質問の中でもいろいろ一般質問でもありましたし、私もいろいろ述べてきました。ですから、そういう中で今、県へ行ってじゃ何を頼むのかということになると思うんですが、我々はこう

いう問題を進める中で、そういう必要が生じればもちろんこれは相談に行かなければなりませんし、お願いに上がることもあると思いますけれども、今我々が首長の会議あるいは病院組合議会と話し合いをしながら進めている段階ですので、まだその必要はないなという、これは私の個人的な判断ですけれども、おります。ただ、梅本議員の言おうとするのは、今取り組んでいるこの問題が今の指定管理者である協会との問題とかいろいろあるしということではないかと推察するんですけれども、そういう意味ですか。

〔「近いです」と言う人あり〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　近いですか、はい。

〔「続けて質問します」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　今、町長からそういう話が出てきたから、先ほど同僚議員の質問の中でいわゆる地域医療振興協会に指定管理を22年４月以降の継続的な運営をお願いしていると下田市長がはっきりと明言したような形で答弁をされていると、これは新聞報道であったと。そして今、町長も同僚議員に対してほかからそういう話を聞いていると。いわゆる地域医療振興協会の上のほうからと言いましたけれども、町長、直接何で地域医療振興協会の幹部にそれを確認しないんですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題は実は下田の副管理者、市長が、議会を控えて、そういったある程度の協会側の考えを聞きたいということで、市長が、副管理者がそれなりの立場の人と会ったそうです。その席でそういう言葉をもらったということは私に副管理者の市長から報告がありました。ですから、私は直接ではないものですから、先ほどはそれなりの立場の人ということを表現しましたけれども、直接そこから聞いたわけでなくて、市長からそういう報告を受けたということです、副管理者から。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長は管理者ですよね。副管理者がそういう確認をしたと。私が言っ

ているのは、町長はなぜ確認しないんですかと。そういう話をもらったら町長が例えば吉新理事長にこういう話があったけれども、本当に大丈夫なんですかと、お願いできるんですかと、これは当然、この地域の人たちがみんな不安に思っている。町長、医療の空白はつくらないと言っていますよね。そして、下田の市長もこういう形があるから医療の空白はつくらないと。だけれども、みんな心配ですよね。非常に今までの経過を物すごく見ていると、地域医療振興協会がなぜ公募に参加しなかったのか、そういういろいろな事情の中で地域医療振興協会が本当にこういうことを言うんだろうかという、その気持ちがあります。ただ、管理者としてそういう疑問を持って、いや、副管理者がそう言ってもやっぱり地域医療振興協会の理事長におれが聞いてくるというようなのが本当の正しい態度じゃないかなと思うんですけれども。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに今、梅本議員の言われることもわかります。ただ私は直接でないという表現をしましたけれども、いわゆる副管理者という立場でそういう話を聞いたということであれば、それを私としては信用するというか、そうであればまたそれをじゃその人に確認するということになると、何ていうか、これはある意味では失礼な話になるかなという気もしないでもないですし、だから私はそのことをまずもう信用して、直接聞いていないということは信用しないということじゃなくて、私はその言葉を受けてやはり今後の指定管理者の選定に当たってはそういうことを頭に置きながら進めるべきだなという、これはまだ正式な、例えば首長会議であるとかあるいは病院の全員協的な会合であるとか、そういうところでは話をしておりませんので、その前の段階ですので、ああいう先ほどのような言い方をしたわけですけれども、そういうことです。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長、私が言っているのは、町長が管理者だと、あくまでも町長が管理者だと。石井市長は副管理者だと、あくまでも。そして副管理者が言ったんだから私信用しますよと、これはこれでいいんですけれども、町長がそれを信用するということは副管理者が下田市の議会で新聞報道ですけれども、はっきりと意向を示していると答弁している。意向を示しているということはやってくれるということであって、それは先ほどの同僚議員

が前にも言っているように安心して待っていていいんですね。次が決まるまで安心して待っていていいんですねという、そういう言葉につながっていくわけですけれども、そうなんですか、町長。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに直接でないにしても私はもうその言葉を信用したいと思っています、もちろん。ですから、言い方として梅本議員は私の言い方をどういう受けとめ方をされたかわかりませんけれども、やはりそういう場で副管理者が明言した以上は、これは私はそういうふうに受けとめるということでいきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　その件は、じゃそれで置いて。

この指定管理者が辞退して、その後、先ほども少しやったんですけれども、首長会でこれに対する協議対応はどのようなものだったのか首長会で協議対応したと思うんですけれども、全然していないですかね。

それで、２番目の質問です。この問題、いわゆる聖勝会の辞退という問題に対して首長会で協議対応したと。そして多分協議対応した中で、町長は地域医療振興協会にこれ継続のお願いに行ったのか、それとも新たにやってくれとお願いに行ったのか、その辺のところをはっきりお願いします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　我々首長会はこの辞退届以降では４回実施をしております。場所は下田の市役所をお借りしてやっております。これはもちろん夜間、休日を問わず行いました。それといわゆる協会への申し入れですか。

〔「行きましたよね、新聞報道ですけれども」と言う人あり〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　それは、私と副管理者とそれから事務局が一緒に同行しました。それは首長会議で現在指定管理者である協会に意向打診をしたらどうかということで、こういう状況になった時点で協会としてどういう考えでおられるか、継続してやってもらえるのか

どうかということを含めて意向打診ということで伺いました。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　その意向打診というのは一時的、新しい指定管理者が決まるまでの継続ではなくて、ずっとやってくれるかという意味の意向の確認ですか。いわゆる23年４月からの新しい指定管理者としてやってくれるかという意向確認になるんですかね。ただ、新たな指定管理者を選んでそしてその間をやってくれると、いわゆる継続というか、そういう下田市長の言ったような形での意向の確認なんですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これは指定管理者が辞退届を出されて、それで不在となったということですので、後の医療を空白をつくるわけにはいかないということで、今担当してもらっている協会に引き続いてお願いをできないかということですので、そこで例えばじゃやりましょうとなった場合には、これはまた３年契約になるのか１年になるのか、それはまたその後の話し合いではないかと思います。というのは、そういう事態を受けて我々としては現在指定管理者をお願いしている協会に、そういったものも含めて意向打診をしたということということで私は解釈をしております。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　わかりました。

それでまた同じ問題なんですけれども、この問題、いわゆる指定管理者辞退、聖勝会が、これに対する組合議会との協議対応はどれぐらいやってこられたのか、そしてその内容をできれば教えてもらいたい。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

組合議会とは先ほど午前中申し上げましたように、２月11日に全員協を開催をして、それが全体的な初めての協議です。それまでは、何回も申し上げますけれども、我々はもう対応に追われて首長会議やらいろいろ日程調整を進めてきましたので、この日が全員そろって初めてでした。

ただ、私はいろいろ進める中でこれは首長もそうですし、それぞれ病院組合議会の議長であるとか特別委員会の委員長等とも連携をとりながら連絡しながらやってきております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長、組合議会からは管理者に対する何か要望的な、例えばこういうふうに今後やっていってもらいたいとか、そういう話はなかったんですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　特に要望的なものは私の記憶ではなかったと思います。ただ早急にやはり指定管理者を決めるべきだということは、もうだれもが一致した考えだったと思います。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　それでは、次に移ります。

これ町長、全員協議会で聖勝会からの内容証明は事前にいろいろな話があって来たのかと言ったら、そうじゃないと、突然ぼんと来たと、こういう話がありましたよね。それで、私の考えだと、そういう形の中では非常に聖勝会さんが一方的に辞退をしたと。いろいろ理由はあるんでしょうけれども、内容証明に書かれた理由がある。ただ、そういう一方的な辞退という形の中で、私は当然責任追及というのはあってしかるべきじゃないかと思うんですけれども、町長はこれはどうですかね。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今も言われたのは、いわゆる指定管理者が辞退したことについて責任追及したらどうかということですけれども、我々はこの辞退届が突然出されて、そしてもちろん首長会議あるいは組合議会等で対応を協議しながら進めてきました。その中でこの辞退届の内容も我々はもちろん話したし、ただその責任追及ということについては、正直なところ我々の首長会議でも組合議会の中でも出てこなかったというふうに私は記憶しております。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長、いわゆる公募をするまでに選定委員会をやって、選定委員会の前に改革推進委員会でしたか、そして選定委員会やって、そしていろいろそういうところで経費というか税金を使っているわけですよね。そして聖勝会さんもそういう条件内容を把握して自分で公募しているわけですよね。それが先ほど言ったように、町長も全員協議会で説明されたように突然の辞退の内容証明がぼんと送りつけられたと。これは非常に公募に参加した団体として僕はあるまじき行為じゃないかなと。事前に、前も全員協議会で言いましたように、町長にこういう話がありますよと、妨害工作がこうありますよと、何とか町長、管理者だから排除してくださいと。それとか例えば首長さんたちの意見がそろっていないですねと、何とか町長してくださいと、管理者という話、そういうことをちゃんとしてくれない限り私は辞退しますよというような話が事前にあって、そして町長が何もしないもので内容証明がぽんと送られてきたというんならまだわかるんですよ。聖勝会が例えば町長にそういう妨害工作を排除してくださいと言ってきたときに町長は何もしないんじゃないでしょう。しますよね。

それで、首長会で首長さんたちの意見がどうも合わない、聖勝会さんからそういう意見があれば、町長としては首長会を集めて、こういう意見があると、皆さん協力しましょうよという当然そういうことはやると思うんですよ、町長は。そういうふうに信じています、町長を、私は。そして、先ほど言った妨害工作ありますよと、何とかしてくださいと言ったら、例えば町長なり事務局なりいろんな手を使ってその妨害工作を排除する努力を町長はしたと思うんですよ。そういうことをしない、そういうことの相談がないままに一方的に内容証明がというのは、これ余り世間の常識としてあり得ない。法律問題になるときだってそんな直接ぼんと内容証明、まあそういう場合もあるんですけれども、これは非常に非常識なやり方だなと、このように思うんですけれども。そういう意味でやっぱり聖勝会への責任追及、損害賠償とかそういう意味じゃなくて、やはり何らかの苦言は呈すべきじゃないかと、管理者として。どうでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題はいわゆる病院の問題で、何度も申し上げますけれども、やはり私の場合は地元の町長であり、もちろん管理者です。ですから今、梅本議員が言われるようなことになって

いくと、これは管理者の立場での考え方になってくると思うんですよ。ですから、その問題についてはここで私は答弁は控えさせてもらいたいと、基本的には思っています。ただ、梅本議員の言われることも私は理解は、地元の町長としてはできます。ただ、管理者という立場ではやはり答弁は控えたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　それじゃ町長、個人的な考えで結構ですから、聖勝会が述べている妨害工作があったと認識していますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この辞退届に書かれている内容というのは、妨害工作と目されるべき趣旨の行為という表現だったと思います。これについて梅本議員は私があったと思うかということでありますけれども、私はそれについてはもちろん、先ほど申し上げましたような立場にありますので答弁は控えたいと思います。ただこれについては議会でもそういう意味合いからも議会としてのいわゆる対応もしている最中ですので、今日のところはそういうことでひとつ答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　先ほどから指定管理者を早急に決めたいという話があるわけです。そして先ほどの例えば下田市長の答弁内容が出てくるわけです。継続的にこれは地域医療振興協会というのは公益団体だから、突然ほうり出していくことはないよという意向の発言だったと思いますけれども、それは私も信じたいと思います、地域医療振興協会を。そういう中で、新しい指定管理者をなぜ再公募を町長、しないのか。この辺のところをひとつ町長の考えをお願いしたいと。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

再公募と今言われましたけれども、ご承知のようにこの管理協定の期限というのはもう残り約１年しかないわけです。そして先般の公募状況から見ても指定管理者が多数応募できるということは我々としては今非常に想定しにくい、できない環境にあるというふうに考えざるを得ないと思います。そこで公募条件の再検討であるとか公募期間の確保などを含めると、総合的に非常に時間的に厳しいということになるわけですので、そういった判断のもとにこれも首長会議に諮って、再公募しないで我々としては別の方法でやはりそういう必要性があれば視野に入れながら対応していこうということで今取り組んでいる最中であります。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　再公募をする場合は指定条件というか、公募条件を変えていくという問題が出てくるんじゃないかと確かに思います。それで、選定結果報告書の中で適任者がいなければ再募集すればいいという考えもありますが、社団法人地域医療振興協会が撤退することが決定し期限が迫る中で、簡単にこれにかわる法人が出てくるという確証はありません。また、そのことにより病院施設の減価償却費を指定管理者が100％負担するという、病院経営方針の根幹をなす公募条件を緩和せざるを得なくなりかねず、病院組合が示した公募条件の信頼性を低下させ、収拾がつかなくなる懸念がありますと。これ選定結果報告書でこんなことを言っているんですよ。このことに対して例えば今後新しい指定管理者を探していかなくちゃならない。それに対して町長、こういう発言があった場合に、果たして、病院経営方針の根幹をなす減価償却費の徴収、これを町長はどう考えているのか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これもいわゆる病院組合の指定管理者に係る内容に入っていきますから、できれば管理者という立場でちょっと答弁は差し控えたいんですけれども。

〔「管理者だから、いいですよ」と言う人あり〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただ、このことは我々は今まで公募条件として、指定条件として掲げてきました。というのは、やはり将来の病院経営を考えるとこういった条件を付してやってくれるところがあればということで公募をしたわけです。ですから、この条件というのは今後の今の我々の共立湊病院の場所が変わろうとどこへ行こうと、やっぱりこれは我々としては条件提示をしていく、基本的には変わりはないと思うんです、それは。そういうことでもってこの間の、いわゆる協会に対しても公募条件ということで、申し入れをしていますの

で、もし梅本議員が言うように懸念されることもわかりますけれども、それは今後の首長会議、それから組合議会に諮りながら、このことについては検討していきたいというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　地域医療振興協会が募集に応じなかったという一つの大きな理由が、今言ったこの減価償却費の問題にあると私は認識しているんですよ。そういう中で、例えば町長が首長会の中で決まったから地域医療振興協会にもう一度お願いしますと言っても、地域医療振興協会は一番その重要な部分で我々は公募に応じられないんだと、減価償却費という考え方はないんだということを言っているわけですよね。ぜひ町長、この辺のところを組合議会ともよく話して、これは非常に重要な問題だろうと、どうやってこの地域の医療を守っていくかという意味で町長が決断すべきことじゃないかと、ここが一番大事な決断の内容じゃないかと僕は思っているんです。公募して新しい、全然地域医療振興協会と関係ない団体を選ぶということであるなら、その団体がそれを承認して出てくるのならいいんですけれども、これもなかなか今難しいという話がある。多分町長の腹の中には地域医療振興協会をターゲットにしているんじゃないかと、このように考えているわけですけれども。

それと町長、定例会見で３月いっぱいに一つの方針を出すと、方向性を出すと言いましたよね。これは町長のどういう意向なんですか、３月いっぱいで方向性を出すというのは。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この私が３月いっぱいと言ったのは、やはり期限が切れる１年前ですね、ちょうど３月は。来年の３月ですから、そういう意味合いと、年度がかわりますから、いろんな意味である程度の方向性が一つの区切りとして、やはりこれは早急に進めないと、一つにはやはりプロポの関係もストップしていますから、そういうことを含めてそういう言い方をしました。一つのこれは目標というか、我々の予定として３月いっぱいということは念頭にありますけれども、それらを含めて今いろいろ日々連絡をしながら首長あるいは議会とも対応しているまさに最中であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　地域医療振興協会は町長が行かれたときに100条委員会の最終報告前には交渉に応じないような話をしたわけですよね。していないんですか、何か新聞報道にあったんですけれども。議会の100条委員会が最終報告を出すまでは地域医療振興協会としては交渉に応じないと、いろいろな、そういう話があったと思うんですけれども、それに対して町長どのように考えられているんですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我々が行った段階で応じないという言い方はしていません。ただそのときにいわゆる記者発表もされたようですけれども、100条委員会のことと我々のそれぞれの市町の議会であるとか、組合議会のことが言われました。ですから、その時点で100条委員会が問題解決しなければ会わないという、交渉に応じないということは、そういう言い方はしていません。ただ、そのとき提示された中にその100条委員会ということはもちろん入っておりました。その程度のことで当時は我々は別れております。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　これは町長、言えないとは思うんですけれども、例えば町長は聖勝会さんが辞退した後、地域医療振興協会というものを一つのターゲットとしたわけですよね。ターゲットという言い方はおかしいけれども、地域医療振興協会に継続してやってもらいたいというような言い方をされたわけですよね。それで、今後も町長はそういう意向でいくのか、それともほかに腹案があるのか、どうでしょうかね。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これはまさに今我々が病院組合として取り組んでいる重要課題ですので、私がここでそれについての例えば個人的な考え方であっても、ここで答弁できませんので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　わかりました。町長の意向は私なりに考えたんですけれども、地域医療振興協会と一生懸命交渉すると、このように考えられているんじゃないかなと、私なりに解釈します。

それで町長、これまでの経費、共立湊病院改革推進委員会の委員の報酬とか選定委員の報酬とかいろいろ出ているわけですけれども、議会もいろいろあれしていると思いますけれども、その辺の数字というのはわかりますかね、わかったら教えてください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

細かいことはちょっとここで私資料はもちろんありませんし、このことはもちろん組合議会に諮り、首長会議でも諮って進めてきたことですし予算措置もしました。ですから、今言われた改革推進委員会であるとか、その他のそういった会についてはそれなりの委員の皆さんには旅費なり報酬を払っております。ちょっと金額についてはもしあれでしたら、これは公開資料ですから後ほどまたごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　今回のこういう問題、混乱を招いたということに対する町長の責任というか、そういうものを町長はどのようにとらえていますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ここはやはり何度も申し上げますように病院議会ではありませんので、管理者としての考えということになると、これは病院議会で言わなければならないと思いますけれども、ただ梅本議員の言われるいわゆる地元の町長でもありますしということであればお答えします。進め方としてはもちろん運営会議あるいは組合の議会に諮ってこれは進めてきたことであります。私が一方的にやったことではないわけでありまして、したがって、このような事態を辞退届によって招いたということを受けて、何度も申し上げますけれども、やはり来年の４月以降の医療に空白をつくらないということが我々の責務だと思います。したがって、我々は今後そういったことでこれは専心努力して一日も早く指定管理者を選定していくというこ

とが、我々の責任であると思います。そういうことしか、今は申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長には耳の痛い話になりますけれども、これは町長が決断すべき判断を決断してこなかったと私は考えております。本来、確かに公募の問題もある。例えば本来公募をすべきだったのかどうかという問題だってあると思うんですよ、そこには。それはなぜかというと、今から読みますけれども、いわゆる地域医療振興協会というか、この病院問題の原点的なこと、そして国立移譲の当時、町長は収入役でしたよね、違いましたか、菊池さんの、課長さんでしたか。まあ、それはそれでいいです。一応最後にこれを読ませていただいて一般質問を終わりにさせていただきます。

病院問題の原点はどこにあるかといったら、まずは湊病院が移譲を受けた平成９年10月にさかのぼる問題だと。そして、この当時の町長は菊池利郎さんであったと。そして、鈴木町長は収入役だったと思ったんですけれども違いますか、まあそれはそれで結構です。それで、何しろ町長も職員であったということで、この問題は熟知されていたんでないかなと思います。この病院問題というのは非常に重要な問題で、移譲を受けるのか受けないのかということで物すごく議会でも、私も１年生の議会でした。それでいろいろやってきたわけですけれども、そういう中でこれは菊池町長が町にこの病院は残したいと、残さなければいけないということで政治生命をかけられたということです。

そういう形の中でしたが、菊池町長は当時、病院存続のために国と当時の厚生省と全力で闘いをしていった。そして湊病院を存続してほしい、廃止しないでほしい、もし廃止するのなら当町に移譲してほしいというような交渉もされたと聞いています。しかしながら、国の方針は非常にかたかったと。廃止とすることに決定しましたということの中で、それでも菊池町長はあきらめなかったと。何とか病院を残さなくちゃこの地域の医療がだめになる、そういう意識の中でやられたと。しかし、国は、当時年間２億円の赤字を出していた病院ですよね、その病院をこんな財政力のない町が譲り受けても無理です、運営できませんよと、そういう形の中でいろいろ拒否をしてきたわけです。その中で最終的に国が示した提案というのは何かといったら、１市６町ですか、当時は、の共立湊病院組合をつくりなさいと、そして受け皿をつくってくれたらいいんじゃないですかという形の中で、非常にそういう形をつくるために今度は菊池町長が一生懸命になられた。だけれども、東伊豆や西伊豆にとっては、

我々にとっては関係ない話じゃないかと、議会もそういう対応をしていたと私は聞いております。

そういう中で、何とか共立湊病院組合をつくり上げることになったわけです。だから、そういう状況の中にあるから当然、この病院に対する考え方の温度差がある。それはそれでもだけれども、でき上がったと。そういう形の中で、今日まで来たわけですけれども、そのときにいわゆるどこを病院の委託者にするかということで、町長は非常に悩まれたみたいですね、当時の菊池町長は。知っておられるんでしょう。

当時私も移譲には反対だったんですよ、移譲というか廃止に。移譲を受けるということで赤字をしょうじゃないかと。だけれども、町長はそのことに対してこの病院がなくなったらえらいことになるじゃないかと。それで町長が移譲を受けることを決断された。そして、じゃどこにやらせようかということで今度は悩みが出た。そのときに地域自治医大が出てきた、地域医療振興協会が出てきた。君たちにやらせる、信頼するといって町長が決断したんです、当時の菊池町長が。そして12年間赤字にしてこなかったんです、病院を。それは県知事も言われましたよね、聞いていますよね。こんなに赤字にしてこないこういう団体を何で追い出すのかと、地域医療に貢献してくれた団体を追い出すのかというようなことを県知事も発言されたと思います。

ぜひ町長、決断してくださいよ。いいじゃないですか、地域医療振興協会がやってくれるということであるなら、そして下田市長の発言にあったような継続してくれる、この地域の医療を何とか守ってあげるよと、空白は出さないようにしてあげるよと事実言ってくれる団体であるなら信頼してもいいじゃないですか。ぜひ町長、そこのところをやっていってもらいたいと。

そして、私はこの問題を解決できなかったら本当に町長は責任をとるべきだと、いろんな意味で。だからこれはどこでもいいですよ、地域医療振興協会じゃなくてもいいですよ、町長が考えられる指定管理者がちゃんとつくのなら。ぜひ町長、このことをお願いして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（漆田　修君）　梅本和熙君の質問を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（漆田　修君）　本日の会議時間は午後４時を超えることが予想されるため、会議規則第９条第２項の規定に基づき、会議時間を延長します。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（漆田　修君）　最後の４番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

先ほど来同僚議員からも、これで合併もピリオドを打ちこれから南伊豆町も単独で進む、その中において本町の基幹産業である観光産業、非常に低迷しているんだということでいろいろなご質問がありました。私の質問も重複するところがあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

町長にまず、観光立町に対する町長の姿勢ということでお伺いいたします。

観光は今後の地域経済活性化の期待を担う重要な産業であるという観点から、国でも財政出動なき景気対策として観光立国を挙げております。また県のほうも知事の所信表明の中で、足元の大地をしっかり見詰め、その秘めた力――これ馬力というらしいですけれども――を引き出すことが必要で、そのためには出会いや交流が極めて大切であり、それは人、物、わざの新しい結合を生み、経済発展の根幹になる。目指す社会は生んでよし、育ててよし、学んでよし、働いてよし、そして住んでよし、訪れてよしという富士山を中心とした日本の理想郷を目指すと述べております。

国・県が観光産業による地域経済の活性化を図る方向性を打ち出しており、観光立市、観光立町を掲げている伊豆半島においては、自然、温泉等のすばらしい観光資源がございます。これに恵まれております。これらの利活用によっては国の財政出動なき景気対策も可能であると考えます。観光立町を唱えている町長の観光振興に対する考えを、第５次総合計画等も踏まえた中で全般的にお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この観光問題は今議員も申されましたように、今度策定します第５次の総合計画の中でも

計画としてもちろん盛り込みますし、これは後ほどまた審議をお願いするわけですけれども、先ほどの質問でもお答えしたように、やはり我が町の産業構造、いわゆる人口等を見ますと、観光立町ということがまさしく言えるということを私は申し上げました。そんな中で、今どこも観光地化が進んで、そして例えば午前中もありましたけれども、桜にしてもあちこちでもう植えてきているとか、そういった我々が当初取り組んできたいろいろなことが各地でも行われてきているということの中で、やはりこれから観光地として進めていくにはいろんな難しさがさらに加速してくると思います。

しかし、私はこの伊豆半島の南端という我が町の地形を考えますと、やはりもう観光産業がもちろんこれ主軸であるし、今後もそういう考え方で進めるべきであるということは基本的に変わっておりません。でありますので、そういう中でいろいろ取り組んでいる事業としては、先ほどから出ております観光交流館もそうですし、それぞれの地域でのいわゆる観光面での基盤整備、こういったことを行政としてできることを進めながら、ソフト面では観光宣伝を地道にやりながら観光地として全国発信をしていくということは最低限必要なことだと思います。

そういう中で、やはり資源を生かしてということももちろんあります。我々がふだん見ていてなかなか目につかない資源もあるわけですので、そういうことをやはりそういう面から専門的な見地からもそういった形でご意見も拝聴しながら、ジオパークもそうですし、今後さらにさらに観光地づくりを進めていきたいという思いでおります。

非常に一般論で大ざっぱな説明ですけれども、以上が私が持っている考え方であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今町長から広い意味での観光に対する考えをお伺いしましたけれども、そこの第５次総合計画の中で町長がこれに対して町長の考え方、今後南伊豆町10年間の、この中で観光をこういうふうに持っていきたいんだというものをこれの中へ打ち出したものはありますか、この辺をお聞きしたいです。これは、委員の中でこういう形が出てきたのか、それを町長が受け継ぐというような形なのか、それとも町長が私はこういうものを中に取り込んでもらいたいんだと、そういう気持ちがありますかどうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この総合計画の策定に当たっては、もちろん今まで述べましたような形でこれをまとめ上げております。その中で私が直接ここへ意見として言ったことは正直言ってありません。ただ私は関係者であるとか観光あるいは担当課に命じてふだん言っていることがいろいろあります。そういうことがやはりそういう委員から、あるいは担当課からも上がっているというふうに思っております。やはり先ほど申し上げましたように、自然を生かした観光交流の町とかありますけれども、こういうことが私はふだんそれぞれに言い伝えていることでもありますし、今回この策定に当たって特に私から委員会へそういった意見を述べたということはございません。ですけれども、そういう思いで私はこれに間接的ではありますけれども、参加しておると思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それでは、この総合計画の中で地域資源の活用と地域特性の発揮という中で、各旧町村ごとに掲げたものがあります。その中で石廊崎地区周辺の再開発、これについてお聞きいたします。

観光振興においては広域の連携が必要であるという考えのもと伊東市、下田市、それから東伊豆町、河津町、南伊豆町の２市３町で構成する伊豆観光圏整備推進協議会が発足したことは、今後の観光産業にとって有意義なものだというふうに私も考えております。構成市町が資源の活用や諸問題についても連携を密にして協議することは、観光経済の活性化につながるものと期待しております。私は伊豆の観光は半島最南端の石廊崎が活性化して観光客が来られるということが、これが活性化につながる一番大きい要素だというふうに考えております。

石廊崎の活性化についてお伺いしますが、第５次の中には地域の資源の活用、地域特性の発揮ということで、これ66ページに書いてありますが、過去の議会でも質問させていただきましたが、そのときは係争中ということで明確な答弁をいただけない部分もございました。今回岩崎産業とのその訴訟については、先ほど同僚議員も申し上げましたが、静岡地裁下田支部の判決では、跡地買収については棄却と、そして町道問題については月3,812円ですか、それの支払いを命じたと。しかし、双方がこれを不服としてまた東京高裁のほうに控訴して、またこれは係争中ということになりました。しかし、私はここで従来言っておりますが、岩

崎産業と幾ら解決ができても、この岩崎産業の土地であるから、これを町で利用するということはなかなかこれは難しいことでございます。ですから、あそこに建っている建物の老朽化、あれが非常に今後懸念されるわけです、イメージダウンにつながると。

それで、富士箱根国立公園第１種地域でもあります。また名勝地に指定されてもおります。これは法律によって保護されているあそこは土地でございます。ですから、国・県等との連携を密にすることで、行政指導等によりイメージダウンを避けることが必要だというふうに前にも申し上げました。

また、伊豆観光圏整備推進協議会の中でもこういう問題はぜひ取り上げていただきたいというふうに私は感じております。国でも観光立国推進協議会でしたか、それは前原国土交通大臣が座長か何かになって、それでそのメンバーの中に静岡県出身の参議院議員、藤本祐司さん、この国土政務官がおられます。この前もちょっとお会いする機会があったものですから、率直に南伊豆町の石廊崎の現状を藤本議員に申し上げました。そうすると藤本議員がおっしゃるには、この観光立国推進協議会の中には各省庁からそれぞれ出ているんだと。ですからもちろん環境省からも出ているしいろんな省庁から出ている。その中で、南伊豆町だけの問題じゃないとこれは思う。そこを利用するときの規制は厳しいんだけれども、撤去するというか退くときの更地にしなさいとか、そういうあれがないから、要するにそのままに放置されたものがこれは全国的にあるんじゃないかと。ですから、それも調査しながらこれはとにかく取り組んでみましょうというような言葉をいただきました。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、ぜひ県・国を交えた中で町長が行かれるなりなんなりして、これの解決をぜひお願いしたいと思います。これは岩崎産業のほうとは別個に、岩崎産業との交渉はもう不可能ですから、それはできませんけれども、今言ったように国・県、そういう形の中でこれを解決する、国立公園ですから。それを町長どういうふうに今後考えておりますか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎の開発にやはりあそこの土地が何としても我々としても、これは避けて通れない土地でありますし、ですから、先ほどの質問にもお答えしたように、我々としては今何としても係争中であるという言い方をしておりますけれども、そんな中で、今言われるような老朽化したというか、もう廃止となっている温室の言ってみればああいった残骸があるわけ

であります。これはいわゆる国立公園としてあそこの事業の更新をしている中で、町としては意見として今まで関係省庁へは具申してきております。それらの具体的なことについては担当課長から説明させます。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ただいまの施設の老朽化で観光地として見苦しいという形でございまして、ただいま町長も申し上げましたように、岩崎産業から国に提出する国立公園内の特別地域内の事業地域内の事業の休止承認申請というのを出す形になりますが、それを出すときに町から県に進達しまして、そして国に行くというような形になっております。そこの部分で町としても進達するという意見としまして、国立公園第１種区域にふさわしい景観の保持に努めてくださいという形で県のほうに進達しております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今、課長のほうから進達のときそういうことを添えてやっているということです。ですけれども、進達のときそれを添えたということに関して、その担当部局の方がこちらへ来て現状をあくまでも見てもらわないと、現状をとにかく向こうに、議員１人で訴えたってこれは何も見えません。ですから、現状を本当に訴えるような形のもので、極端な話が県のその担当に来てもらうとか、何かそういうアクションを起こすこと、これが必要だと思います。先ほどから言いましたように、国も観光立国をうたっております。ですから、その中で今が一番、と言ったらおかしいんですけれども、いいチャンスだというふうに私はとらえているものですから、ぜひこのアクションは起こしていただきたいと、そういうふうに思います。

それから次は、観光資源の活性化ということでお伺いします。

一大イベントでありましたみなみの桜と菜の花まつりも明日で終わります。先ほどの行政報告にもございましたが32万人の来客があって、昨年並みになるんじゃないかということでございました。しかし、その前々年度と比べると、やはり観光が低迷しているというようなこともありまして、観光客の数も減ってきております。それから、この桜も先ほど来同僚議員も言っておりますが、全国各地に植栽されて河津町と本町の桜ではなくなりつつあります。以前にもこれ申し上げましたけれども、全町域で、桜と菜の花まつりの時期にはどこに行ってもその桜が南伊豆は満開だよというような、そういう町有地の道路のあいているところと

か、山奥深くじゃなくて、そういうところにまで植栽をしたらどうだろうかということも私提案しました。しかし、まだその辺は予算の都合か何かできておりませんけれども、この第５次総合計画の中にも花で観光を立ち上げようというようなことものっております。そういう面からもこれは民間のやっぱり住民の協力を得る形で植栽を行うことが必要じゃないかと思います。これで植栽する場所も、観光客の皆さんが通るところから離れたところをやってもしようがない。ですから、民地でもその民地の承諾を得たり、それから民有地で山林でも、これは今、県の事業で森の力再生事業があります。そういう事業を活用することを地権者との話で持っていって、そしてそこを整備し、そしてそこに桜の花を植えるとか、そういうことも一つの考えがあります。

私思いますけれども、この銀の湯会館の向こうの山、向こうの山と言ったらおかしいけれども、温泉神社のあるあの山、あのあたりを民地ですけれども、地権者との合意が得られたらですけれども、そういう交渉をして、そしてあそこをある程度整備し、そしてそこへ今度は桜と菜の花まつりで来られた観光客に１本1,000円なりで売って植栽させる。そうすればそれで今度５年、10年後に自分の桜がどうなっているかという、要するにリピーター、そういう方法もこれは一つの方法であるというふうに考えるんですが、ぜひそういう資源を活用する、そういうことをこれからやらなきゃいけないというふうに思います。

また、西伊豆町はサンセットですか、あれで非常に西伊豆町を売り出している。南伊豆町には奥石廊がサンライズ、サンセット両方が同じ場所で見られる。そういうこともとにかく打ち出すと。そういう資源の活用、これを町長のほうは先ほど来いろんな資源を活用しなきゃということで言っておりますが、町長として今後お金はかけないでやっていく資源の活用、それらをどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

お金をかけないで資源の活用という表現をされましたけれども、我々はこういった恵まれた自然があるわけですので、そういったものを生かしながら例えば散策を自然の中でする、そういった考え方であるとか、あるいは我々としては今後取り組む第５次の中で、そういう面での検討ももちろんしてきております、たしか。ですから、何度も申し上げますけれども、先ほどもありましたけれども、県で提唱している観光の面のことも出ました。我々としてもそういうことをよく踏まえながら今後の観光についてはやはり資源ということですけれども、

これについては今までもそうですけれども、ある資源を生かしながら多面的に検討を加えて進めていきたいというような、個々にこれはこうということは申し上げられませんけれども、それはやはりある意味専門的な立場の人の意見も聞かなければ我々も見えない部分もあるわけですので、そういったことも含めながら、なるべく自然を生かした、資源を生かしたそういう面での観光地づくりを進めていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長の言われることはそのとおりだと思います。ですから、一度文化関係だとか、いろんな意味での資源となるものの洗い出しというか、そういうものをやる必要もあると思いますし、各地域の、それをぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、庁舎建設についてお伺いいたします。

昨年の12月の定例議会でも質問させていただきましたが、２月24日に庁舎建設検討委員会から基本構想及び基本計画について答申がありました。４つの基本構想は委員の皆さんが慎重に協議されたものですばらしい内容であると感じました。町長はこの答申を受けてどのように感じてというか、庁舎建設について町長独自の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この庁舎建設につきましては、これは午前中も申し上げてきました。ただこれからはいよいよ実施設計者と技術的な分野での協議を重ねることになります。また、その協議に庁舎建設検討委員会の皆様にももちろん加わっていただきますので、どこにどれだけの木材を使用できるかといったことも含めて協議をしたいと考えております。

ただ、この木材使用については何度も申し上げますけれども、午前中も申し上げましたようなこともございます。ですから、私は答申は答申として受けて、議員の言われるようなこの木材使用についてはできる限りのことを検討すべきであるという思いはもちろんあります。そういうことで、ほかのことも含めて我々としては限られた予算の中ですので、答申を尊重をしながらこの庁舎建設には、今後建設費が生かされるようにいろんな面で取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　この答申と同時に渡邉委員長が町の一大事業を生かし、地域経済の振興にも配慮するようお願いするというふうに述べたというふうにも書いてございます。町長もご承知のとおり、町内の建設業、特に建築大工の皆さん、この方たちは非常に仕事がございません。それに付随した塗装だとか板金、建具の職人さんも同じでございます。非常に低迷しております。ですから、このような状況の中でこの町の一大事業は、私12月に申し上げましたが、町民の皆さんの血税で６億数千万を積み立てたものだと。それを還元する意味でも、なるべく木造建築にするべきだと。先ほど町長は建設検討委員会の中では防火の面を気にしたりとかということがございましたけれども、民間の普通の家でも防火、火事だというのは要するに管理によって出るものであって、そうすると木の家はみんな火事になるのかという、そういう極端な話が出ます。

それで、地の木材も聞くところによると硬度というか強度が弱いんだと言う職人さんもいますし、だけれども、やっぱりその土地に合った材木であるからそんなことはないよと言う職人さんというか、大工さんたちもおられます。ですから、こういう点は慎重に、建設検討委員会をずっとしていますということなもんですから、もうちょっと時間を置いて検討されること、これが必要じゃないかと思います。議会でもことし１月19日ですか、浜松の春野地域自治センター、ここへ木造の庁舎だということで視察研修に行ってきました。この地域は確かに天竜木材と言われている非常にいいものができるところではございますが、ここはやはり木造で建築をしております。規模は大分南伊豆町の考えている庁舎とは面積的には小さい千六百幾つでしたか、このくらいです。ですけれども、これでも立派なすばらしい木造の庁舎でございます。それで建設コストは若干高い。でも建設コストが高くても、やはりいい面を出すということもこれは必要だと思います。昨日の伊豆新聞の「潮の響」ですか、これに載っていました。ちょっと読み上げます。

65歳以上のお年寄りが2025年には30％に達することが予測される中、高齢者施設の住環境は今日的な課題、段差の解消や手すりの設置、滑りにくい床材の採用、車いすを想定した通路幅や室内設計などはバリアフリー意識の浸透によって対策が進んできたと。そして身体的負担を軽減するユニバーサルデザイン以外の人の心理にまで踏み込んだ段階の研究はまだまだデータ不足だという。そこで、県の木材協同組合連合会が人に優しい空間づくりというＰＲパンフレットをつくった。視覚的な要素、空気の成分、室温度の３つを木造の特別養護老

人ホームと鉄筋コンクリート施設と比べデータを収集したという。木材協同組合の調査であるから木の優先度に力点が置かれていることは、これはしようがないとしても、木造環境は人の心を和ませ、リラックス効果が高い。食欲増進、消化促進効果、発汗作用があるとされるアルファイオンを高濃度で検出、熱中症との関連で調湿作用が働くため、鉄筋と比べ温度変化が小さく空調の整備が比較的容易であることなどがわかっている。お年寄りに優しい空間はだれにでも優しい、これが木材料の基本理念であるというふうにも書いてあります。

ですから、こういう観点からいきますと、やはり私は木材を利用した庁舎、この建設が一番望ましいというふうに思っております。やはり観光交流館も全部木造というか集成材とか使用していまして、あそことのバランス、それから南伊豆へ行けば木造の庁舎があるんだという、これもやっぱり交流人口をふやす一つの要素、そういうふうにもなります。ですから、建設コスト、確かにそれも必要なんですけれども、やはり建設コストをとるのか、町の活性化というか町の皆さんの職人さんたちの生活の安定を図るのか、大きな話はそういうふうになりますけれども、ぜひ木造の庁舎を建設していただきたいというふうに思います。

町長、いかがですか、その辺。前には町長もその質問したとき栃木県かどこかの小学校舎がすばらしかったと、だから学校も確かにすばらしい学校を見られているということでありますし、木造が耐用年数がと言ったって、明治時代の木造家屋もあります、100年たった。この庁舎は52年ですか。そういう面でもそれは比較にならないように感じます。ですから、先ほどの火事になるなんて言っていると、それはもう大工さんたちに言わせれば非常に怒るようなことになると思います。町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この庁舎建設のいわゆる木造ということを今言われました。これについては午前中もお答えしたわけですけれども、木造にした場合のいろんなメリットであるとかデメリットの面、それから経費の面であるとかコストの面、いろいろあります。これは今後建設検討委員会で引き続いて検討されると思います。私としてはやはり何度も言いますけれども、限られた、そしてしかも町民の税金ということを委員も言われましたけれども、そういう中での建設ですので、建設をするに当たってはいろんな面から検討して、価格の面であるとか、それから耐久度の問題であるとか、もちろんそういったほかの建物に対する不安材料も含めて検討を加えながら、やはり最良のものを建てなければならないという責任があると思います。です

から今後、議員の言われることも十分頭に置きながら、私としては考えていきたいという思いでおります。

今議員が言われた私が、かつて視察した学校というのは長野県の川上村です。ここは参考までに申し上げますと、いわゆる地元の木材です。あそこは何とかという特殊な木材があるところです。それを使用できるということで、それを伐採をして何年かかけて、そしてそれを使用できるまでまたさらに時間をかけて置いて、そして使っての建築だということで、建物も見ました、学校ですけれども。そういうことを申し上げましたけれども、そういう一つの例ももちろんあるわけですので、我々はそういったことも頭に入れながら今後検討していきたいという思いであります。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　その建設コストなんですけれども、今庁舎を建てるには執務スペースが１人当たり８平米、２坪ぐらいかな、そのぐらいで計算されるみたいです。ですから、私は極端なことを言うようですけれども、この議場だとか、そういうものは、私にすれば個人的な考えで、これは必要ないと。要するに会議室があって、それを会議と議場と交互に利用する、そういうこともありますから、こういう立派な議場をつくる必要もないですし、そういう内容的なものも検討されて、もちろんコストの面はいろいろあれでしょうけれども、そういう面で建築費用を下げられる分は下げるとか、そういう工夫を建設検討委員会の皆さんとぜひいろんな意見を出し合った形の中で、これからの南伊豆町もまた100年続くのか、この庁舎が、それをつくる重大な時期ですから、それで建てる建設の時期もその検討が長引いてももうこれはしようがないと思うんです。これでいきますと23年８月を予定していますけれども、それが若干ずれてももうしようがない。確かに私の考え方で毎度申し上げているように、庁舎の耐震というか建てかえは前から望んでいたことなんですけれども、この間の８月の地震で補強されて、これで耐震が上がったわけじゃないですけれども、ちょっとね、だからそれが１年、その間に地震が来ないという保証はないんですけれども、そういうことも考えた中で十分にこれ本当に大事なことですから、期間をいつまでということは切らないで、ぜひ検討をしていただきたいというふうに、こういうふうに思うものですから、これは私の希望ですけれども、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

この後議運をやりますので、委員の方は委員会室にご参集ください。

散会　午後　４時２７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　田　　修

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２２年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２２年３月１０日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　議第　４号　監査委員の選任について
日程第　４　議第　５号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
日程第　５　議第　６号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第　６　議第　７号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　７　議第　８号　賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定について
日程第　８　議第　９号　賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定について
日程第　９　議第１０号　南伊豆町債権の管理に関する条例制定について
日程第１０　議第１１号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについて
日程第１１　議第１２号　南伊豆町道路線の変更について
日程第１２　議第１３号　平成２１年度南伊豆町一般会計補正予算（第１０号）
日程第１３　議第１４号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１４　議第１５号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第１５　議第１６号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１６　議第１７号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）
日程第１７　議第１８号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１８　議第１９号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第１９　議第２０号　平成２２年度南伊豆町一般会計予算

日程第２０　議第２１号　平成２２年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第２１　議第２２号　平成２２年度南伊豆町老人保健特別会計予算

日程第２２　議第２３号　平成２２年度南伊豆町介護保険特別会計予算

日程第２３　議第２４号　平成２２年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

日程第２４　議第２５号　平成２２年度南伊豆町南上財産区特別会計予算

日程第２５　議第２６号　平成２２年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算

日程第２６　議第２７号　平成２２年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算

日程第２７　議第２８号　平成２２年度南伊豆町土地取得特別会計予算

日程第２８　議第２９号　平成２２年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算

日程第２９　議第３０号　平成２２年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算

日程第３０　議第３１号　平成２２年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算

日程第３１　議第３２号　平成２２年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算

日程第３２　議第３３号　平成２２年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	教　育　長	渡　邉　　浩　君

総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	奥村　豊君	健康福祉課長	松本恒明君
教育委員会事務局長	大野　寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例本会議第２日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎一般質問

○議長（漆田　修君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　清　水　清　一　君

○議長（漆田　修君）　６番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　清水です。一般質問をさせていただきます。

きょう、一般質問させていただきますが、昨日からいろいろ共立湊病院の話、いろいろと

出ております。やっぱり、町民としては医療の問題については大変関心があるのではないかなと考えますが、町民の医療確保、充実について、町長、昨日からるる話をされておりますけれども、それについて、病院はどうなってくるのか、簡単に、簡単というか丁寧というか、わかりやすく説明していただきたいと思います。今後の動向等お教え願います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院問題につきましては、昨日の一般質問でもございまして、私も答弁してまいりました。そういう中で、この病院の問題は、今、指定管理者の辞退という届け出を受けて、地域医療振興協会に指定管理者の継続を打診しているということを先日も申し上げました。

しかし、その中で、我々はやはりいろいろな、あらゆる観点から指定管理者の選択については模索しながら、選択肢を視野に入れながら今取り組んでおる、まさに最中であります。そういうことで、何としても、何度もこれも申し上げておりますけれども、来年の３月で切れる現在の協会との指定管理者の契約ですので、それ以降の空白が生じないようにということで、今取り組んでおる最中であります。そういう現状にまずあるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　医療確保、町民の大問題ですので、町長、一生懸命頑張っていただきたいと思いますが、説明にありました共立湊病院ですけれども、この賀茂地域の医師の、病院のベッド数というのは、今過剰状態にあると考えております。保健所のほうの数字でいきますとほとんど満杯状態で、新しい病院等はできないという形になっていたんですけれども、その中で賀茂共立湊病院は150床であると。それで、共立病院の稼働率、ベッドの稼働率というものですけれども、その稼働率等というのは、このごろ、ここ二、三年大分下がってきているというふうに聞いていますけれども、どの程度に下がってきておられるんでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

具体的な数字等はちょっと資料はございませんので、あれですけれども、入院あるいは外来等が、例えばことしの２月の定例会で病院の22年度予算を審議していただきましたけれども、その中でも対前年では見込み数として減となっております。約70から80％ぐらいの稼働率じゃないかなというふうに言えると思います。そういう中で、やはり、年々入院あるいは外来等、減少見込みということで減少してきておりますし、新年度の予算でも、先ほど申し上げた、そういう見込みを立てておりますので、そういう中で我々組合としては、やはり医療収益は、もちろんこれは下がってくるわけですから、やはり予算編成に当たっては、そういったことをよく念頭に置きながら、将来見通しを立てながら、今度の指定管理者の選定に当たっても、昨日も出ましたけれども、公募条件の中でもそういったことが出てくるわけですので、今後、これらをよく見きわめながら対応していかなければならないという認識でおります。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろ考えてというふうに言われましたけれども、指定管理で行っているわけですけれども、その指定管理者が問題があるのか、あるいは町のほうの問題があって入院患者が少ない、あるいは外来患者が減ってきたのか。人口的にはそんなに変わっていないんですけれども、どこに問題があってこの稼働率あるいは外来が減ってくるのか、そこが不思議でならんものですから、そこは町長として、医療サービス等の問題がどこかにあると思うんですけれども、どこに問題があって稼働率あるいは外来が減ってきているというふうに考えておられますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これは非常に難しい問題で、１つには、やはり全体的な人口減少ということがもちろんあると思います。それと、これは何が原因と言われると私も直接そういう調査とか報告を受けておりませんので、あれですけれども、通院する、例えば交通機関の問題であったり、そういうこともあろうかなと、これは推測ですけれどもね、ちょっとここでは具体的なことは答弁できません。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろ難しい問題が入っているから答えにくいと思うんですけれども、普通の病院の経営から考えますと、150床の急性期病院だと。それに対して、急性期病院だということは、何かしらの日数で退院していただかないとベッドに対する医療報酬が下がるという形があって、どうしても短い期間で退院してもらうという形になってくると思うのです。完治しているということで出るんですけれども、実際、患者さんから見れば、まだちょっと家では生活しにくいよという方も退院している状況だと私は考えますけれども、そういうことを考えますと療養型の病床とか、あるいはリハビリ関係の病床等があれば、そこで入院患者等もいやせるわけでありまして、そういうところを考えて新しい病院とか、その中でリハビリ等考えて、今共立湊病院には温泉があるわけですけれども、それを使ってのリハビリセンターみたいな形をつくられていくような考え等があれば、病院経営もよくなってくると思いますけれども、そういう指導等をあるいは考えられておられるのかを質問いたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今度建てかえる新しい病院の建設に当たっては、今議員が申されたようなことは、現在の病院のいわゆる患者が減っていくということ、減少傾向にあるということは、やはりこれは一つの、そういった建設する際の検討材料にももちろんしなければならないというふうに私は思います。これは、今後いわゆるプロポーザルによって指定管理者を入れての設計協議に入りますので、その段階でそういったこともこれは十分研究していただいて、そしてより地域の住民に利用されやすいような、そして患者が多く、いわゆる利用率の上がるような、そんな病院にしていかなければならないという今思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　その中で、あなた方が新たな病院を建てるという話の中で、ちょっとあれなんですけれども、きょうの静岡新聞あるいは伊豆新聞によりますと、どこかの首長さんがこの賀茂医療圏を３つに分けたらいいと、あるいはこの賀茂地域に新たな公立病院を建てたいと言っておられる。その中で、今病院組合のほうでは公立病院を建てようという話があるのに、新たな２つ目の公立病院を建てようという動きが首長の中にあるというのは、ち

ょっと奇異な感じがするんですけれども、町長はどのようにこの話を聞いておられて、これを読んで考えられますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私は今議員の申された、ある首長の病院建設という話がありましたけれども、けさの新聞を見て私も知りました。正直言って驚いております。我々は賀茂圏域に、医療圏の中での共立湊病院という位置づけで、中核病院として老朽化に対して建てかえましょうという合意のもとに今取り組んでいるまさに真っ最中でありまして、これをまた圏域の中で新たな病院建設ということになると、これはいかがなものかなという、非常にゆゆしい問題ではないかという思いが今正直しております。

しかし、これはまだ新聞報道であって、私は直接聞いた話ではございませんので、これについては今後よく事実を確認しながら、それぞれの構成する市町と一緒になって取り組み、対応していきたいというふうな今考えでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろこれから確認をとるという状況だと思いますけれども、こういう新聞報道がされている中だと、やっぱり新聞報道で書いてあったとか何とかという話になる、それが先に勝手に走り出してしまう可能性もあるものですから、これに対しては、やっぱり首長さんにしかと言わないと、それがまかり通って賀茂郡内に２つ目の、逆に言うとこの共立病院組合の病院がなくなってしまって、ある首長さんの町営病院ができるという形も考えられないことではないのではないかと思いますし、まして、賀茂地域一円でやる首長さんが一本にならないと、共立病院の問題もうまくいかないと思いますけれども、ある首長さんに対してのまとめていく決意等を言っていただきたいと思いますが、あるいは注意をして、あるいは病院組合をつぶすつもりなのかという形で強く言うふうに、もう１回言っていただきたいと思いますが。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　けさの新聞のことですので、今ここで清水君が言われたように直接

首長にということではなくて、まず我々としてはそれぞれの市町の首長運営会議を開いて、そこでこの問題については皆さんで話し合うべきじゃないかなという思いはしております。これも早期に進めないと、我々が今取り組んでいる指定管理者の問題がありますので、すぐにでも日程調整しながら対応していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　そういう形でお願いいたします。

その中ですけれども、また共立病院の話なんですけれども、聖勝会から辞退の文書が12月に来られた。それで、この書類を受け、念書を受け、町長はその後、聖勝会の代表者である西川さんと、指定管理者の件で辞退の理由等の話を、文書だけでなく、西川さんのほうからじかに事情聴取ではないけれども、話を聞かれたことがあるのかどうか。西川さんと。じかに会って話をしたことがあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　昨年の12月18日に辞退届が郵送で出されました。これを受けて我々は即座に対応を協議したわけですけれども、その後、ご本人とは会っておりません。それは、辞退届はやはり弁護士を通じて提出されておりまして、この件に関しては、直接本人とでなくて、必ず弁護士を通じて話し合いは持ってほしいというふうなことになっておりましたので、我々としてはそれをやるよりもまず対応協議が先だということで首長会議を開き、あるいは病院の組合の全員協議会等を開いて対応してきたのが事実でありますので、直接ご本人とは、私はいわゆる管理者としては会っておりません。ただ、ほかの組合議会等の場合はこれは別ですけれども、私のほうでは、そういう本人との面会は行っておりません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　西川さんとは、では会っていないという話なんですけれども、首長としては会っていないんですね。ということは、職員が会っているとか、あるいはほかの管理者等が会っているとか、またあるいは会っていないとしても弁護士に会って話をするとかということはなかったのか。電話で弁護士と話をしただけなのか、あるいは弁護士と同席で一

応話をしませんかという話も、依頼をしたけれども会えなかったのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ほかの方たちが会ったか会わないか、そこまでは私の知っている限りではほとんど出てません。ただ、組合議会で設置した100条委員会、そちらのほうの案件となると、私もここでちょっと具体的なことは申し上げられませんので、私の知り得る範囲では、それは報告とか承知はしておりません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　もう一つ、弁護士のほう、弁護士を通じて町長あるいは事務局のほうで弁護士に話を委託すると思うんですけれども、西川さんの弁護士に対して。それで、その中で弁護士に会うとか、あるいは弁護士と同席で会うなんていう依頼はしたことがないんでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　現在までそれもありません。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろ難しい問題はありますけれども、その中で、また選定前にまたなるんですけれども、選定委員会というのが昔ありましたね。それで、その当時のオサ委員長がおられましたけれども、そのオサ委員長は選定のほうは西川さんのところがいいのではないかという話を言われて締結したという話なんですけれども、オサ委員長のほうと話は、こういう結果になりましたからという話をして、どうだろうという相談は、町長なさいましたか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　それはありません。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　わかりました。一応、その中でいろいろ新しい手を使って今の病院のほうをうまくやっていただくようお願いいたします。

続きまして、温泉を利用しての高齢者福祉ということで質問させていただきます。

下賀茂温泉、湯量豊富で大変いいお湯でございます。町民は町営温泉であります銀の湯あるいはみなと湯に500円等で入れる、みなと湯については300円で入れるという形になっております。昼間だけでも高齢者に、みなと湯の金額で銀の湯を使えるような状況は考えられないか。また、あるいは老人会に入っている方に対しては無料券を月１枚あるいは２枚ぐらいの無料券を配布して温泉に入ってもらうという形を考えられないか。

なぜこんなことを言うかというと、今老人会等入会する方が少なくなっている。老人会、入会している方については温泉無料券がもらえるというメリットみたいなものがないと、やっぱり今の方々はなかなか入らないでしょうから、老人会に入っていただくという状況をつくるためにも、温泉を利用してのこういう老人会もあることによって福祉の関係になりますし、そういうことを考えたらどうかなと考えるんですけれども、町長あるいは担当課長、この件についてはどう考えておられますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

高齢者に対する温泉利用ということであります。これは、現在は町民の健康の保持増進及び健康づくりの思想普及ということで、また医療費の抑制にも資することを目的として、南伊豆町健康増進事業実施要綱に基づいて温泉を利用した健康増進事業を実施をしております。この中で、特に高齢者に対しましてはヘルスアップ教室でありますが、これは温水プールでの運動が非常に負担をかけないで脚力をつける効果があるということから、足腰に痛みがある方や、あるいは転倒の不安がある方を対象にして実施をして効果を上げてきております。あと、細かいことは、また担当課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

銀の湯の利用につきましては、以前にもこの議会で質問があったと思いますが、現在、70歳以上の町民の方に、毎週月曜日、金曜日、入館料を町民500円のところ40％引きの300円で

ご利用いただいております。銀の湯会館には温泉マイスターが常駐していますので、ぜひ利用をしていただきたいということであります。

それから、先ほど議員がおっしゃいました、銀の湯の無料券とかで老人会への加入してほしいということなんですが、それも一つの要因だとは思いますが、老人会の加入者が少ないというのは、単にそのメリットがあるから逆にふえるとかという、そう単純な問題ではないような気がしますけれども、それはまた担当課と検討させていただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　そういう温泉を使って、町民あるいは高齢者の方々が健康に過ごせたらいいなと考えますし、老人会、非常に少なくなって、見ても男性の方が少なくなっている。かえって動けなくなってきているような方々が老人会に入っているという形があるものですから、やっぱり老人会活動がどうしても少なくなってきている。そうして見たときに、やっぱり動いている方々について一生懸命老人会に入っていただけたほうがいいのではないかなと考えますので、うまく考えていただきたいと思います。

それで、老人会があるんですけれども、やっぱり老人会というと南伊豆の老人会に入会する方々は、70歳あるいは75歳から入るという人が多いと思います。敬老給付金の関係、あるいは敬老会の関係で、敬老会の会員になったから老人会に入るんだよという方々がほとんどだと思います。ですが、そうやって見ますと、法律でいきますと老人会というのは60歳以上だということになっておりますから、では60歳から、簡単に言いますと70歳までの約10歳、60から70の間にちょうど団塊の世代が入り始めているわけでございますけれども、その団塊の世代の方々が、やっぱり定年退職等された方々が何かやる会がないと。自分たちでまとまってやればいいと思うんですけれども、そういうきっかけとなる会がないという状況でもんもんと過ごされているのではないかなと考えるんです。町等でそういう、中老会というとまたちょっともっと若いことになるのかわかりませんけれども、老人会予備軍というか、実際老人会だけれども、予備軍という形の団体が、団塊の世代があると書くんですけれども、そういう団塊の世代等に何か新たな取り組み等考えていく予定があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この老人クラブにつきましてはいろいろ対応等、取り組んでおるわけですけれども、今言われた団塊の世代、確かにそういう世代が今非常にふえてきておりまして、今言われるようなこともちろん理解はできます。そこで、では老人クラブと団塊の世代をどういう形で両方を福祉の面で対応していくことがいいのかということになりますと、なかなかこれは難しい問題でもあろうかと思います。老人クラブへの加入の問題等もいろいろ個人的な事情もあったりして、例えば高齢者であっても１軒のうちを背負ってやっていくとなるとなかなかそういったクラブへ入っても活動ができないということの中で入らない人もおるだろうし、それぞれの事情があると思います。ですから、そういった実態をよく把握しながら、我々としては可能な限り、高齢者の方々が一緒になってそういう福祉の面で活動できることはこれは望ましいわけですから、今後、そういうことの中で、やはり指導、そして対応していくべきではないかなという思いがしております。

団塊の世代の対応については、これは一つの検討課題かなというふうには思っておりますので、きょうのところはそういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　なかなか難しい問題ですけれども、今老人会、老人クラブ等がやっている事業等がありますけれども、やっぱり年齢が違うという形で団塊世代だけでやっていただく会をつくったらどうかなと。それが70歳あるいは75歳になったから、それを抜けて老人会へ入るんだという形を考えられると思うものですから、やっぱり歳が若い方は、若いというと何かあれなんですけれども、老人会へなら老人の中では、老人と言ってもおかしいんですけれども、60歳以上の中では若い方の会を、団塊の世代、町民から見れば大きな人数おられるわけですから、その会をちょっと町で音頭をとって、老人クラブの若い版をつくっていただいて、それで事業内容はほとんど一緒でいいと思いますよ。桜を見る会とかいって散歩して歩いたりとか手芸をやったりとか、あるいは草履をつくったりとか、手芸だ、絵をかいたりとかという、あるいは運動やったりとかあるわけですから、そういうものを老人クラブ等で新しいことを考えていただけたらなと私は考えますけれども、いろいろ答弁等難しいと思いますけれども、それらしく考えていただけますでしょうか。質問いたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

新しいテーマとして受けとめまして、今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　わかりました。

では、次の質問をさせていただきます。

生活環境の整備についてでございます。

山間地域の荒廃した山林等によりまして、樹木が生い茂って道路にかぶさってきた場合、町内の国道でさえ車に木が当たるという状況でございますし、また住宅あるいは農地等のほうにも樹木が育って日が当たりにくくなって、ちょっと生活するにも大変だなという形になってきている地区がたくさんあると思います。町内にたくさんあると思うものですから、そういうことをどういうふうにこれ、考えておられて、これからどういうふうにしていく予定なのか。まず道が通れない、それで生活が大変であると。そういう状況をどうやって町として考えられていくのか、その対策等を考えておられましたらご答弁願います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これにつきましては住宅、農地等、あるいは道路、それぞれの現状と対応につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　お答えいたします。

道路対策でありますが、樹木等が生い茂って道路の通行に支障が認められる場合には、国県道につきましては土木事務所に連絡をし除去のほうをお願いしております。町道につきましては、緊急の場合には、先日もございましたが、職員が行ってすぐ対応、伐採したり、道路に倒れたり、倒れそうなところにつきましては職員が緊急にバリアをやっております。また、それ以外のときはシルバー等にお願いして実施をしております。

区長さんや通行者からの通報などがあった場合、また職員が通ったときに判断をして危険と思われるときは、道路ののり面の場合には、通常の場合はシルバー等にお願いして除去をしています。また、道端の道路に張り出している部分につきましては、どうしても個人財産

になるものですから、地主の了解を得た中で樹木の伐採をやるように心がけております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　農地への関係でございますけれども、昨日も町長の横嶋議員への答弁のとおり、産業観光課におきましては町内の荒廃森林を整理するために森の力再生事業ですとか緊急雇用創出事業、また里山林整備事業等を実施しております。しかしながら、現状では放置されておる状態が多うございます。したがいまして、森林整備計画、また先ほど建設課長が申し上げましたけれども、樹木については地権者の同意がなければ切ることができないという形になっておりますので、地権者、山林所有者の同意のもとに林業認定事業体、これらと計画を策定して各種事業を駆使しながら整備を進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　これ、やっぱり、民質の毎回話なるんですけれども、地主の了解が必要だという形があるものですから大変なんですけれども、常時切ってもいいよという、そういう切るたびに了解をとるわけですけれども、切ってもいいよという話は、いつでも切ってもいいよという、そういう話は地主に対して行っておられるのか。たびに確認をとって、地主さんに了解をとって切るのではなくて、いつでも切ってもいいよとかいう話はとられておられるのか。また、あるいは空中に出たものについてはみ出した分だけでもいいですよという了解をとるような文書等でもらっていくような方策等も考えられておられるのか。それについては建設課長等、あるいは産業課長のほうでそういう話はされておられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　事前に了解を得ているかという質問ですけれども、それにつきましては、実際そのようなことはしておりません。そういう、枝がかぶっているよというような話が出てきて、実際に現在動いております。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　農地関係につきましても農地所有者が困っておるよという申し出がありましたときには、全体を把握できていないものですから、そういうものにつきま

しては地権者と交渉しまして対応しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　地主の了解等、そういう樹木が張り出しているところにつきましては、そういう土地についてはまた３年、あるいは５年たったときにまた同じようにはみ出してくるのではないかなと考えます。また、そのたびに地主さんの了解をとるのではなくて、はみ出した分については切らせていただくという了解等、その了解をとるときに、次のときも切る場合がありますよという了解をとっておいたほうが仕事がやりやすいのではないかなと考えますが、そういう方向、これから考えていただけますでしょうか。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　例えば、ある場所でそういう問題が出てきて地主に了解をとるときには、その次のときにまた枝がかぶってきたら、また今回のように切らせてくださいというようなお願いはすることはできると思いますけれどもね。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　そういうふうにやっておけば、事務的にも楽になってきて、あるいは町民の要望にすぐこたえられるという状況があるものですから、そういうふうに考えていただきたいと思います。

そんなこともあるんですけれども、いつぞや私も言いましたけれども、やっぱり、そういう樹木の生い茂る土地というのは、どうしても南伊豆町内に住んでおられない不在地主の方が多いのではないかなと。住んでおられればすぐお願いに行って、切っていいよとすぐ言っていただけるんですけれども、不在地主の場合は、なかなかちょっと許可をとるのが難しいのではないかなと思うものですから、そこについて、不在地主に対しての樹木の伐採、あるいは管理等についてどのようにこれまでやってこられたのか。管理していただけますか、あるいは樹木を切っていただけますかというふうな、これまで不在地主に対して方策として何かいい手を打ってきたと思いますけれども、それについてはどういう方策をこれまで打ってこられたのかお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　森林の、先ほども申し上げましたけれども、荒廃森林の整備

につきましては、やはり森林整備計画という形に基づいておりまして、ゾーニングの中でやっておるわけですけれども、そうしまして、先ほども、本来ですと山林の所有者が整備するわけですけれども、18年度から森の力再生事業というのが始まりました。これは針葉樹、広葉樹を対象に、これは土地の所有者と認定事業体が計画を立てまして、そうしまして県にその計画を提出して、認定されますとその事業ができます。それが現在、町内のほうで既に天神、川合野、二条等々でもう既に行われています。そういう形の森林税によるもの、またそのほかにも各種森林吸収源、それから静岡県林業プロジェクト事業等々７つぐらいの事業がありますものですから、それらを啓蒙しまして事業を示せると、進めておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　今私の言いたかったのは、不在地主に対して草を刈ってください、あるいは木を切ってくださいよ、管理をしてくださいよという依頼文書みたいなものはやったことがあるのかないのかということなんですけれども、それによって、こういう事業があるからそれを利用して管理したらどうですかという案はあると思うんですけれども、管理してくださいという依頼みたいなことはされたことがあるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほども申し上げましたように、荒廃している森林整備につきましては、土地の所有者と林業認定事業体、その林業認定事業体が大体南伊豆町内を把握しているわけですね。なものですから、そこでこの辺を整備したいとかという形は、地主とのコンタクトというのはとっておると思います。ですから、町のほうから全体を見回しまして、農地の場合は、地主が地元に来られないという方等々には過去にも通知しまして、整備をしてくださいよ、あるいは広報等々利用しまして農地を、荒地を改善してくださいということをたびたびやってきましたんですけれども、森林保護につきましては、今言った形で森林整備計画のゾーニングの中になければなりませんものですから、今のところはそういう地主さんに報告したというのはありませんけれども、林業３事業体、今認定されておりますけれども、それが、認定事業体が全体を見回しまして、そして地主と計画をつくるという状態でございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いつぞやも話をしたんですけれども、不動産を持っている方については、町では固定資産税の通知をするということがあります。その中に入れたらどうかという話もおかしいということはございますけれども、固定資産税の通知の中に、封筒でもいいですから不動産を管理するのが国民の義務ですということを、あるいは民法の云々、文面でもいいですけれども、財産管理者、所有者が管理する義務があるわけですから、そういうことを書いていただくような形をして、山林所有者については山林を管理してくださいと、農地を所有されている方にも、あるいは土地を持っている方については、その土地を管理してくださいと、宅地でも草ぼうぼうの宅地があるわけですから、そういう方に対しても、不動産をお持ちの方は自分の土地を管理してくださいねという方策を考えていかないと、やっぱり町の中がどんどん荒れてくるという状況があるものですから、それは難しいと思いますけれども、これは考えていかなければいけないと思うものですから、町長、それについては何かうまくこれから考えていくというふうにご答弁いただけますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員の言われた、それぞれの土地について地主はしっかりと責任をもって管理してくれというのは、これはもちろん原則でありまして、我々もいろいろな機会をとらえてそういうことについてはＰＲ等もしてきておりますけれども、今後さらに高齢化が進む中で、実際はやはり管理が行き届かない、そういった土地が出てくると思います。ですから、こういったことも考えながら町としても指導しＰＲしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　不動産所有者についてしっかりＰＲして、管理していただくようお願いするという形になれば、管理する、草を刈る人はやっぱり町民でなければ草は刈れないですから、村おこし、あるいは雇用対策になるという状況になってくると思うものですから、そこを思い切ってやっていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

町の貸借対照表の公表ということでございますけれども、この貸借対照表、バランスシートでございます。バランスシートをつくると、そういう貸借対照表も一緒にできてしまいますから、同じことなんですけれども、損益計算書ができてしまいますから、貸借対照表と損益計算書はどちらかをつくればどっちもできてしまうという形になっていると思います。ですから、この行政コスト計算書あるいはバランスシート等についてつくられておると思うものですから、私が２年ほど前に質問したときは、翌年にはできますと、その次は平成二十何年までにはつくりますとかという話がございましたけれども、そろそろつくられてもいいのではないかなと、もう２年、３年ぐらい言っているものですから。法律の期限の取り決めも来年の９月までにはつくりますなんていう話ではなくて、せめてことしの９月までにはつくるという方向で考えていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この件につきましては総務課長から答弁させます。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　清水議員のほうから今申されましたけれども、過去２回ほどご質問をいただきました。ありがとうございます。

バランスシートとは、ある時点において資産、負債、資本のその残高を総括的に対照表示しまして、財産状況を明らかにする報告書でございます。貸借対照表と同義でございます。過去２回、平成19年９月と平成20年６月の定例会で清水議員のほうからご質問をいただきました。そのときも、県内他市町におくれをとらないように、公表の義務化までには作成できるよう前向きに努力いたしますという旨の回答を申し上げたところでございます。

また、平成18年８月31日付、総務事務次官の通知で、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」というものには、町村は、平成23年秋までに財務４表の整備、または作成に必要な情報の開示に取り組むよう依頼されておりますということです。

ところが、平成21年３月６日付、昨年の３月６日付の県の自治財政室長の通知を見まして、改めて21年度までの整理を要請されました。その財務４表というのは、議員もおっしゃいましたけれども、貸借対照表、これバランスシート、行政コスト計算書、損益計算書のことです。そのほかに資金収支計算書及び純資産変動計算書でございます。これが財務４表といいますけれども、いずれも関係団体等含む連結ベースで作成するということになってございます。

２月、先月末現在の県内の市町の作成状況でございます。県内35市町のうち、９団体が既に公表済みでございます。残り26団体になりまして、この３月までに連結ベースの財務諸表という部分を公表する予定でございます。今、職員が一生懸命、夜も残業しまして作業を粛々と進めているところでございます。

次のご質問にも行政コスト計算書という部分がちょっとございます。そこもよろしいですか、一緒に。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（鈴木博志君）　行政コスト計算書、これも行政活動の中で大きな比重を占めるという人的サービスとか給付サービス、それらの資産の形成に頼らないと行政サービスについて、１年間の提供の状況を目的別、性質別にコスト面から把握をして、これらに要した財源の状況を明らかにするための財務諸表ということでございます。この行政コスト計算書の対象となると、コストの範囲というのは行政サービスに要する支出からバランスシートに計上した資産形成のための支出を除き、その現金支出額を発生資料に基づいて調整し、さらに現金支出を伴わない減価償却費を発生資料の観点から当期のコストに加えたものということに、非常にちょっと難しい部分があります。こちらにつきましても、バランスシート同様に今年度末の作成という部分が組み入れられています。県の通知にございます。当町におきましても、それにつきましても今作成中でございます。

手法として、20年のときにも申し上げましたけれども、資産の評価というのが一番のネックということでございます。今年度、21年度、町有財産の台帳の整備を今行っていまして、まだ納品がないような状態でございます。そこで、今年度につきましては総務省改定モデルで行うということで、これは昭和44年、これ20年間ぐらい。決算統計ベースの普通建設事業、その積み上げでこの評価を行うということで作業を今やってございまして、この３月末までに作成をして公表を行いたいと。公表につきましてはホームページ及び早くて５月１日号の広報ということになろうかと思いますけれども、粛々と作業を進めるというところでございます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　一応、５月１日号では発表できるという形があるというふうな話は聞きましたけれども、全国の市町村では４分の３以上の市町村がこれをしてきておられるとい

う中で、静岡県のあとの26市町村があって、半分以上のところが出していないという話があるという話なんですけれども、総務省のもとでつくっていただいて本当の正確なやつはまたこれからつくると。今回つくったものについては総務省モデルで固定資産のやつは面積で、その合算したやつでやりましたという形になると思いますけれども、土地の評価あるいは建物の評価についてはその評価額を使いたいけれども使えないという状況だと思いますけれども、せめてモデルで行っていただいて、いつも言いますけれども、町の運営が行政運営でなくて行政経営と、町の運営は経営なんだという感覚を持ってもらうために、これも貸借対照表あるいは行政コスト計算書、そういう計算書のことですけれども、もつくって経営としてやっていただきたいなと、やってもらいたいし、やっていただきたいと思います。

ですから、これを早く公表して損益計算書あるいは貸借対照表の中身をよくまた勉強していただければ、町がどうなっていくのかというのがわかってくると思いますので、ぜひともこれは早くつくって、それでこの表をみんなで確認してどうしたらいいのかという話をみんなができるようにしていく中で、町が経営感覚で運営していくことによってもっといい町になってくると思いますが、町長、そんなような形で貸借対照表あるいは損益計算書についてはできてくると思うものですから、行政運営ではなくて行政経営という形を踏まえたいというふうに言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この貸借対照表等につきましては、いわゆる総務事務次官通知というのが出されております、指針が。これが、いわゆる今清水議員が言われたようなことの観点から通知されておるというふうに解釈しておりますので、我々はやはり行政体として経営感覚を持って今後取り組むということからも、先ほど総務課長の説明で申し上げましたように、早急にこれについては実施の方向で取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　そういう形で、やっぱり行政経営という形をやっていただいて、この町をよくしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　清水清一君の質問を終わります。

◎議第４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　これより議案審議に入ります。

議第４号　監査委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（漆田　修君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第４号の提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するため、地方公共団体に必ず置かなければならない執行機関であります。地方自治法第196条で「監査委員の選任に当たっては、人格は高潔であり、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者を議会の同意を得て専任する」と規定をされています。渡邉幸雄氏には、平成18年３月17日から代表監査委員として今日に至るまでご熱心に職務に精励していただき、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、引き続き監査委員として同意をいただきたく提案する次第であります。

なお、履歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第４号　監査委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第４号議案は同意することに決定しました。

◎議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第５号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第６号について提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定でございます。このたび、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、介護補償に関する事項が追加されたことに……

〔「議第５号や」と言う人あり〕

失礼しました。議第５号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

平成21年、人事院勧告を受けて、国は一般職の職員の費用に関する法律等の一部を改正する法律を昨年11月30日に公布、同法の中で地方公務員法についても一部改正が行われ、平成22年４月１日から施行されることとなっております。この改正を受けて南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例、南伊豆町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の３条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを

申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第５号議案の内容説明を申し上げます。

本案は、今提案理由の中で町長も申し上げましたとおり、平成21年の人事院勧告を受けての条例改正であります。３条例の一部を改正するものでございます。

第１条では、南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第７条の休息時間の設置を規定する条項を削除をいたします。

第８条の３として、任命権者は給与条例の規定により月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げて、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置の対象となるべき期間として、規則で定める期間内である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部または一部を規定することができるということでございます。60時間を超える部分につきましては、代休で対応できるようにというようなことになります。

続きまして、第８条の３第２項でございます。ここにおきましては、時間外勤務、代休時間を指定された職員は、当該この時間外代休時間には、特に勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない規定を新設するものでございます。代休を与えるということで、同時にこれに伴う文言の訂正もさせていただきました。これ、１５条３項中の給与条例というふうなことでございます。

続きまして、第２条におきましては、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の第13条に、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を、今までは100分の125だったものを100分の150へ、100分の150だったものを100分の175へそれぞれ引き上げるものとするものでございます。通常、時間外の単価の100分の125ですけれども、夜の10時以降、翌朝の５時までの部分は100分の150だったのを100分の175へと引き上げるということでございます。また、時間外勤務代休時間の指定にかえられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該引き上げ分に係る時間外勤務手当の支給を要しない旨の条文を加えたものでございます。

第３条におきましては、南伊豆町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、

または活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成20年４月１日から施行するものでございます。

どうぞご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明は終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第５号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第５号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩をいたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４０分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　ただいまご承認いただきました、議第４号の監査委員の選任についての部分でございまして、申しわけございません、監査委員の渡邉幸雄氏の生年月日がち

ょっと違ったものですから、訂正をお願いしたいと思います。「昭和12年」の部分を、「昭和16年12月１日」と訂正をさせていただきたいを思います。皆さん、この議案としては、後ほど私のほうで差しかえさせていただきたいと思います。ご迷惑をおかけしました。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第６号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第６号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定でございます。

このたび、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、介護保障に関する事項が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正したいものであります。

なお、消防団員等とは、委嘱されている消防団員だけでなく、火災発生による消火もしくは延焼の防止、または人命の救助、その他の消防作業に協力する地域の方々を含みます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第６号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第６号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第７号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第７号議案の提案理由を申し上げます。

地方自治法施行令が改正されたことに伴い、第２条において、議会の議決に付さなければならない契約について、予定価格6,000万円以上の工事または製造の請け負いとなっていたものを5,000万円以上の工事または製造の請け負いに、第３条において、財産の取得または処分は予定価格1,500万円以上の不動産もしくは不動産の買い入れもしくは売り払いとなっていたものを700万円以上の不動産もしく不動産の買い入れもしくは売り払いにそれぞれ改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第７号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第７号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８号及び議第９号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第８号　賀茂地区障害者計画策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定について、議第９号　賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第８号　賀茂地区障害者計画等策定推進協議会規約の一部を変更する規約制定について、議第９号　賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定についてを一括提案説明を申し上げます。

両協議会は、下田市及び賀茂郡ほかの１市５町で構成をされており、役員に会長１人、副会長及び幹事１人を置き、市町長を充てています。また、協議会での予算は、会長の属する市町の一般会計に計上されているため、会長の属する市町の監査委員が監査を行っています。

しかし、規約では、幹事の属する市町の監査委員が監査を行うため、業務が煩雑化しています。このため、「幹事１人の規定」を削り、「会長、副会長及び幹事」を、「会長及び副会長」に改め、「協議会に関する決算は、予算を執行した市町において処理するものとする。」を追加し、これに伴い、関係規定の改正及び条の繰り上げを行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第８号　賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第８号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第９号　賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第９号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第10号　南伊豆町債権の管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第10号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町債権の管理に関する条例制定についてであります。

昨年の９月定例町議会予算決算常任委員会の際、ある議員の方が災害援護資金貸付金について質問をされ、発災から40年以上が経過しており、未返済者の中には既に死亡された方もおり、時効にしてもよいのではないかというご意見がございました。これを受けまして、内部において調査研究し、このほど本案件を上程する運びとなった次第であります。

債権管理に関する条例を制定している自治体は、全国でもそれほど珍しいものではなく、県内においても浜松市が既に制定をしております。債権放棄の背景には、現実問題として徴収できない債権を町の財産として計上し続けるのはおかしいとの判断、また放棄すれば、その分に費やしていた事務労力をほかのことにもっと力を注げ、事務の効率化も図れるとの考えもございます。

債権の放棄は、地方自治法で特別の定めがある場合を除いて議会の議決を必要といたしますが、この条例制定により消滅時効が完成し、かつ債権者が特定できないため、債務履行の意思確認ができない場合等に限り、議会の議決を経ずに首長の権限で債権を放棄できるものとするものであります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第10号議案は第１常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第１１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本総合計画は、平成22年度を初年度とし、10年後の平成31年度を目標年次としております。基本構想は、自立した町として歩んでいくための町の将来像を示し、その実現を図るための施策の方向を定めるものであります。

総合計画の策定につきましては、町民30名で構成するワークショップ会議、町政懇談会、町内各種団体とのヒアリング、町民アンケート調査など幅広く実施し、町民の方々の意見が集約された計画になったものと思料いたします。

また、総合計画策定における委託業務につきましては、町民アンケート調査結果や各種データの分析、計画書のレイアウト、印刷製本など、必要最小限に抑えることにより経費削減を図り、ワークショップの運営から基礎調査などでできる限り職員みずからが策定にかかわり、いわば手づくりの総合計画が完成したものと思料いたします。

詳細につきましては、企画調整課長の説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　それでは、第５次南伊豆町総合計画の構想（案）の内容説明をさせていただきます。

議案の中の構想案の目次のページをお開きいただきたいと思います。

第５次の計画につきましては、第１節の計画基本理念から第６節のまちづくりの基本方向

（施策の大綱）までの６節からの基本構想となっております。各節の説明につきましては、一部朗読をしながら説明をさせていただきたいと思います。

ページめくっていただきまして、１ページをお願いいたします。

第１節の計画の基本理念でございます。

基本理念につきましては、本町のまちづくりは町民すべてが参加し、一体となって豊かな自然の保全に積極的に取り組むとともに、自然からの恩恵を生活、産業に大いに活用し、これら人や自然の魅力を本町のブランドとして全国に発信していくことは重要と考えます。

このため、今後のまちづくりの最も基本的な考え方としまして、基本理念を次の３つに定めました。

１つ、「ひとが動き、まちが動く」協働によるまちづくり。

これは、町民がまちづくりに積極的に参加して、おのおのが持つ知識や能力を最大限に発揮し、行政と両輪になり、町を動かしていくことを基本とします。

２つ目としまして、「雄大な自然を守り、恩恵にあずかる」自然と共生のまちづくりでございます。

本町は、多くの水、緑に囲まれ、その自然は多くの恩恵をもたらしてくれます。そうした自然を保ち続けられるよう保全活動に取り組むとともに、その自然から得られる恩恵で私たちも生きていく、共生のまちづくりを基本としております。

３つ目の基本理念でございます。まちの魅力を全国に発信する」地域ブランドの創造のまちづくりでございます。

これは、自然を生かした観光や産業、それに携わる人たち、こうした魅力を磨き、全国に情報を発信することで地域ブランドを確立し、多くの来訪者でにぎわうまちづくりを基本とします。

以上が基本理念でございます。

ページをめくっていただきまして、町の将来像でございます。町の将来像につきましては、その文章の中段からちょっと朗読をさせていただきます。

今後、質の高いまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、町民との協働による支え合いが必要であり、町を活性化していくためには、人と人との交流が不可欠となります。自然や歴史・文化など、豊かな地域資源に恵まれた本町において、この地域資源を生かしながら、かけがえのない自然（水と緑）を守るとともに、人と人との交流から生まれるいきいきと輝く光を未来へと受け継いでいくことが肝要です。

そうすることで、町民や本町を訪れるすべての人々に、やさしさともてなしの心を提供し、地域力を活用した活気のある循環型社会の構築と、魅力にあふれた町を創造していけると考えます。

そのために、地域資源を生かした個性ある持続可能な質の高いまちづくりを目指しまして、「次世代（みらい）につなぐ　光と水と緑に輝く南伊豆町」、実態として～ひとにやさしく自然にやさしく、未来につなぐまちづくり～という町の将来像を策定いたしました。

次の第３節、基本目標でございます。

これは、第１節の基本理念のまちづくりに対しまして、５つの基本目標と１つの共通目標を設定いたしました。

基本目標の１として、安心・元気・温かさがあふれるまちづくりであります。

これは、身近な地域で適切な医療が受けられる環境を整備します。また、子育てや介護など各ライフステージにおいて周りからの支援が必要になっても住みなれた地域で生活し続けられるよう、支え合い、助け合う温かい地域づくりを進めるという基本目標でございます。

基本目標２であります。優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり。

本町にある海、山、川の魅力を最大限に引き出すとともに、その環境を活用することで観光の振興を図ります。また訪れたいと思われるような観光のまちづくりを進めるという目標でございます。

基本目標３でございます。地域・自然の恩恵を生かしたまちづくりであります。

海、山、温泉といった地域にある資源に基づいた産業の振興を図るとともに、産業の活性化や一次産業の後継者育成をすることにより、就業の場の創出を図ります。また、本町の特産品など南伊豆ブランドの確立を図ります。

ページをめくっていただきまして、基本目標の４でございます。地域を担うひとづくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり。

これは、町に誇りを持ち、住み続けたいと思えるよう、次代を担う子供に対する教育環境の充実を図ります。また、生涯学習や文化財保存などを推進いたします。

基本目標の５つ目でございます。人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくり。

これにつきましては、快適な環境維持・創出するために、自然環境の保全に取り組むとともに、環境と調和した住宅整備など、生活環境の充実に取り組みます。また、公共交通や道路整備の充実、さらに防災・防犯体制の充実を図り、快適な居住環境づくりを推進します。

最後でございますが、共通目標でございます。自らつくり、守る南伊豆町の未来ということで、まちづくりを進めるには、町民と行政が一体となって取り組む必要があります。政策決定過程などにおいて町民と対話する機会を設けたり、ボランティアなどの自主的な活動を支援し、連携したりすることで、協働によるまちづくりを進めます。また、限りある財源を効果的・効率的に運用する行財政運営に努めます。

以上、６つの目標を設定いたしました。

次に、第４節の人口の展望であります。

平成31年、10年後の将来人口は、8,562人と推計されます。下の図のとおり、年々減少し続ける見通しでありますけれども、少子化対策や雇用の創出、定住促進等の取り組みを進め、人口の減少が緩やかになるよう努めます。

次のページをめくっていただきまして、第５節の土地利用の方針でございます。

本町の自然や歴史、文化が築き上げてきた自然景観やゆとりある空間を大切にし、地域がその特性を最大限に発揮できる有効な土地利用に努めます。

１つとしまして、都市的土地利用。

これは、住宅、商業、工業、さらには温泉宿泊施設など都市的土地利用を促進する地域であります。周辺の環境や景観に配慮した市街地の形成と道路などの必要な都市的機能の確保を図ります。

２つ目としまして、自然活用型土地利用であります。

これは、集落・農地ゾーンと交流ゾーン、それと自然探勝ゾーン、３つのゾーンに分けてあります。

集落・農地ゾーンにつきましては、現況の集落・農地を基本に、基盤整備による農地の集約化に努め、農業の持続的な発展と農業の付加価値を高める一方、農村集落の整備を図ります。

２つ目として、交流ゾーンでございます。この交流ゾーンは、豊かな自然環境の中で健康づくりやスポーツ、文化活動などを行う場として、また町民と都市住民との交流の場として土地の有効利用を図ります。また、町外へ向けた情報の発信源となることも目指します。

３つ目の自然探勝ゾーンにつきましては、保全を図りながら施設整備を推進し、人為的な要素も取り入れた自然探勝の場として活用に努めます。

次、大きく３つ目なんですけれども、自然保全型土地利用。

この自然保全型土地利用につきましては、海岸保全ゾーンと森林保全ゾーンに区分をして

おります。

海岸保全ゾーンにつきましては、自然公園法及び文化財保護法の指定を受けている地域を中心に、海岸沿いの開発をできる限り抑制し、海岸の保全を図ります。

森林保全ゾーンにつきましては、豊かな自然環境を守り次代に引き継ぐため、法規制区域となっている地域を中心に森林の保全を図ります。

この各ゾーンの位置としましては、その下に地図を示しております。ちょっと印刷で見にくいと思いますが、製本された段階では鮮明な地図になると思います。

次、ページをめくっていただきまして第６節であります。この第６節のまちづくりの基本方向（施策の大綱）でありますが、これは先ほど説明させていただきました第３節の６つの目標を達成するための具体的な施策を示しております。

基本目標１の安心・元気・温かさがあふれるまちづくりとしまして、２つの施策を設定しました。

１つとして、町民の健康をサポートする保健・医療の充実。

これにつきましては、地域に根差した各種（検）診事業や健康づくりなどの保健事業の充実、各種医療費助成制度や地域医療体制の充実を図る施策でございます。

２つ目としまして、みんなで見守り、支える福祉の充実であります。

これは、だれもが安心して暮らせるよう町民が主体となった見守り、支え合いが行われる地域づくりを促進します。安心して子育てができるよう保育サービス、また介護予防や介護サービスの充実、障害者の自立と社会参加を実現するため、福祉サービスの充実に努めるとともに、就業の場の確保や交流事業を推進します。

基本目標の２であります。優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり。この目標につきましても、２つの施策を掲げております。

１つとして、町が持つ観光資源の魅力の向上でございます。

豊かな自然、産物、歴史や文化など多様な観光資源を活用した観光振興を図るため、満足度の高い観光を提供することができるよう魅力を向上させて、観光ルートの開発や情報発信に努めます。また、近隣市町との連携を図り、広域的な観光ルートについても検討します。

２つ目としまして、あいさつで広める交流観光の振興であります。

体験型・滞在型観光の取り組み、来訪者に対してにこやかにあいさつするなど、おもてなしの心で受け入れるよう、意識啓発を推進するとともに、観光ボランティアの育成に努めます。

基本目標の３であります。地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり。これにつきましては、３つの施策を設定しました。

１つとして、環境と調和した農林漁業の振興であります。

生産基盤整備や経営支援、他産業や町内研究機関・教育機関などとの連携強化に努めます。また、遊休農地の解消や新規就農者への支援、農林漁業後継者の確保などに努めます。

２つ目としまして、賑わいをつくり出す商工業の振興でございます。

地域の活気を生み出す商業を展開するため、関係機関などと連携し、地域の消費者の要望に対応した商業展開を支援します。工業につきましては、経営支援を行うとともに、情報通信基盤の整備にあわせてソフト産業の企業誘致に努めます。

３つ目としまして、南伊豆ブランドの創造でございます。

農林水産物などの高付加価値化やブランド化を促進するとともに、新たな名産品の開発を支援します。

基本目標の４でございます。地域を担うひとづくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり。この基本目標につきましても、３つの施策を設けてあります。

１つとして、次代を担う子どもを育む教育の充実でございます。

本町で育つ子供たちが、ここで育ってよかったと思えるよう、地域に密着した特色ある教育を推進するとともに、家庭、地域、学校が一体となった教育体制を構築します。

２つ目としまして、生きがいをもって暮らせる生涯学習の充実でございます。

心身ともに健康で生きがいのある充実した生活を送れるよう、多様な学習機会の提供に努めるとともに、スポーツ活動の振興を図ります。また、町民の主体的な生涯学習活動を支援します。

３つ目の施策としまして、地域固有文化の継承・創造でございます。

これまで引き継いできた地域の伝統や文化が今後も引き継がれていくよう活動を支援するとともに、史跡や文化財などの保存・活用に努めます。

５つ目の基本目標でございます。これは、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりでございます。この基本目標につきましては、４つの施策を設定いたしました。

１つとして、自然環境の保全であります。

豊かな自然を次代に引き継いでいくため、海岸、森林、河川などの自然環境の保全を町民と推進していくとともに、クリーンエネルギーの導入を促進。また、地球に優しい暮らし方の啓発活動や環境美化活動を推進します。

２つ目の施策としまして、快適な生活環境の充実でございます。

周囲の環境に配慮した空間づくりを目指します。また、安全な水を供給する上水道、水質保全を図るために下水道など、地域に応じた維持・管理に取り組みます。さらに、情報通信基盤や住宅環境などの生活基盤の整備に努めます。

３つ目としまして、町民の生活を支える都市基盤の整備でございます。

町民の生活の利便性の向上、産業の振興を図るため、伊豆縦貫自動車道など各種道路の整備を促進します。また、通学・通勤、観光振興、高齢者などの移動を支援するため、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

４つ目の施策としまして、安全・安心に暮らせるまちづくりでございます。

自然災害発生に備えての消防・救急体制の整備や治山・治水事業、防犯・交通安全対策など、町民、関係団体、行政が一体となって地域を守る体制づくりを推進するとともに、町民一人一人の防災・防犯・交通安全の意識の高揚を促します。

最後に、共通目標でございます。この共通目標は、自らがつくり、守る南伊豆町の未来でございます。この共通目標にも２つの施策を設定しております。

１つとして、積極的な町民参加と行政の協働による伸びゆくまちづくりでございます。

これは、町民視点のまちづくり、町民が主役のまちづくりの展開を図るため、まちづくり団体の育成や支援を行うとともに、まちづくりに関する情報の公開や広聴する機会を定期的に開くなど、広く町民がまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

２つ目の施策としまして、効率的な行財政運営の推進でございます。

行政サービスの質を高めるため、職員研修や先進事例の調査・研究に努めるとともに、事業の優先順位を考慮した効果的・効率的な財政運営に取り組み、今後とも、本町が持続して行財政運営を行っていける体制づくりを推進します。

以上で、基本構想の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を、第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第11号議案は第一常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第12号　南伊豆町道路線の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第12号　南伊豆町道路線の変更について提案理由を申し上げます。

妻良漁港海岸保全施設整備事業を静岡県が施工するに当たり、国道136号線の地下を横断する２本のボックスカルバートの管理者が不明確な状況となっていることが判明いたしましたので、下田土木事務所と協議の結果、この施設の利用形態から町道として町が管理することとなりました。これにより路線の変更をする必要が生じましたので、道路法第10条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　それでは、議第12号の内容説明をさせていただきます。

町道路線変更についてですが、次のページをごらんください。

今回の提案は黒塗りの部分の２カ所で、静岡県との協議により町道の延長が増となる区間でございます。この国道136号線の地下を横断するボックスカルバートは、区民の皆さんが集落から海岸へ行くのに日常利用しているところだと思います。

まず、町道妻良区内３号線についてですが、基点をボックスカルバートの集落側から海岸

側に変更し、路線延長を11メートル増としたいものです。

次に、町道妻良区内４号線につきましても同様に、基点をボックスカルバートの集落側から海岸側に変更し、路線延長を10.6メートル増としたいものです。

また、海岸保全施設整備事業により、海岸側の改良される２港につきましては、現在と同様改良後も漁港管理者である静岡県の管理となります。今回の町道２路線の変更につきましては、管理区分を明確にするものであり、県との協議も整っていますので、特に問題はないものと思われます。

以上で、内容説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　今の、先ほどの説明、私、よくわかるんですけれども、これは県のほうでどうしても管理できないということなんでしょうか。後々、やはり、工事のときに町負担が出てくるという可能性というのは十分あるわけです。ですから、私はそのボックスカルバートもわかるんですけれども、何とか県に食らいついてでも、これが原因、道路の下にこういうものがあるということだけで、では県のほうで管理できるんではないのかなという気もするもんですから、この辺を、どんな話をされたのかちょっと聞けたらいいんですけれども。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　これは、子浦のほうの海岸保全施設整備が終わりまして、妻良地区のほうへと現在入ってきたわけですけれども、その中で、漁港の中のその２港につきまして施工に当たって、その道路の下に、国道の下を通っているボックスカルバートの管理関係の話が出てきました。その中で、新しくつくるものについては、当然妻良漁港の中でも子浦と同じように管理につきましては県がやるんですが、実際そこを通行をしている方々のほとんどが、妻良の区民が主にその道を使って海岸のほうへと行き来をしているもんですから、こちらのほうについては、町道として町のほうでお願いしたいという話がありまして、利用者は不特定多数の方々というよりも、区民の方がほとんど使っているのが実際主なものですから、今回、このような形になったわけです。

○議長（漆田　修君）　渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　妻良の区のほうではどういう理解をされているのかということにつ

いて、もう一点。

そしてもう一点は、このカルバートをつくって浜に出るとかは、ぼくも現場はよくわかるんですけれども、これが例えば町道とするなら、これを区民と話をして、なるべくこれが１個で済まないものなのか。どうしてもこれは２つないといけないものか、ここが、そういうお話は区のほうでされて、区のほうも了承されておるわけですか。その辺をもうちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　まず、路線の数の関係ですけれども、実際、町道がそこまで現在、新たにつくるというものであれば、２つのものを１つということも全然考えられないわけではないと思いますが、実際、今２つあって、２つ使っております。そして、２港のほうも２つつくる予定で県が整備計画の中でやっているものですから、それを１つにするというのは、なかなか大変なことではないのかなというのがあります。

○議長（漆田　修君）　渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　言っていることとかは確かにわかるんですけれども、それは妻良の区のほうの方々にも、みんな了解をとってあるわけですね。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　整備計画というものの中で、漁港の計画、あるいは海岸保全の計画の中で、土木事務所のほう、あるいは町の管理のほうと現場のほうへと行って事業計画等の説明の中で了解はしていただきました。

○議長（漆田　修君）　渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　わかりました。

それでは、妻良のほうの区の人たちはもう了解済みだということですね。わかりました。それでは、できればこれを、今度何かのときに途中からも出てくる可能性が大なのかを、そのときになるべく町で負担をしないようなことを、私は県のほうにも話し合いの中に認識しておければというふうな形でなるべく町に負担がないような方法を私はとっていただきたいと要望しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　今、渡邉議員が言われたことについてですけれども、このカルバートに大体これをどういうふうに、国道をつくったとき、恐らく入れたんだと思うんですけれども、現在どのぐらいたっているのかというか。そして、これが一番心配されるのは、渡邉議

員も私もなんだけれども、これが例えば老朽化した場合、国道に与える影響が大きいわけですよ。そして、それに対する町道のものが壊れたからということで、これに付随して国道関係の道路まで、仮に、変な話ですが、陥没したりして、何ですか、道路のほうまで影響が及ぶ、これは当然だと思うんですけれども、これ国道の分までもこちらで、町道のものが壊れたからということで補修だとか、そういうような後々町に負担がかかるようなことがあることを一番懸念するものですから、現在の状況で、これ建設課長の専門的な目で見て経過年数と、それから今後そういうことは恐らく50年、100年はないでしょうというようなことがあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　ボックスカルバートを埋設して、国道136号線が一度でできたとかというのは、今は、すごく申しわけありませんが、今のは県としてですが、把握していないものですから、これ、今話をしたので、いつごろできたとか、それはちゃんと解るようにしているようにしておきたいと思います。

あと、例えば耐震とかそういうものについても、また漏水にしても、その中に詰まった、当然負担ですけれども、地元負担なり、こちらのほうですべて100％もつというようなことは、当然大変なことですから、このあたりにつきましても、それはコメントをしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　今、課長が言われているように、もう相当年数もたっていると思うから、この辺は十分土木事務所のほうなりと相談し事実を判断して、十分、町に負担がかからないような形を検討していただきたいというように思います。よろしく。

以上です。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第12号　南伊豆町道路線の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員多数。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第13号　平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第13号　平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）の提案理由を申し上げます。

補正予算額３億2,279万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,290万円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして、人件費や物件費等、各種事業費のおおむねの確定に伴いましての更生の増減がほとんどであります。

歳出の主なものは、人件費の構成により2,045万4,000円の減額と、総務費では、岩崎産業のジャングルパーク裁判の判決で一部町の主張が認められず、受け入れがたい内容でありましたので、控訴したため、その着手金として訴訟代理人業務委託料50万円を国の第２次補正予算のうち、町内のクリーンエネルギー資源の保存料及び利用可能量調査を行う緑の分権改革推進事業研究調査委託料5,000万円と、また将来の財政事情に備えるため財政調整基金積立金３億3,000万円を計上をいたしました。

民生費では、平成22年６月から始まる子ども手当支給に係るシステム改修委託料357万円、衛生費では、共立湊病院組合負担金3,388万円をそれぞれ増額補正をいたしました。

歳入の主なものは、町税及び譲与税初め、交付金や国県支出金等の額の確定による更生であります。その主なものは、国の第１次補正予算に係る地域活性化・公共施設臨時交付金1,625万7,000円と２次補正予算と緑の分権改革推進事業研究調査委託金5,000万円と地域活性化・経済危機対策臨時交付金の追加交付金1,480万4,000円を計上いたしました。その他調査費借入額確定により4,670万円を減額しました。

歳入歳出予算の一般財源調整として地方交付金３億7,625万9,000円を増額し、繰越金3,437万9,000円を減額をいたしました。また、翌年度に繰り越す繰越明許費と地方債補正も計上をさせていただきました。

内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第13号の内容説明をさせていただきます。

41ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

１款１項１目の議会費でございます。議会事務で、43万8,000円の減としまして、5,675万1,000円とするものでございます。職員手当、人件費ですけれども、議員期末手当43万8,000円の減でございます。これ以降の人件費でございますけれども、特別職、議員一般職の報酬、給料、期末手当を含む職員手当、調査費合わせて全部で、町長申し上げましたけれども、2,045万4,000円の減額でございました。

詳細は、一番最後の82ページ、83ページにございますので、後ほどまたごらんをいただきたいと思います。そのほとんどが更生の減でございます。これ以降の人件費の説明は省略させていただきたいと思います。

次のページ、42ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、一般総務管理事務です。1,089万7,000円の減額で、２億8,856万9,000円とするものでございます。13節委託料で訴訟代理人業務委託料50万円。ＧＰ裁判に係る裁判の控訴着手金50万円でございます。19節の負担金補助及び交付金、広報補助金40万円の減でございます。今年度は５団体160万円の計上であります。

そのほか、次のページです。43ページでございます。

企画調整部分は280万4,000円の減で、800万9,000円でございます。13節の委託料で、南伊豆町総合計画策定委託料253万7,000円の減。両方変更契約を行いまして額が確定したという形で減額させていただきました。

次のページ、44ページをお開きください。

13節の委託料でございます。203の緑の分権改革推進事業研究調査委託料5,000万円、調査費一式でございます。そのほか、その下の74、財政調整基金３億3,000万円の補正で、４億６万3,000円とするものでございます。財政調整基金積み立てに３億3,000万円をしたいものでございまして、本年度既に7,000万円の予算が計上してございまして、これを合わせて４億６万円ということになります。基金残高21年度末は、財調の基金残高です、８億142万5,000円となる見込みでございます。

次の79のふるさと応援基金です。110万円補正しまして、120万円とするものでございます。積立金でふるさと応援基金積立金110万円、旧入分で107万円の補正になります。

ふるさと納税は使ってございません。21年末残高として、201万円の見込みでございます。

46ページをお開きください。

３項の戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳事務で189万円減額し、5,694万5,000円とするものでございます。委託料で戸籍電算化事業データ作成委託料180万円の減という形で、除籍、改正原戸籍セットアップの業務委託料部分を減額でございます。一部従前のデータが適用できるということで減額となりました。

次のページ、47ページです。

４項の選挙費でございます。３目の各種選挙費が265万6,000円減額の2,096万6,000円となってございます。21年度の選挙は、県知事選、衆議院選、町長選、参議院補選、この４つの選挙がありました。これすべて合併したために更生するものでございます。

ずっと飛んで54ページでございます。

54ページは３款民生費、２項の児童福祉費です。一番下の208の子ども手当事務です。357万円補正し、増額となります。委託料で子ども手当システム改修委託357万円ということで、22年度から始まる子ども手当のシステム改修委託を計上させていただきました。

次のページです。

４項の介護保険費です。介護保険特別会計の繰出金を598万5,000円減額し、１億2,169万2,000円とするものでございます。

次のページです。

４款衛生費、１項保健衛生費でございます。真ん中辺の225感染症予防事務です。948万7,000円減額の732万9,000円とするものでございます。

20節の扶助費です。新型インフルエンザワクチン接種助成費594万円の減ということで、新型インフルエンザ、ことし結構大騒ぎしまして予算をとりました。2,100人分見込んだところですけれども、見込みとして400人分ということで見込みました。これにて更生の減をさせていただきました。

次のページです。

一番最後の252です。医療施設整備推進事務です。3,388万円補正し、7,559万5,000円とするものでございます。共立湊病院組合の負担金3,388万円でございます。交付税の算出方法が変わりました。特交から普通交付税に行ったものがかなりですけれども、第二次救急分等は、従前は各市町のほうの交付税のほうに入っていたわけですけれども、管理団体南伊豆町の分、その大半が交付をされるということでございます。その部分でかなりふえてございます。合計額は7,559万5,000円ということで、町分はそれほど、全体の交付税、この共立組合の交付税を見ますと、負担金は全部で１億4,868万円ということです。そのうち南伊豆町は、7,559万5,000円となります。

71ページに進みます。ずっと飛んでください。

８款１項の消防費です。430の下田地区の消防組合の負担金132万5,000円を補正し、１億7,609万2,000円とするものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。地域活性化・経済危機臨時交付金につきまして、通信指令施設整備を行ったという部分の負担132万5,000円でございます。

続きまして、11ページにお戻りください。

歳入でございます。

１款町税、１項町民税です。１目が個人です。個人の事務を453万3,000円減額し、３億862万3,000円です。２目の法人町民税は50万円減額し、2,940万円とするものでございます。

次のページです。

４項の町たばこ税です。これは357万5,000円減額し、5,742万5,000円とするものでございます。

そのほか、６項の入湯税、これは669万1,000円減額して、2,049万3,000円とするものでございます。

次のページです。

２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、１目も地方揮発油譲与税でございます。300万円減額し、834万円とするものでございます。その他、これ以降譲与税、交付金関係、確定あるいはその見込みということで更生をさせていただきました。

23ページに飛んでください。

23ページは、11款１項１目地方交付税です。３億7,625万9,000円補正し、21億8,625万9,000円とするものでございます。普通交付税は３目2,728万8,000円、特別交付税を4,897万1,000円とするものでございます。特別交付税が12月交付はされましたけれども、今度３月交付というふうに、これから迫ってきますけれども、一応特別交付税を２億897万1,000円を見込んでございます。

28ページです、お開きください。

15款国庫支出金、２項の国庫補助金です。８目の総務費国庫補助金です。3,023万3,000円補正し、３億241万9,000円とするものでございます。４節の地域活性化・経済危機臨時交付金、これは80万8,000円の減額でございます。５節の地域活性化・公共投資臨時交付金で、これが1,625万7,000円でございます。これは国の一時補正でございましたけれども、これにつきましては、対象事業を南中小の屋体の耐震補強工事、これの補助残部分に充当しようとするもので、1,625万7,000円でございます。

次の６節の地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございます。これが1,480万4,000円でございます。これは、国の２次補正分で8,400万円ほどございましたけれども、これにつきましてつい先ごろ２次追加交付がございました。これが1,480万円で、合計ですと9,900万円ほどのこの交付金になります。

32ページをお開きいただきたいと思います。

16款県支出金、３項委託金です。１目の総務費委託金です。６節の緑の分権改革推進事業研究調査委託金でございます。5,000万円でございます。これも県からのトンネルの交付金です。

次に38ページです。

繰越金でございます。3,437万9,000円減額し、３億6,832万7,000円とするものです。財源調整するためのものでございます。

21款諸収入、４項雑入、４目雑入です。368万2,000円減額し、1,777万9,000円とするものでございます。これもすべて更正でございます。

40ページです。

20款１項町債です。商工債、教育債、災害復旧債それぞれを額確定のために更正をするものでございまして、トータルで4,670万円減額し、２億4,380万円とするものでございます。

６ページにお戻りください。

６ページに、第２表で繰越明許費として計上させていただきました。８事業ございます。この補正予算書の次に繰越明許費の説明資料というものがあろうかと思いますけれども……失礼しました、ではここで、６ページです、すみません、説明をさせてください。

まず、２款の総務費でございます。庁舎建設事業、これ5,000万円です。それと次の地域づくり推進事業5,000万円、これにつきましては緑の分権改革推進事業委託と、それでこれにつきましても繰り越しと。

次に、子ども手当分の357万円です。これにつきましても今説明させていただきましたシステム改修につきまして繰り越しと。

続きまして、５款の部分としては、農山村総合施設管理運営事務1,100万円。これにつきましては先般の９号補正で行いました差田グラウンドの防球ネット等の工事です。これも３月２日発注しましたけれども、年度内に完成できないということで1,100万円繰り越し。

次の６款商工費でございます。銀の湯会館運営事業1,906万8,000円の事業でございます。これにつきましてもきめ細かな臨時交付金のため、年度内に完成できないとして繰り越しです。

７款の土木費の河川維持事業で2,350万円の補正でございます。同じくきめ細かな臨時交付金対象事業という形でございます。

８款の消防費、防災施設管理事務です。797万5,000円でございます。これはＪアラートの新システムの事業を発注いたしましたけれども、システムの部分がまだでき上がってこないということで、消防庁からの指示がございまして、これにつきましても繰り越しをさせていただくということでございます。

そのほか10款の災害復旧費です。2,335万円でございます。これにつきましては、昨年の台風18号の伊浜漁港の災害復旧工事でございまして、これにつきましても、海が荒れる日が非常に多くて工事に不測の日数を要したということで、年度内完成が見込めないということで繰り越しをさせていただくということで、合計で８事業でございます。１億8,846万3,000円繰り越しをさせていただきたいということでございます。第３表につきましては、地方債補正でございます。

地方債補正につきましては、先ほど歳入のほうで説明させていただきましたから、省略を

させていただきます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳出合計でございます。

補正前の額47億11万円、補正額３億2,279万円、合計で50億2,290万円。補正額の財源内訳、特定財源で国県支出金が3,832万4,000円、地方債が4,670万円の減、その他が376万1,000円の減、一般財源で３億3,492万7,000円の増ということでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○６番（清水清一君）　ちょっとお伺いいたします。

48ページの緑の分権事業推進事業研究調査委託ということですが、　　が5,000万円ですけれども、この内容についての説明をお願いします。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　緑の分権改革推進事業研究調査委託料でございますけれども、これにつきましては国のほうの総務省の関係でございますけれども、緑の分権改革推進事業という形で補正予算をされたものでございます。それにつきまして静岡県、県単位でこの事業を行うわけなんですけれども、県のほうからの委託という形で南町内を上げさせていただいて、この勢いでございます。

その5,000万円の内訳でございますけれども、地熱エネルギーと山林資源の負荷量の調査でございます。地熱エネルギーというのは地下の温泉等のことでございます。それと山林資源というのが広葉樹、広葉林等の樹木を使っての発電ということでございますが、この5,000万円につきましては、先ほど総務課長から話しありましたように繰り越しをさせていただいて22年度に調査を行います。山林につきましては、0.25ヘクタールという面積、数カ所の広葉樹林の坪刈りですか、0.25ヘクタールの中の広葉樹を使ってどれだけまきができるのか、そのまきを燃やしてどれだけ発電ができるかという保存量の調査と火力の調査でございます。その調査箇所につきましては、今予定をしていますのが東大樹芸研究所内と吉祥にあります町有林等でございます。それと温泉につきましては、この南町内の温泉の調査という形で、地上調査、ボーリング等はせずに地上からの調査を行うという形で5,000万円の調

査費でございます。

その調査費の内訳なんですけれども、地熱エネルギー、山林資源、保存量利用可能調査に係る人件費等で3,800万円、それと地熱エネルギーと山林資源による火力発電の導入可能性調査等の費用として1,100万円、それで4,900万円。あとの100万円につきましては調査報告書等々の諸経費という内容でございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

梅本君。

○７番（梅本和熙君）　総務課長にお聞きします。

総務課長、ことしで定年退職するということで、最後に約８億の基金をつくってくださって本当にご苦労さまでした。

その中の、総務課長、歳入のほうなんですけれども、当初予算での見込みが47億、そして大体補正を入れて50億ぐらいになるだろうという見込みでありますけれども、大体このふえた分というのは特別交付税がふえていると、そういう形の中での３億円程度の見込みより増収があったという、この中で町税は当然減ってきています。将来的に総務課長の見通しというか、来年度も大体50億ぐらいは見込めるとか将来的にそれは無理だとかという、そういう総務課長の今までの経験の中での見通しをぜひ聞かせてください。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　ことし補正予算が非常に多かったという議員もおっしゃる特交という、特交まだ確定してないものですから、ことしにつきましては、やっぱり自民党時代もそうだったんですけれども、政権交代によって景気対策的なもの、臨時交付金等が非常に多かったですね。これが20年、21年連続して出たというので、ふだん町でも町単でなかなかできない部分の事業とかそういったものに回していただきまして、その部分については非常に助かったかなというふうに思います。緊急雇用的なものも含めて、そういったものがあって、これだけの年度予算になったのかなというふうに思います。

来年度、22年度ですけれども、国の交付金的なものという部分が、新たな部分としての経済対策的なものがあるかどうかという部分はちょっとまだわかりませんけれども、まだ国内経済疲弊している中で、また経済対策的なものが出るんであれば、その分が上乗せになるという部分あるでしょうし、来年度予算につきましては町長の施政方針、予算編成のときにも述べましたけれども、大型事業として庁舎建設の部分と養・保園の土地取得費とかその辺の

部分が出てこようと思います。あるいは設計費とか、そういったものが出てくるのではないかと思いまして、少なくても７億、８億の部分はふえてくるのではないかなというふうには思います。

今後、歳入予算でも庁内的に押し込んでいる中で、地方交付税も町税としても下回ったという部分があります。当然、観光立町ですから観光の入れ込みとか、その辺が影響が非常に大きいわけですけれども、かなり厳しい財政運営は認められるのではないかというふうな感じはいたします。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はございませんか。

稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　さっきの緑の分権改革推進事業の中で、地熱エネルギーのいろいろと調査ということなんですけれども、これは先ほどの説明ですと地上からの調査でしたけれども、ボーリング等は行わないということでしたが、ボーリングは行いませんか、どうですか。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　この5,000万円事業費に関しては、ボーリングは一切ございません。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　この辺の、これからこの調査をやるというと、当然温泉熱の利用ということになるけれども、この内容によるけれども、内容によっては温泉組合だとかそういった、何と言うんですか、協議、そういうものが当然必要になってくるとは思うんですけれども、その辺は今、まだ温泉組合だとか、源泉を持っている方とか何だとか、そういう話というか、それは一切まだしていない状況ですか、どうですか。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　この温泉に関しましては、実際にボーリングをしてという形を今回とりませんので、詳しい内容についての説明は関係者にはしておりません。ただ、今後実際にこの事業を実施する、今度というか調査をして可能性があるという形で実施していくということになれば、地権者、または関係者等々のすべての同意等を得て事業実施となろうかと思います。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　地熱エネルギーのことなんですけれどもちょっとお尋ねしたいと思うんですが、前、私が職員当時だったと思うんですが、議会のほうで大分だか宮崎のほうに地

熱エネルギーの可能性を求めて、たしかここにいる議員さん、管理者が視察に行ってその可能性を探ったときがあるんですけれども、町長も行ったと思うんですが、そのときの資料というのはあるのかないのかわからないですが、その当時の資料という部分のものは全然関係なく、ゼロベースで今回調査をするということですか。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　そのとおりでございます。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　結構です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　今、谷君が言った話の中で、大分か宮崎か全国でも数カ所地熱を利用した発電やっているところはあります。それで、やっぱり地域全部余っているとは限らず、ボーリング等によって源泉というか水口というか温泉の道が変わったとか、そういう問題が出てくるところもあるということを前にちょっとお聞きしましたので、ですから今回は温泉の所有者、それから温泉組合等とのそういう協議はしていないということなんですけれども、そこらは、そういうふうな利用恐らくこの地熱を利用してやるということだからボーリングしたりとかということが将来出てくると思いますけれども、そこらはぜひ十分気をつけてやっていかないと、また、南伊豆は温泉で売っているあれだとか、その温泉もだめだとか。最悪の場合、そういう可能性もなきにしもあらずなものですから、十分その辺はばっちりこれらについてやっていただきたというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第13号　平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり賛成の諸君

の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第14号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第14号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案は、国庫支出金等の実績見込みによる歳入の調整が主な内容となっております。

歳入では、国庫支出金を2,299万4,000円、県支出金を468万6,000円、繰入金を236万9,000円減額し、共同事業交付金を1,645万6,000円増額するものであります。また、歳出では、共同事業拠出金を1,178万8,000円、保険事業費を185万4,000円減額し、諸支出金を４万9,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,359万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億477万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

それでは、説明させていただきます。

ただいま町長が申し上げたとおり、確定などに伴う歳入歳出の調整が主なものとなっております。

１款１項１目一般管理費、補正額０、これは確定等に伴う財形の内訳の変更でございます。

以下、17ページまで同様でございます。17ページの６款１項１目介護納付金まで同様な内容となっておりますので、これは省略させていただきます。

18ページをお開きください。

７款１項１目高額医療費共同事業医療費拠出金220万3,000円の減で、2,433万円となります。これも拠出金の確定によるものでございます。

その下、４目でございます。保険財政共同安定化事業拠出金958万5,000円の減、１億5,388万3,000円、これも認可報告拠出金の確定によるものでございます。

８款１項１目特定健康審査等事業費185万4,000円の減、623万7,000円でございます。これは決算見込みによるものであります。

50ページでございます。

18款１項１目一般被保険者保険税還付金４万9,000円の増でございます。これも決算の見込みということでございます。

７ページへ戻ります。

歳入でございます。

３款１項１目療養給付費等負担金1,288万6,000円の減で、２億6,355万6,000円でございます。療養給付償還金が1,014万1,000円の減、介護保険納付金負担金が125万4,000円の増でございます。これも交付申請によるものでございます。

２目高額医療費共同事業負担金54万9,000円の減で、608万4,000円、これも負担金確定によるものでございます。

３目特定健康診査等負担金９万4,000円の減で、25万7,000円、これも交付申請の額による調整でございます。

次のページ、８ページでございます。

３款２項１目財政調整交付金951万5,000円の減で、9,618万3,000円でございます。交付見込み額による調整でございます。

続いて９ページでございます。

６款１項１目高額医療費共同事業負担金54万9,000円の減で、608万4,000円でございます。負担金の確定によるものでございます。

２目特定健康診査等負担金９万4,000円の減で、95万7,000円、検診が終了いたしましたものですから、交付申請額に掛けてあります。

10ページでございます。

６款２項１目財政調整交付金でございます。404万3,000円の減、5,347万1,000円でございます。１節の普通調製交付金が155万3,000円の減、２の特別調整交付金が150万円の減、交付見込額による調整でございます。

その下11ページ。

８款１項１目でございます。共同事業交付金868万7,000円の増で、5,195万3,000円。

２目保険財政共同安定化事業交付金が776万9,000円の増で、１億7,123万7,000円となります。いずれも交付金の確定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

10款１項１目一般会計繰入金でございます。見込みによりまして236万9,000円の減で、1,938万1,000円。１節保険基盤安定繰入金が38万2,000円の減、その他繰入金が98万7,000円の減となります。

５ページに戻ります。

歳出合計であります。補正前の額15億1,837万1,000円、補正額が1,359万3,000円の減、合計で15億477万8,000円。財源内訳としまして国県支出金が2,768万円の減、そのほかが1,645万6,000円の増、一般財源が236万9,000円の減となります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第14号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第15号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第15号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,936万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を８億7,523万5,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では第３・四半期以降、介護サービス給付費の伸びが急激に増加したため、第３・四半期までの実績をもとに居宅サービス給付費を900万円、施設介護給付費3,200万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、歳出の保険金の減に伴う国県社会保険診療報酬支払基金及び町の法定負担分をそれぞれ減額するものであります。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

ただいま町長が申し上げましたように、急激に給付費の増加があったということでの修正が主なものであります。

まず、１款１項１目一般管理費でございます。これは財源内訳のほうでございます。

次のページをお開きください。

２款１項１目居宅介護サービス給付費900万円の減でございます。３億3,158万3,000円でございます。居宅介護サービス給付費のいろいろ出なかった分でございます。

３目地域密着型サービス給付費100万円の増で、1,622万3,000円でございます。

５目施設介護サービス給付費3,200万の減であります。３億6,505万1,000円となります。施設介護サービス給付費の伸びがなかったということで、減させていただきたいと思います。

次のページ。

５款３項１目申請支払手数料は５万5,000円の増でございます。

次のページでございます。

５款５項１目特定入所者介護サービス費でございます。250万円の増で、4,250万円でございます。

次のページ。

５款６項１目介護予防特定高齢者施策事業費122万円の減で、952万7,000円でございます。実績による減でございます。

22ページをお開きください。

５款２項１目介護予防ケアマネジメント事業69万7,000円の減で、588万6,000円となります。これは緊急雇用で雇い上げました費でございますが、仕事が予定以上に早く終わりそうだということで減額させていただきました。

７ページにお戻りください。

歳入でございます。

１款１項１目第１号被保険者保険料は48万8,000円の減でございます。普通徴収で108万8,000円の減、滞納繰越分で60万円の増ということでございます。特別徴収の変更が主な原因でございます。

次のページをお開きください。８ページです。

４款１項１目介護給付費負担金が954万2,000円の減でございまして、１億2,516万8,300円でございます。

４款２項１目調整交付金134万9,000円の減、6,795万8,000円でございます。

２目の地域支援事業交付金介護予防事業が34万1,000円の減で、32万6,000円。

３目地域支援事業交付金包括支援事業が62万6,000円の増で、85万5,000円。いずれも決算見込等からの追加でございます。

次のページでございます。６ページ。５款１項１目介護給付費交付金が1,674万5,000円で、２億4,438万4,000円。

２目地域支援事業支援交付金が40万9,000円の減で、392万3,000円でございます。

６款１項１目介護給付費負担金が802万円の減で、１億2,391万7,000円でございます。先ほど歳出の居宅介護サービス等の減に伴うものでございます。

６款２項１目地域支援事業交付金介護予防事業が17万1,000円の減で、163万4,000円。

２目の地域支援事業交付金が包括支援事業で31万の増で、241万2,000円でございます。

繰入金でございます。９款１項１目介護給付費繰入金が468万円の減でございます。

３目地域支援事業繰入金包括支援事業等で63万円の増でございます。233万円です。

その他一般会計繰入金が93万5,000円の減で、1,343万円でございます。これも見込みから推計しております。

９款２項２目ですが、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますが、31万5,000円の減で、191万2,000円でございます。

繰越金でございます。10款１項１目339万9,000円の増で、589万6,000円でございます。

16ページ。

諸収入の11款３項５目の雑入でございますが、事業等の最終的な見込みによる確定でございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございます。補正前の額９億1,459万7,000円、補正額が3,936万2,000

円、計で８億7,523万5,000円となります。内訳としましては国県支出金が1,849万7,000円の減、その他が1,972万6,000円の減、一般財源が113万9,000円の減となります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第15号　平成21年度南伊豆町介護健康保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第16号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議案とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第16号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案は、保険基盤安定繰入金の確定及び平成20年度分後期高齢者医療広域連合事務費負担金の精算に伴う調整が主な内容となっております。

歳入では、繰入金を118万4,000円減額し、諸収入を156万6,000増額するものです。また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を103万円減額し、諸支出金を141万2,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額に38万2,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を１億1,555万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

９ページをお開きください。

歳出でございます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。103万円の減、１億1,054万5,000円でございます。これは確定によるものでございます。

次のページでございます。

３款２項１目一般会計繰出金141万2,000円の増で、91万3,000円となります。これが先ほど承認していただきました一般会計への繰出金でございます。

７ページ。

歳入をお開きください。

４款１項１目事務費繰入金が15万4,000円の減で、1,002万5,000円でございます。

２目保険基盤安定繰入金が63万円の減で、2,889万1,000円となります。確定によるものでございます。

次のページ。

６款４項１目雑入でございます。156万6,000円の補正で、156万7,000円でございます。これが先ほど町長が申し上げました２０年度の広域連合分の確定によるものの人でございます。

６ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出合計であります。補正前の額１億1,516万9,000円、補正額38万2,000円で、１億1,555万1,000円。内訳としましては、一般財源が38万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第16号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第17号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第17号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ４億2,307万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道建設事業に110万7,000円を増額し、下水道総務事務で29万6,000円を、下水道使用料ほか徴収事務で150万円を、利子で28万円を減額するものであります。

また、歳入予算につきましては、負担金に650万円と一般会計繰入金に６万1,000円を増額し、使用料を753万円減額するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　質疑ではないんですけれども、新年度の予算の説明書の中にも工事の区域というか、あるいは張りつけられました土地、それとその辺が間に合うようでしたら、工事の区域というか、管渠何メートルとかというその図面が欲しかった。添付できましたら用意していただきたいなというふうに思います。一応、今年度施工した分等ちょっとわかるような、来年度の分と。新年度予算で施工するところと本年度施工した分程度の図面が用意できましたらお願いしたい。質疑ではなくて、よろしいでしょうか。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは至急用意いたします。今、持っていないものですから、後でお渡しできるようにします。

○議長（漆田　修君）　稲葉君、今の件いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第17号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第18号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第18号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,437万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務管理事務の事業費、施設修繕料の異常通報装置修繕の確定に伴い81万2,000円を減額するものであります。

また、歳入予算につきましては、漁業集落排水事業費分担金の受益者分担金を40万6,000円と一般会計繰入金を40万6,000円減額するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第18号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第19号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第19号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第５号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、水道事業収益の給水収益を増額し、水道事業費用の減額及び建設改良工事負担金の増額が主なもので、収益的収支予算につきましては、歳入予算の水道事業収益を233万4,000円増額し、水道事業費用を195万8,000円減額するものであります。

また、資本的収支の資本的収入を467万2,000円増額し、資本的支出を175万円減額するものであります。

詳細は、上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第19号の内容につきましてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入のご説明をいたします。

１款水道事業収益を233万4,000円増額し、２億4,205万7,000円とするものであります。内訳としまして１項営業収益、１目給水収益を324万円増額し、２億3,714万円とするもので、１節上下水道料金233万9,000円の増、２節簡易水道等料金90万1,000円の増でございます。

２目受託工事収益を100万円減額し、440万円とするもので、１節新設給水工事収益でございます。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金を９万4,000円増額し、24万7,000円とするもので、預金利息でございます。

次のページをお開きください。

支出であります。

１款水道事業費用を195万8,000円減額し、２億8,133万円とするものであります。内訳としまして１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費を151万円減額し、5,285万1,000円とするもので、11節委託料51万円の減です。14節動力費100万円の減でございます。

２目受託工事費を100万円減額し、440万円とするもので、25節新設給水工事請負費でございます。

３目総務費を50万6,000円減額し、4,706万8,000円とするもので、11節委託料７万6,000円の減、13節修繕費35万円の減、これは自動車修繕費です。17節補償費５万円の減、20節保険料３万円の減です。

４目簡易水道等費を３万円減額し、3,373万2,000円とするもので、11節委託料です。

６目資産減耗費を70万円増額し、289万5,000円とするもので、30節固定資産除却費で構築物除却費に50万円、機械及び装置除却費で20万円です。

２項営業外費用、３目消費税は38万8,000円増額し、391万円とするもので、36節消費税です。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

１款資本的収入を467万2,000円増額し、１億6,442万2,000円とするものです。

５項１目建設改良工事負担金の467万2,000円の増額は、下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金であります。

次のページをお開きください。

支出でございます。

１款資本的支出を175万円増額し、２億7,368万3,000円とするもので、１項建設改良費、１目水道施設改良費を200万円増額し、２億2,172万9,000円とするもので、50節工事請負費200万円の増です。これは五十鈴大橋補修工事に伴う配水管布設工事でございます。

３目営業設備費用25万円減額するもので、52節固定資産購入費、軽トラックの購入でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第19号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第５号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第20号　平成22年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第20号　平成22年度南伊豆町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては、総務課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、この後の提出議案でありますが、議第21号から議第33号までの特別会計等の予算につきましても同様であります。それぞれの担当課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第20号　平成22年度南伊豆町一般会計予算の内容説明をさせていただきます。

なお、詳しい内容は別添予算説明資料にございますので、主な内容のみの説明をさせていただきたいと思います。ご了承願います。

初めに、59ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

１款１項１目議会費でございます。議会事務で5,763万9,000円でございます。本年度予算のみを朗読させていただきます。ここでは、議員報酬11名分の報酬2,366万4,000円です。２節、３節、４節は人件費でございます。職員２名分の人件費及び議員11名分の期末手当共済費でございます。７節の賃金でございますけれども、臨時運転手賃金１万6,000円です。県市町議会の議員研修費のマイクロバスの運転手の賃金という形で計上させていただきました。

次のページです。

印刷製本費です。議会だより等で57万3,000円ございます。

続きまして、61ページです。

２款総務費、１項総務管理費です。１目一般管理費で一般管理事務です。３億1,523万円でございます。報酬は18万円で６会議の委員報酬でございます。２節、３節、４節は企画、

総務、会計の職員22人分の人件費及び特別職、町長、副町長の特別職の報酬で給料でございます。

次のページでございます。

12節の役務費でございます。通信一般費900万円、そのほか200の総合賠償補償保険料84万2,000円、賠償責任補償保険、個人情報漏洩の保険でございます。13節の委託料187万1,000円です。法律相談委託料35万円です。顧問料30万円に費用弁償分、旅費分が５万です。その下の訴訟代理人業務委託料60万円でございます。岩崎産業の訴訟関係の業務委託料、それが60万円ということです。18節の備品購入費です。320万円でございます。そのうち自動車300万円。現在使っているグランビアが老朽化のため乗りかえるという形で、８人乗りのワンボックス車の購入を計上させていただきました。環境対策車の対応でございます。19節の負担金補助及び交付金です。5,466万3,000円でございます。郡町長会の負担金が141万7,000円、202の非常勤職員公務災害補償組合負担金37万2,000円です。議員ほか566人分でございます。

次のページです。

400の各種補助金です。22団体分の補助金5,000万円です。401は公募補助金で200万円、21年度は５団体ほど実績がございました。21の職員厚生事務229万6,000円です。委託料で167万6,000円、職員、臨時職員含めた健康診断あるいは結核検診の委託料でございます。

２目の会計管理費です。426万5,000円でございます。11節の需用費が416万4,000円でございまして、消耗品費362万円、印刷製本費は54万円、封筒、決算書、納付書等々でございます。

３目の財産管理費です。1,252万4,000円の財産管理事務が592万4,000円です。住民税役務費が町村有建物災害共済保険料377万円でございます。町有建物57施設、130軒です。これ補償額が120億4,400万円、補償額にしますとこれだけです。15節の工事請負費150万円です。旧三浜小学校の教員住宅というのが子浦のございまして、それの解体工事でございます。30は庁舎管理事務です。660万円でございます。

次のページです。

14節の使用料及び賃借料です。土地賃借料で276万2,000円です。2,764平米、３名の方から賃借をしてございます。15節は工事請負費で庁舎補修等の工事で150万円計上させていただきました。34の自治振興事務608万5,000円です。区長会関係の費用でございます。

５目秘書広報費は415万3,000円、秘書事務で183万8,000円です。交際費、町長交際費は全年同額の50万円でございます。そのほか需用費とか公課費、クラウンの車検、修繕費等々で

ございます。クラウン17万8,000キロ、18年目でございます。

39の広報事務です。231万5,000円です。11の需用費です。印刷製本費が216万9,000円、これにつきましては、広報でございますけれども、隔月発行から毎月発行にいたします。お知らせ版の部分は、毎月15日発行１回のみという形にさせていただくということです。

６目の企画費、企画調整事務です。139万3,000円でございます。

続きまして、69ページお開きください。

７目電算管理費で5,490万4,000円です。基幹業務電算事務で4,442万円です。13節の委託料が2,274万1,000円、202のバッチ処理委託料1,086万6,000円、納付書等でございます。14節使用料及び賃借料2,064万6,000円です。総合行政情報システムソフト賃借料1,103万8,000円、什器とかのものの関係のソフトレンタルの部分でございます。その下の総合行政情報システム機器賃借料803万3,000円、サーバーの賃借料でございます。

次のページでございます。

49の情報系業務電算事務です。1,048万4,000円です。18節備品購入費で機器備品の購入125万円、パソコン４台、プリンター、サーバー各１台と予定してございます。

９目の公害対策費の公害対策事務です。31万1,000円でございます。

10目の地域づくり推進費、地域づくり推進事業6,893万5,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金6,811万6,000円、コミュニティ施設整備補助金500万円、これ限度額が35万円です。402の路線バス維持事業補助金6,311万6,000円、自主運行バス17路線でございます。

11目の交通安全対策費でございます。交通安全推進事務で231万3,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金で137万6,000円、200の交通安全指導員設置費負担金133万1,000円、県の交通指導員の設置費の負担金でございます。

12目の財産区費です。70三坂財産区管理事務130万5,000円、19節負担金補助及び交付金130万5,000円、三坂地区のコミュニティ補助でございます。13節基金費です。97万円。財政調整基金が73万6,000円でございます。基金の利子部分の積み立てでございます。76が庁舎建設基金が３万4,000円です。これも基金利子部分として３万4,000円です。ふるさと応援基金20万円です。応援基金の積み立てで20万円計上いたしました。

次のページです。

２項の徴税費です。１目税務総務費、税務総務事務で4,467万9,000円です。報酬は、固定資産評価審査委員会委員報酬５万4,000円、３人分でございます。

それから、次のページで13節委託料1,060万4,000円。宅地等鑑定評価委託料が75万6,000円、60ポイントでございます。209の固定資産で課税地図情報作成業務委託料707万2,000円、19年に航空写真と地番図との関連づけで業者委託して地図情報を作成いたします。これにつきましては、緊急雇用創出事業で委託会社の人件費として補助を受けられることになっております。

次のページです。76ページでございます。

210の静岡県地方税滞納整理機構負担金226万1,000円でございます。高額滞納者部分を機構に送る部分として、処理件数８件を予定してございます。

次の77ページです。３項の戸籍住民基本台帳費です。戸籍住民台帳事務で3,385万2,000円でございます。人件費は３人分を計上いたしました。７の賃金ですけれども、167万2,000円、臨時事務員賃金でございます。

次のページです。

14節の使用料及び賃借料、201の戸籍総合システムリース料360万4,000円、下の戸籍基準ソナイソフト使用料195万3,000円、戸籍電算化に伴う新システムの部分でございます。下の備品購入費が108万7,000円です。庁用備品では45万3,000円でレジスターの購入、機器備品では63万円、法的個人認承用パソコン１台を購入ということでございます。

80ページです。

４項の選挙費、１目選挙管理委員会費です。選挙管理委員会事務で741万1,000円。選挙管理委員４人の報酬です。人件費は１名分です。

81ページでございます。

２目選挙啓発費、選挙啓発事務で16万3,000円です。明るい選挙推進協議会関係費用でございます。

３目各種選挙費が763万1,000円、参議院議員選挙事務610万円でございます。参議院議員選挙は、この夏に予定されていて、７月25日が任期満了ということでございます。

次のページです。

120の農業委員会委員選挙事務153万1,000円です。農業委員も７月30日が任期満了となります。

次のページ、84ページです。

高校の統計調査費、１目指定統計調査費、指定統計調査事務費で1,406万2,000円です。22年度は工業統計と国勢調査が予定されてございます。

次のページです。86ページです。

６項１目の監査委員費です。監査事務で90万3,000円でございます。監査事務に関する費用でございます。

次のページです。

３款民生費、１項社会福祉費です。１目社会福祉総務事務が２億3,468万8,000円で、社会福祉総務事務で5,091万円です。報酬は民生委員推薦委員会の委員報酬３万3,000円、１日分とってございます。給与、人件費につきましては一般職の７人分を予定、計上いたしました。11節の需用費です。129万5,000円。消耗品費で77万2,000円、印刷製本費で35万9,000円とございます。前に予算説明させていただいたときのあれで、救急医療ボトル関係の費用、関係経費です。その中では需用費で32万3,000円、ボトルが1,000円で９万7,000円、それを、キットの梱包委託を５万円、次のページにございますけれども、５万円で、その合計で、この救急医療ボトル関係費用は合計で47万円ということでございます。

次のページ、89ページをお願いいたします。

171の障害者（児）福祉事業です。１億2,738万6,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金737万7,000円のうち、404の精神及び知的障害者小規模作業場運営費補助金240万円、あしたば会への補助金でございます。

次のページです。

20節の扶助費です。扶助費が１億1,842万7,000円で、215の自立支援介護給付費8,400万円、居宅介護と施設の介護の部分で8,400万円です。172の保険基盤安定繰出金3,740万円、障害者（児）地域生活支援事業1,899万2,000円です。19節の負担金補助及び交付金1,574万2,000円、400の地域活動支援センター事業補助金1,431万4,000円、青市にあるふれあいの施設の補助金でございます。

２目の国民年金費、国民年金事務で922万7,000円、人件費１人分、そのほか町費でございます。

３目老人福祉費5,167万4,000円、次のページで老人福祉事業で2,355万9,000円です。報償費が敬老金で292万円です。80歳以上2,000円の1,400人、100歳のお祝い金が3,000円で４人という形で計上させていただいております。その下の181老人福祉施設事業2,811万5,000円です。19節の負担金補助及び交付金で、賀茂地区入所判定運営協議会負担金が11万6,000円、20節の扶助費が老人福祉施設措置費2,799万9,000円、養護老人ホーム分です。賀茂老人ホームとか、そのほか２園の措置費でございます。

４目国民健康保険費、国民健康保険事務で2,023万8,000円です。３人分の人件費を計上してございます。186国民健康保険特別会計繰出金1,924万円でございます。

５目の後期高齢者医療費、後期高齢者医療事務で１億4,827万9,000円です。19節は負担金、補助及び交付金、療養給付費負担金が１億1,031万4,000円、繰出金で事務費繰出金は989万8,000円、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金が2,806万7,000円でございます。

95ページです。

児童福祉費、児童福祉総務費の児童福祉総務事務で1,011万8,000円、19節負担金補助及び交付金では、401の社会福祉法人伊豆福祉会補助金1,004万6,000円、償還金補助でございます。平成25年までの償還で債務負担にしてございます。

２目の児童福祉施設費です。２億225万6,000円、児童福祉施設運営事務１億7,956万8,000円でございます。報酬につきましては嘱託員報酬で39万円、内科とか歯科の嘱託員です。幼保一元化推進委員会委員報酬10万5,000円です。人件費につきましては、一般職22人分計上させていただきました。

次のページです。

７節の賃金でございます。賃金で臨時保育士賃金が14人分で2,901万4,000円、臨時調理員賃金、これが調理員、栄養士、各１名で370万7,000円、臨時運転士の賃金が51万4,000円、南崎保育所のマイクロの送迎用の臨時運転士51万4,000円でございます。13節委託料でございます。208です。（仮称）南伊豆認定子供園開発行為設計委託料635万9,000円でございます。

次のページです。

196差田保育所運営事務469万7,000円、198南崎保育所運営事務1,265万8,000円、これは比較で744万5,000円の増でございます。手石保育所との統合による増ということでございます。

次のページです。

199南上保育所運営事務533万3,000円です。

３目の子育て支援費１億5,707万1,000円、児童手当事務が1,011万8,000円です。20の扶助費で1,004万円、児童手当の扶助費でございまして、６月支払い分のみです。２月、３月分で６月支払い分です。ちなみに、昨年は6,330万円でございました。204の子育て支援事業で2,126万9,000円です。

次のページです。

扶助費です。子供医療の扶助費で1,799万円、乳幼児分が1,264万円、児童・小学生分が

315万円、中学生分が220万円、合計で1,799万円という形で、中学生までの医療費無料化ということでございます。205の母子福祉事業です。144万6,000円です。扶助費で母子家庭と医療費扶助が132万円でございます。208子ども手当事務です。１億2,423万8,000円です。20の扶助費で１億2,389万円です。953人分で月１万3,000円の10カ月分でございます。

４目の放課後児童クラブ対策費で、放課後児童クラブ運営事務でございます。469万7,000円です。放課後児童クラブ運営委託料が469万7,000円でございます。

次のページです。

３款災害救助費で１目３項で災害救助費、１目災害救助費です。災害救助事務で32万円です。扶助費で災害見舞金30万円、１件分とりあえず計上させていただきました、30万円です。

次のページです。

４項で介護保険費、４項１目介護保険費です。介護保険特別会計繰出金が１億2,323万5,000円です。続きまして、212の新予防給付包括支援センター事業97万4,000円です。地域包括支援センターの新予防給付ケアマネジメント事業委託に関する経費でございます。

次のページです。

４款衛生費、１目１項保健衛生費、１目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務事務で3,917万4,000円でございます。報酬で保健協力員報酬55万8,000円、健康づくり推進協議会委員報酬４万2,000円です。人件費は４人分計上させていただきました。

次のページです。

13節委託料です。第１次救急医療委託料167万4,000円です。人口割でございます。次に、19節負担金補助及び交付金564万4,000円で、202の第２次・小児救急医療運営費負担金532万6,000円です。均等割20％、人口割40％、地域利用者割40％でございます。204の順天堂直通バス負担金21万5,000円、これにつきましても均等割20％、人口割20％、利用者割60％ということの割合でございます。

２目予防費です。感染症予防事務です。1,378万9,000円です。需要費で642万8,000円、医療材料費629万1,000円、ポリオ、二種混合、三種混合、日本脳炎、ＢＣＧでございます。13節委託料、インフルエンザの予防接種委託料でございます。250万円です。高齢者に対する季節性インフルエンザの委託料2,500人分でございます。20節扶助費です。肺炎球菌ワクチン接種助成費です。105万円です。１人当たり3,000円の扶助費で3,500人分掛ける10％という形で105万円でございます。

３目の母子衛生費、母子衛生事業で691万3,000円です。13節の妊婦健診委託料456万円で

す。妊婦健診の助成は全14回の助成を考えています。そのほか普通の健診以外で超音波検査を４回、血液検査を１回という形で50人分を計上させていただきました。

４目の環境衛生費、環境衛生事業費です。2,650万3,000円、人件費は２名分でございます。

次のページ、106ページ。

19節負担金補助及び交付金969万4,000円です。400の浄化槽設置整備事業費補助金962万7,000円、５人槽が８基、７人槽が17基分でございます。

５目のへき地診療対策費、僻地診療対策事務266万2,000円です。運転人員　　賃金が２名で182万円、患者輸送車関係の費用でございます。

６目老人保健費です。2,654万5,000円、老人保健ヘルス事業2,557万2,000円です。

次のページです。

13節委託料、健康診査委託料で2,126万8,000円です。胃がん検診、肺がん検診、がん検診ですとか喀痰検診等々の検診でございます。

老人保健特別会計繰出金59万2,000円です。老人保健医療事業で38万1,000円です。

７目斎場費で、伊豆斎場組合負担金が626万2,000円です。医療施設整備推進費、医療施設整備推進事務7,568万5,000円です。19節の負担金補助及び交付金は共立湊病院組合の負担金7,117万円、下の共立湊病院組合出資金が451万5,000円でございます。

次のページです。

２項清掃費です。１目清掃総務費で清掃総務事務2,854万3,000円です。報酬は、清掃対策審議会委員報酬３万9,000円、人件費は３人分を計上いたしてございます。

111ページの下です。２目塵芥処理費２億129万9,000円、ごみ収集事務が6,786万4,000円です。

次のページです。

13節委託料が6,643万8,000円、可燃ごみ、粗大ごみ分別、　　収集等々の業務委託料でございます。19節の負担金補助及び交付金、生ごみ処理機購入費補助金20万円、10基分を計上させていただきました。次に、ごみ集積箱設置整備事業補助金40万円です。１万6,000円単価の25箱の分を計上するということで、これは負担金から補助金という形で変えました。次に、261の焼却施設維持事業です。１億367万9,000円です。臨時職員分４人分を計上してございます。

次のページ。

15節の工事請負費、焼却施設補修工事4,570万円、ごみクレーン補修工事344万2,000円で

す。262の最終処分事業です。2,975万6,000円です。

次のページです。

13節の委託料ですけれども、焼却灰等処理業務委託料、一番多いですね、2,775万2,000円です。焼却灰の部分は1,732万5,000円、そのほかばいじんとか不燃物の残渣とかという部分がございます。し尿処理費です。南豆衛生プラント組合負担金6,784万4,000円です。均等割、実績割でございます。

次に、５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、農業委員会事務171万3,000円です。農業委員会に関する事務経費でございます。

２目農業総務費です。農業総務事務で3,098万円、人件費部分で５人分でございます。

117ページです。

３目農業振興費が980万円、農業振興事業が870万8,000円です。報償費です。92万円で賞賜金でございます。イノシシが80頭分、猿が18頭分でございます。13節委託料で遊休農地美化業務委託料310万円、有害鳥獣駆除業務委託料50万円、市民農園農場整備委託料25万円、吉祥の農地についてです。15節は工事請負費で、市民農園駐車場整備工事170万円、1,500平米です。

次のページです。

19節、負担金補助及び交付金で、403有害獣等被害防止対策事業補助金100万円です。電さくメッシュ等でございます。

289水田農業経営確立対策事業77万1,000円です。賃金で臨時作業員賃金72万6,000円、現地確認用16人分を計上しました。次の農村地域農政相互推進事業30万円です。

次に、４目の農地費で137万8,000円です。農業用施設維持事業87万8,000円、ここで16節の原材料費です。農道等補修用材料費52万7,000円、生コン、砕石、Ｕ字溝等々でございます。

５目の農山村総合施設管理費の農山村総合施設管理運営事務で432万2,000円、７節の賃金は、南上プールの臨時管理人賃金29万8,000円、事業費です。光熱水費260万円、南上プールの水道料とか差田グラウンドの電気料等でございます。

次に、121ページです。

２項の林業費、１目林業振興費1,796万5,000円、林業振興事業利子163万2,000円です。森林整備事業が1,121万5,000円でございます。19節で負担金補助及び交付金1,116万7,000円でございます。323松くい虫防除事業で511万8,000円です。

123ページです。

３項水産業費、１目水産業振興費です。水産業費544万4,000円です。13節の委託料で漁港台帳修正及び電子化業務委託料304万9,000円。下流・小稲・三坂漁港分でございます。19節の負担金補助及び交付金、稚貝稚魚放流事業100万円です。

次のページです。５目漁港設備維持費245万6,000円、漁港施設維持事業が125万6,000円です。漁港施設補修事業120万円、これは工事請負費で、漁港施設維持補修工事120万円。

３目の漁業集落排水事業3,432万円です。漁業集落排水事業特別会計繰出金3,029万3,000円、子浦・中木・妻良漁排の繰出金です。そのほか入間漁業集落排水事業402万7,000円、入間集落排水の費用でございます。

５目津波・高潮危機管理対策緊急事業費です。4,462万1,000円。13節三坂（中木）漁港陸港測量設計委託1,200万円。

次のページの15節工事請負費です。2,630万円で三坂（中木）漁港陸港建設工事費2,580万円。建設の附帯工事費が50万円でございます。

６款１項商工費です。１目商工総務費で商工総務事務4,276万6,000円。一般職員６人分の人件費でございます。

２目の商工振興費で798万3,000円です。商工振興事業、次のページです。798万3,000円でございます。13節委託料、緊急雇用創出対策事業委託料758万1,000円。これも県の基金を使っての部分でございます。そのほか19節負担金補助及び交付金で短期経営改善、小口資金利子補給とも緊急的な経済対策として利子補給率は、21年度と同額でございます。

３目の観光費、観光振興事業3,043万6,000円です。

次のページです。129ページです。

15節工事請負費305万円、入間地区観光施設改修工事100万円、入間地区の海岸線の転落防止さく約40メートル分です。湊地区観光施設改修工事205万円。弓ケ浜の臨時派出所の管理棟の塗装工事96平米分です。

次のページです。

４目都市提携費、都市提携事業で69万2,000円です。賃金で臨時運転士賃金が２万2,000円、町のマイクロバス使用料ということで、22年度は塩尻市の議員交流の分と町民号の交流という形で２つの部分がございます。使用料及び賃借料で32万円で、事務所借上料32万円。町民号バスで１台分を計上させていただいております。

５目の環境美化推進費で、環境美化推進事業319万7,000円です。

次のページです。

６目温泉管理費で弓ケ浜温泉公衆浴場管理事務で1,020万6,000円。銀の湯会館運営事業で5,583万6,000円です。臨時職員11人分の賃金を計上してございます。そのほか、11節の事業費で光熱水費1,425万円です。主に大きいところでは水道料、電気料等々でございます。

135ページをお願いします。

７款土木費、１項土木管理費、土木総務費です。土木総務事務で5,273万1,000円です。人件費、一般職給が６人分計上させていただいております。13節の委託料32万円、我が家の専門家診断事業委託料22万5,000円。

次のページです。

19節負担金補助及び交付金1,284万4,000円。下のほうの401です。木造住宅補強計画策定事業補助金19万2,000円、とりあえず２棟分を計上してございます。その下の住宅リフォーム振興事業補助金1,000万円。20万円の50戸分を計上してございます。

137道路橋梁費です。１目道路維持費で道路維持事業3,140万6,000円です。15節工事請負費2,440万円。203の排水路補修工事1,530万円、原材料費が225万5,000円です。

次のページです。

２目の道路新設改良費6,119万9,000円。単独道路改良事業が1,275万9,000円。工事請負費で、毛倉野一条線改良工事費300万円、舗装でＬ＝60メートル分です。19節の負担金補助及び交付金、県道路改良事業負担金930万円。県道の下田南線、そのほか一般改良事業波勝崎線、南松崎線等々でございます。389地方特定道路整備事業です。4,844万円です。前年比で3,180万7,000円と伸びています。15節の工事請負費4,830万円、成持吉祥線舗装工事4,600万円です。いよいよ平成22年度が最終年度でございまして、成持線の舗装がＬ＝780メートルを予定してございます。

次のページです。

３目の橋梁維持費です。橋梁維持事業で50万円で、橋梁の維持補修工事でございます。

次のページです。

３項河川費、１目の河川維持費で、河川維持事業が717万2,000円。委託料で91万2,000円。青野川、一条川、五十鈴川水門・扉門等の操作委託料が91万2,000円です。15節の工事請負費450万円は、201の小沢川河川改修工事400万円、青市のスーパーウィンドウを入った投排口の先のところの川でございます。Ｌ＝25メートル分です。19節の負担金補助及び交付金、河川愛護助成金120万円、33区分でございます。

２目青野川ふるさとの川関連整備費で173万円でございます。

次に、４項港湾費、１目港湾管理費です。港湾管理事務で1,164万7,000円。委託料で195万1,000円、手石港操作委託料101万1,000円、妻良港の門扉の操作委託料が94万円です。その下の19節の負担金補助及び交付金で、手石港と妻良港の整備事務の負担金が総合で、手石が315万円、妻良が653万3,000円ということです。

次のページです。142ページです。

５項都市計画費、都市計画総務事務で16万5,000円です。

２目公園費、公園管理事務で48万5,000円です。

３目公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金２億729万4,000円です。

次のページです。

６項の住宅費、１目住宅管理費で町営住宅管理事務160万円です。

２目急傾斜地崩壊防止事業で981万円。19節の負担金補助及び交付金で急傾斜地の崩壊防止事業の負担金が600万円。これが、公共分が加納の守山でございます。県単分としては380万円で差田、大瀬、川合野、加納守山ということです。４地区です。

次のページです。

８款１項消防費、１目常備消防費で、下田地区消防組合負担金が１億7,236万3,000円です。消防組合の負担金が１億6,397万3,000円、特別負担金が839万円です。非常備消防費で、非常備消防事務では2,524万3,000円です。消防団の関係費用でございます。

３目の消防施設費で、消防施設管理事務1,606万6,000円。ポンプ車４台、積載車18台、可搬ポンプが26台部分の管理費用関係でございます。

次のページです。

４目水防費、水防対策事務81万円、５目災害対策費の災害対策事務が522万円です。ここでは、11節需用費の消耗品で土のう用袋とか非常食関係の費用等々でございます。

それから、149ページ。

447の防災施設管理事務768万1,000円、防災行政無線関係の費用です。

151ページです。

９款教育費、１項教育総務費、教育委員会費で教育委員会事務で68万6,000円。報酬は、教育委員会委員報酬21万6,000円です。４人分でございます。

２目の事務局費、事務局事務は4,521万7,000円。人件費は５人分です。

次のページです。153ページです。

19節の負担金補助及び交付金、402の教育資金利子補給補助金16万円、１％の利子補給です。

３目教育推進費、英語教育事業300万5,000円。日本人の外国語教師関係費用です。

155ページです。

２項小学校費、１目学校管理費で１億289万円。小学校管理事務で8,175万7,000円です。人件費は12人分でございます。用務員が３名、調理員さんが９名分です。

次のページです。

475南中小学校管理事務793万5,000円。同じく南上小学校管理事務275万円、次のページが三浜小学校管理事務253万円、南伊豆東小学校管理事務791万8,000円。

２目教育振興費で3,042万1,000円です。小学校教育振興事務2,683万4,000円。７の賃金963万3,000円。臨時教諭賃金で４校分でございます。12節役務費659万9,000円、定期券の購入費659万3,000円、４校の116人分です。

次のページです。

484南中小学校教育振興事務108万7,000円、同じく南上小学校72万2,000円、同じく三浜小学校74万円、南伊豆東小学校103万8,000円。

３項中学校費、１目学校管理費です。2,501万3,000円。中学校管理事務は1,669万4,000円です。ここでは、人件費２名分でございます。

次のページです。

南伊豆東中学校管理事務390万6,000円、南伊豆中学校管理事務は441万3,000円。教育振興費で2,695万5,000円。

次のページ。

中学校教育振興事務2,387万2,000円です。

次のページです。

南伊豆東中学校教育振興事務146万4,000円。南伊豆中学校161万9,000円。

次のページです。

４項１目幼稚園費です。幼稚園事務で2,692万7,000円。人件費３人分です。臨時教諭賃金は２名分でございます。

次のページ、170ページです。

高校社会教育費、１目社会教育総務費です。1,905万6,000円。人件費は２名分です。

171ページの下です。

２目公民館費1,044万2,000円。公民館管理運営事務でございまして、人件費は１名分でございます。13節委託料で公民館夜警委託料84万円です。

３目文化財管理費が105万2,000円です。７の賃金で臨時運転手賃金１万6,000円、文化財めぐりのときの臨時賃金です。その下の町史編さん員賃金50万1,000円。町史の編さんを行うとして50日分の賃金を計上させていただきます。

次のページです。174ページ。

４目図書館費、図書館管理運営事務で1,817万5,000円。人件費は１名分、臨時事務員が２名分でございます。18節の備品購入費、図書の購入費は320万円でございます。

次のページです。

５目生涯学習推進費、生涯学習推進事業217万8,000円です。

次のページ。

保健体育費で保健体育総務費の保健体育総務事務469万3,000円です。

次のページです。

２目体育施設費で296万7,000円。武道館管理運営事務でございます。

続きまして、10款の災害復旧費で農林水産業施設災害復旧費、農地及び農業用施設災害復旧費が203万円。

２目の林地及び林業用施設災害復旧費が54万6,000円。

３目の漁港施設災害復旧費が142万7,000円でございます。

181ページです。

２項の公共土木施設災害復旧費、１目道路河川災害復旧1,054万9,000円。道路河川等災害復旧事業が904万9,000円。単独道路河川災害復旧費は150万円です。

次のページです。

11款１項公債費でございます。元金で４億6,820万4,000円です。これにつきましては町債元金の償還金でございまして、平成20年度以前の借入元金の返済でございます。161件分でございます。利子が8,610万8,000円です。町債利子の分が161件分ということです。

12款１項１目予備費でございまして、1,000万円を計上させていただきました。

続きまして、歳入でございます。

歳入、13ページをお開きください。

１款町税、１項町民税、１目個人町民税が２億9,335万7,000円。法人が2,810万円でございます。法人につきましては、226社分でございます。

次のページです。

固定資産税です。本年度分は４億7,736万5,000円です。825万5,000円ほど増でございます。

２目の特有資産等所在市町村交付金及び納付金140万2,000円。これは県と環境省分でございます。

続きまして、３項１目軽自動車税が2,200万1,000円です。現年課税分が2,180万円でございます。原付が968台、自動２輪236台、４輪乗用が１万3,000台かな、貨物が7,954台……ちょっとこれは予算決算委員会で聞いてください。すみません。

４項町たばこ税です。5,300万円。１本当たり３円29銭です。

５項特別土地保有税です。５万円、滞繰部分です。

次のページが、６項１目入湯税2,433万9,000円です。全部で16万2,330人分を計上してございます。

２款地方譲与税の１項地方揮発油譲与税でございます、1,200万円。これ地方道路譲与税の名称変更でございます。次に、自動車取得譲与税です、5,000万円です。これ自動車重量税の３分の１を市町に交付されるという形で、道路の延長とか面積分の案分でございます。地方道路譲与税が廃目整備に、地方揮発油譲与税に変わりました。

22ページです。

利子割交付金で300万円です。

次が配当割交付金が80万円です。

次のページが株式等譲渡所得割交付金が100万円です。

次が地方消費税交付金が9,100万円でございます。これは国町人口の割合と従業者割の２分の１ずつの割合で案分されます。

続きまして、ゴルフ場利用税の交付金が1,250万円。１人当たり950円、下田カントリーへ950円の単価ですけれども、その10分の７を町に交付されるということです。

続きの特別地方消費税交付金が1,000円、科目存置です。

次の自動車取得税交付金が2,700万円です。

次の地方特例交付金が1,840万円。これにつきましては、地方特例交付金の説明のところで児童手当及び子ども手当特例交付金640万円、資産減収補てんの特例交付金が1,200万円。上の部分は児童手当とか子ども手当の確認に伴う地方負担の増加に伴う対応するための部分でございます。下の部分は住宅取得控除等の部分の税額控除分の補てん分でございます。

そのほか、自動車取得税交付金の減収の一部を埋めるための交付金でございます。

次の30ページ。

特別交付金は廃目の整備でございます。

次の31ページ。

11款１項１目地方交付税18億4,000万円計上させていただきまして、普通交付税で16億8,000万円、特別交付税で１億6,000万円でございます。

次のページです。

交通安全対策特別交付金90万円でございます。これにつきましては、交通事故発生件数割合と改良済みの道路延長割合ということでございます。

13款分担金及び負担金でございまして、農林水産業分の負担金が40万円、土木費の分担金が499万4,000円、災害復旧費の分担金が６万円。

次のページです。

民生費の負担金が4,885万8,000円でございます。３節の児童福祉費の負担金3,325万1,000円、保育所の保育料が3,303万7,000円というふうになっています。

次のページです。

使用料及び手数料の分の総務使用料で11万2,000円、商工使用料が5,908万2,000円。これは銀の湯会館の使用料4,940万円。

３目の農林水産業費、使用料が367万9,000円。

４目の土木使用料が1,219万4,000円です。

次のページです。

教育使用料379万8,000円でございます。幼稚園の保育料が264万円。

14款使用料及び手数料で、総務手数料が564万円、衛生手数料が1,984万7,000円。

次のページの15款国庫支出金の国庫負担金でございます。民生費の国庫負担金が１億5,051万3,000円です。７節の子ども手当の交付金、これが9,562万円でございます。

２目の災害復旧費の国庫負担金が572万3,000円です。

２項の国庫補助金の民生費の国庫補助金が981万3,000円、衛生費の国庫補助金が320万9,000円、土木費の国庫補助金が20万8,000円、教育費が138万1,000円、農林水産業費が2,000万円でございます。このうち土木費の国庫補助金ですけれども、公営住宅の関連事業の推進ができたとき、補助金20万8,000円。我が家の専門家診断の分が５件分、木造住宅の補強計画の策定の分が２棟分でございます。

３項の委託金で総務費委託金９万2,000円、民生費の委託金が35万6,000円です。

16款県支出金、１項の県負担金で、民生費の県負担金が8,738万4,000円です。６節の子ども手当の交付金が1,413万5,000円でございます。

次のページです。

２項の県補助金で総務費の県補助金が2,241万9,000円、民生費が2,367万2,000円、衛生費が571万7,000円、農林水産業費が2,827万6,000円、土木費が101万2,000円、消防費が322万2,000円、災害復旧費が98万3,000円、庭園事業軽減交付金が800万円、商工費の県補助金が1,465万1,000円でございます。

次の３項の委託金で総務費の委託金が3,221万3,000円です。これは参議院議員選挙関係が610万円です。民生費が３万2,000円、土木費が286万1,000円、権限移譲事務交付金が237万2,000円です。前年ですと26事業でございます。

次のページです。

17款財産収入、１項財産運用収入、１目で財産貸付収入で204万1,000円。利子及び配当金が92万8,000円。

２項の財産売払収入、不動産売り払い収入で2,000円、科目存置です。物品売払2,000円、生産物が1,000円、すべて科目存置です。

18款１項寄附金で一般寄付金1,000円、民生費も1,000円、教育費も1,000円、科目存置です。ふるさと給付金が20万円分を計上させていただいています。

19款の繰入金で、１項特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金1,000円の科目存置です。三坂財産区特別会計繰入金が130万5,000円です。

２項の基金繰入金です。11万6,000円です。

20款１項１目繰越金１億7,000万円です。前年の繰越金です。

21款諸収入、１項延滞金加算金及び過料で、延滞金が60万円、過料が1,000円、科目存置です。

２項の町預金利子が15万円です。

次のページは、３項の貸付金元利収入で、ゼロ廃目整備でございます。４雑入で滞納処分費が1,000円、弁償金1,000円、小切手未払い資金繰り入れ1,000円です。

４目の雑入が4,407万7,000円でございます。

57ページです。

５目の過年度収入3,000円でございます。

58ページです。

22款１項町債です。土木債が4,200万円、災害復旧債が260万円、臨時財政対策債が１億5,000万円、合計で１億9,460万円でございます。

次に、８ページをお開きください。

第２表の債務負担行為でございます。事務機器賃借料から始まって自動体外式除細動器、ＡＥＤですね。４補助金短期経営小口資金、あるいは教育資金の利子補給の補助金、５つあります。それぞれ記載のとおりでございまして、詳しい調書は192ページにございます。また後ほどごらんください。

第３表が地方債です。道路改良事業、道路河川災害復旧、臨時財政対策債等々、１億9,460万円でございます。これにつきましては195ページに調書がございます。後ほどごらんください。

12ページをお願いいたします。

歳出合計が、本年度予算額39億5,300万円、前年度予算額が39億7,300万円、比較が2,000万円の減。本年度予算額の財源内訳、特定財源の国庫支出金が４億2,230万9,000円、地方債が4,260万円、その他が１億8,986万円、一般財源で32億9,623万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第20号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで２時40分まで休憩をいたします。

休憩　午後　２時３３分

再開　午後　２時４０分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第２１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第21号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出からお願いいたします。

223ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございます。主なものを中心に説明させていただきます。まず、13の委託料でございます。326万9,000円、200事業の国保連合会共同処理事務委託料97万円でございます。一番下、207のバッチ処理委託料、ＴＫＣでございますが、174万5,000円でございます。

次のページをお開きください。225ページをごらんいただきたいと思います。

１款３項１目運営協議会費でございます。国保運営協議会を年２回開催分の経費でございます。25万3,000円でございます。

226ページをお開きください。

２款保険給付費、１項療養諸費でございます。１目一般被保険者療養給付費７億8,200万円。

２目退職被保険者等療養給付費6,800万円。

３目一般被保険者療養費680万円。

４目退職被保険者等療養費120万円。

次の227ページでございます。

５目審査支払手数料208万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

２款２項高額療養費でございます。１目一般被保険者高額療養費１億1,000万円でございます。２目退職被保険者等高額療養費800万円でございます。３目一般被保険者高額介護合算療養費50万円でございます。21年度からの事業でございます。４目退職被保険者等高額介護合算療養費50万円でございます。いずれも19節の負担金補助及び交付金でございます。

次のページ。

３項でございます。移送費に入ります。１目一般被保険者移送費25万円、２目退職被保険者等移送費25万円、いずれも19節でございます。

次のページ。

４項出産育児諸費でございます。１目出産育児一時金630万円でございます。42万円で15人分を予定してございます。２目支払手数料が5,000円でございます。

次のページ、５項葬祭費でございます。１目葬祭費150万円でございまして、５万円で30人を予定しております。

３款後期高齢者支援金の１項後期高齢者支援金等でございます。１目後期高齢者支援金が１億5,380万9,000円、２目後期高齢者関係事務費拠出金２万3,000円でございます。いずれも19節でございます。

４款前期高齢者納付金等でございます。１項前期高齢者納付金、１目前期高齢者納付金48万1,000円、２目前期高齢者関係事務費拠出金２万4,000円、いずれも19節でございます。

５款の老人保健拠出金、１項老人保健拠出金でございます。１目の老人保健医療費拠出金が296万8,000円、２目の老人保健事務費拠出金が５万円でございます。20年度の確定に伴う精算等でございます。

６款介護納付金、１項介護納付金でございます。１目介護納付金が8,065万4,000円になります。

７款共同事業拠出金でございます。１目高額医療費共同事務医療費拠出金3,154万9,000円、３目その他共同事業拠出金2,000円、４目保険財政共同安定化事業拠出金が１億6,467万8,000円でございます。いずれも19節となります。

８款保健事業費、１項特定健康診査等事業費でございます。１目特定健康診査等事業費680万8,000円でございます。賃金等がありまして、主なものは委託料、13節でございますが575万6,000円、200の特定健康診査委託料、賀茂医師会でございます。あとは国保連合会の

処理委託料ですとか新システムの改修委託料とかというものがございます。

同じく２項１目保健衛生普及費でございます。520万9,000円でございます。これはレセプト点検をお２人お願いしてありますので、その臨時員さんの賃金ですとか、19節で成人病検診補助金、これは胃・大腸・乳がん、子宮がんに係る検診の補助金、自己負担分の補助金ということでございます。

次のページをお願いいたします。

９款基金積立金でございます。１目支払準備積立金が６万5,000円。

次のページの10款公債費が、科目存置でございます。

242ページ。

11款諸支出金、１項償還金及び還付加算金でございます。１目の一般被保険者保険税還付金が70万円、退職被保険者等保険税還付金が５万、以下償還金とか還付加算金等を計上させていただきました。

最後の245ページをお開きください。

12款予備費でございます。

１項予備費、１目予備費200万円、昨年と同様に200万円を計上させていただきました。

次ページに給与明細等がございますので、また後でごらんいただきたいと思います。

205ページにお戻りください。

歳入でございます。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税が３億1,118万円でございます。昨年に比べて1,739万4,000円ほど減でございます。

２目退職被保険者等国民健康保険税3,343万8,000円でございます。

次、207ページでございます。

２款使用料及び手数料でございます。１項手数料、１目督促手数料を15万円計上いたしました。

次のページでございます。208ページをお開きください。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金でございます。２億7,039万6,000円でございます。療養給付費等負担金が１億9,346万1,000円、後期高齢者支援金負担金4,867万4,000円等が大きなものでございます。

２目高額医療費共同事業負担金が788万7,000円。

３目特定健康診査等負担金が95万5,000円でございます。

２項国庫補助金でございます。１目財政調整交付金１億122万9,000円が大きなものでござ

います。

次のページ、210ページをお願いいたします。

４款療養給付費交付金でございます。１項療養給付費交付金、１目療養給付費交付金7,817万9,000円でございます。現年度分として7,817万8,000円、過年度分として1,000円の科目存置でございます。

５款前期高齢者交付金、１項前期高齢者交付金でございます。１目前期高齢者交付金２億9,587万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

６款県支出金、１項県負担金、１目高額医療費共同事業負担金788万7,000円。

２目の特定健康診査等負担金が95万5,000円でございます。

次のページ。

２項県補助金でございます。１目財政調整交付金でございますが、5,516万1,000円を計上させていただきました。

次が、215ページをお願いいたします。

８款共同事業交付金でございます。１項共同事業交付金。１目共同事業交付金が1,577万5,000円。これは高額医療共同事業交付金でございます。

２目保険財政共同安定化事業交付金が１億6,467万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

９款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金６万6,000円でございます。右の説明欄の１支払事務費利子６万4,000円ほかでございます。

10款繰入金でございます。１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金5,664万円でございます。大きなものとしましては、保険基盤安定繰入金3,700万円、職員給与等繰入金500万円、以下、記載のとおりでございます。

219ページをお願いいたします。

11款繰越金、１項繰越金でございます。２目その他繰越金として4,000万円、前年度繰越金になります。

次のページをお願いいたします。

12款諸収入、１項延滞金及び過料、１目一般被保険者延滞金10万円でございます。

以下、２目退職被保険者等延滞金５万円等を計上させていただきました。

最後、222ページをお開きくださいませ。

雑入でございます。これは１目１項雑入まで科目存置的に計上させていただいております。204ページへお戻りいただきたいと思います。

歳出合計であります。本年度予算額は14億4,152万7,000円、前年度予算額は14億5,131万4,000円、978万7,000円の減でございます。財源内訳としまして、特定財源国県支出金が４億4,538万6,000円、その他が５億5,463万9,000円。一般財源としまして４億4,150万2,000円という状態でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第21号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第22号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　引き続きまして、老人保健特別会計をお願いいたします。

町長が予算編成方針で申し上げましたとおり、20年３月の診療をもってこの制度は廃止されておりまして、21、22年で請求遅延分ですとか過誤納調整分の調整期間となっていること

を前提に計上させていただいたものでございます。

261ページをお開きください。

歳出でございます。

１款医療諸費、１項医療諸費、１目医療給付費200万円でございます。

２目医療支給費10万円でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

262、263と償還金、１目償還金、還付金等、次の２項繰出金の１目一般会計繰出金、それぞれ1,000円ずつ科目存置をさせていただきました。

253ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

１款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目医療費交付金2,000円、２目審査支払手数料交付金2,000円でございます。

次のページでございます。

２款国庫支出金、次のページの県支出金等につきましても同様に科目存置として計上させていただきました。

256ページでございます。

４款繰入金でございます。１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金59万2,000円でございます。

次の５款繰越金でございますが、１目繰越金として科目存置でございます。

次の258ページ。

６款諸収入、１項１目延滞金、２目加算金につきましても科目存置でございます。

次の２項預金利子、１目預金利子でございますが、同様に科目存置でございます。

260ページでございます。

諸収入、３項雑入でございます。１目、２目第三者納付金、返納金とも科目存置でございます。雑入で150万円計上させていただきました。これは保護調整できる診療報酬がもう既に存在しないために、医療機関からの返還金を雑入で受けまして、再請求分として医療給付費から支出するため計上したものでございます。

252ページにお戻りください。

歳出合計であります。本年度予算額は210万6,000円、前年度が251万6,000円、41万円の減でございます。財源内訳としまして、特定財源国県支出金が2,000円、その他が4,000円、一

般財源が210万円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第22号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第23号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、介護保険特別会計の内容説明をさせていただきます。

歳出からお願いいたします。

286ページからお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございます。介護保険総務事務でございます。大きなものとしましては、委託料の145万3,000円、バッチ処理委託料等が大きなものでございます。19節の負担金補助及び交付金が200事業で、賀茂郡介護認定審査会の負担金が155万1,000円ということになっております。

２項１目賦課徴収費23万7,000円でございます。役務費として通信運搬費、口座振替手数

料等がございます。

３項介護認定審査会費、２目認定調査費等でございます。これは認定調査等の事務で、主に調査をお願いしています２人の臨時事務員調査員の賃金等を計上させていただきました。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費でございます。１目居宅介護サービス給付費３億4,200万円でございます。

２目特例居宅介護サービス給付費で1,000円、科目存置でございます。

３目地域密着型介護サービス給付費1,560万円でございます。グループホーム等の給付でございます。

次のページでございます。

４目特例地域密着型介護サービス給付費、科目存置でございます。

５目施設介護サービス給付費３億8,400万円でございます。

７目居宅介護福祉用具購入費150万円でございます。

８目居宅介護住宅改修費450万円でございます。

９目居宅介護サービス計画給付費3,960万円でございます。

10目は科目存置でございまして、いずれも19節でございます。

次のページ、293ページをお願いいたします。

２項介護予防サービス等諸費でございます。１目介護予防サービス給付費1,440万円、要支援１、２の方を対象とするものでございます。

２目、３目につきましては、科目存置でございます。

次のページをお願いいたします。294ページ。

５目でございます。介護予防福祉用具購入費として12万円でございます。

６目介護予防住宅改修費として70万円。

７目の介護予防サービス計画給付費としまして214万9,000円。

８目につきましては、科目存置ということで、いずれも先ほどと同様19節に計上させていただきました。

次のページ、296ページでございます。

３項その他諸費ということで、１目審査支払手数料を81万9,000円計上させていただきました。

次のページ、297ページでございます。

４項高額介護サービス等費でございます。１目高額介護サービス費として1,320万円、２

目高額介護予防サービス費として12万円でございます。

次のページ、298ページ。

５項特定入所者介護サービス等費でございます。１目特定入所者介護サービス費として4,000万円でございます。

２目特例特定入所者介護サービス等につきましては、科目存置でございます。

３目特定入所者介護予防サービス費として10万円でございます。

４目につきましては、科目存置でございます。ここのどの項もいずれも19節でございます。

次のページ、300でございます。

３款１項１目財政安定化基金拠出金、これは科目存置でございます。

次の４款１項１目利子につきましても、科目存置であります。

次のページ、302ページをお願いいたします。

５款地域支援事業、１項介護予防事業、１目介護予防特定高齢者施策事業費として811万2,000円でございます。要支援、要介護になるおそれのある高齢者の方を対象とするものでございます。主なものは、委託料の781万4,000円でございます。特定高齢者転倒予防の健口教室事業委託料でございます。これ20回分163万円、206事業の生活機能評価委託料としまして558万3,000円を計上いたしました。

２目介護予防一般高齢者施策事業費として593万9,000円でございます。これも１目と同様に委託料が主なものでございます。委託料として508万6,000円、介護予防生活管理指導員派遣事業費としまして395万円、202脳の健康教室委託料、これはことし新たに導入する事業でございます。31万7,000円を計上したというところでございます。

次のページ、304ページをお願いします。

２項包括支援事業任意事業費でございます。１目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。計上額は604万円でございます。主なものは、給料１人分として277万2,000円でございます。あとは委託料が41万6,000円、職員の給料に伴う共済費等がございます。

305ページでございます。

３目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で744万7,000円を計上いたしました。これも包括支援センターの職員の給料等が主なものになります。

次のページをお願いいたします。

委託料としまして６万3,000円、住宅改修事業の委託料等がございます。

６款基金積立金でございます。１項基金積立金、１目基金積立金として2,000円でござい

ます。

７款１項１目につきましては、科目存置でございます。

２項につきましても、１目、２目ともに科目存置でございます。

３目の第１号被保険者保険料還付金につきましては、30万円の計上をさせていただきました。

310ページでございます。

８款予備費、１項予備費、１目予備費でございます。昨年同様100万円の計上をさせていただきました。

271ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料１億2,777万4,000円でございます。現年保険料としまして１億2,747万4,000円、特別徴収と普通徴収がございます。２節の滞納繰越分として30万円を計上させていただきました。

次のページでございます。大きなものは273ページ、４款でございます。

４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金１億5,056万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

２項国庫補助金でございます。１目調整交付金6,846万円でございます。

２目が地域支援事業交付金として介護予防事業の関係でございますが、333万8,000円の計上。

３目地域支援事業交付金としまして、包括支援事業等に係るものでございますが、500万円を計上させていただきました。

５款１項の支払基金交付金でございます。１目介護給付費交付金としまして２億5,764万5,000円、現年度分でございます。

２目地域支援事業支援交付金400万5,000円でございます。

次のページでございます。

６款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金１億2,855万3,000円でございます。

２項県補助金、１目地域支援事業交付金、介護予防事業として166万9,000円、２目地域支援事業交付金、包括支援事業等で250万円ということで、ここら辺は税率の国の補助金等と連動しているものでございます。

飛んでいただきまして、280ページをお願いいたします。

９款繰入金でございます。１項一般会計繰入金でございます。１目介護給付費繰入金１億735万2,000円でございます。

２目地域支援事業繰入金、介護予防事業として166万9,000円、３目地域支援事業繰入金、包括支援事業等で250万円、４目その他一般会計繰入金で1,171万3,000円でございます。大きなものは、事務費等繰入金で1,057万1,000円が主なものでございます。

次の２項でございます。基金繰入金でございます。１目介護給付費準備基金繰入金2,200万円、２目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で191万2,000円ということになっております。

次のページ、282ページ。

10款繰越金でございます。１項１目繰越金、昨年同様100万円でございます。

11款諸収入、１項の延滞金、加算金及び過料につきましては、科目存置でございます。

次のページ、285ページをお願いいたします。

諸収入のうちの３項雑入でございます。１目から４目までは科目存置でございます。

５目の雑入66万円でございますが、右の説明にありますように利用者負担金ということで計上させていただきました。

270ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出合計であります。８億9,835万4,000円、前年度予算額が８億9,858万6,000円、23万2,000円の減でございます。財源内訳としまして、特定財源で国県支出金が３億6,008万3,000円、その他が２億8,736万5,000円、一般財源としまして２億5,090万6,000円でございます。

以上をもちまして内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第23号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第24号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　続きまして、後期高齢者医療特別会計につきまして、よろしくお願いしたいと思います。

歳出から説明させていただきます。

330ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございます。職員手当以下記載のとおりでございますが、大きなものは13の委託料、後期高齢者システムの保守点検委託料が63万円、使用料、賃借料としましてパソコンの賃借料が72万4,000円というものが大きなものでございます。

２項徴収費でございます。１目徴収費123万円でございます。大きなものとしましては、13委託料のバッチ処理委託料が103万3,000円ということで、主要なものでございます。

次のページをお願いいたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金の１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。１億1,311万2,000円でございます。内容としましては、保険料負担金が１億604万6,000円、事務費負担金が706万6,000円ということになっております。

３款諸支出金でございます。１項１目保険料還付金としまして50万円、２目の還付加算金は1,000円、科目存置でございます。

334ページをお願いいたします。

３款諸支出金、２項繰出金でございます。１目一般会計繰出金は1,000円、科目存置でございます。

次ページ。

335に給料の明細がございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

321ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

１款１項後期高齢者医療保険料でございます。１目後期高齢者医療保険料7,797万8,000円でございます。現年分として7,782万8,000円、滞納繰越金として15万円ほど計上させていただきました。

次のページ、322ページをお願いしたいと思います。

２款１項手数料、１目督促手数料を２万円計上いたしました。

324ページをお願いいたします。

繰入金でございます。４款繰入金、１項一般会計繰入金、１目事務費繰入金が989万8,000円の繰入金でございます。２目保険基盤安定繰入金として2,806万7,000円でございます。

５款１項１目繰越金は、科目存置でございます。

327ページをお願いいたします。

６款諸収入でございます。２項償還金及び還付加算金でございます。１目保険料還付金で50万円。

２目は、科目存置でございます。

328ページ。

６款３項、４項ともに1,000円でございますが、科目存置でございます。

320ページをお願いいたします。

歳出合計でございます。本年度予算額が１億1,647万円、前年度予算額が１億3,603万8,000円、比較で1,956万8,000円の減でございます。財源内訳としまして、一般財源が１億1,647万円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第24号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第25号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第25号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

初めに、346ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

１款総務費、２項総務管理費、１目一般管理費でございます。一般管理事務で92万7,000円でございます。最終予算は報酬、会長報酬、委員報酬21万9,000円、旅費でそれに関する費用弁償12万6,000円、その他需用費が消耗品費で10万3,000円、積立金で財政調整基金の積立金が40万円ということでございます。

続きまして、歳入でございます。

343ページをお開きください。

１款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入で48万1,000円でございます。土地貸付料でございます。

２目の利子及び配当金は、１万8,000円です。財政調整基金の利子でございます。

次のページです。

２款１項１目繰越金で42万7,000円でございます。前年度の繰越金でございます。

３款諸収入、１項１目預金利子で1,000円でございます。

次に、342ページにお戻りください。

歳出合計で、本年度予算額が92万7,000円、前年度予算額が109万7,000円、比較で17万円の減でございます。本年度予算額の財源内訳、一般財源で92万7,000円でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第26号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第26号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

初めに、358ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

１款総務費、１項総務管理費です。１目一般管理費で一般管理事務が45万5,000円です。報酬で２万3,000円、旅費で１万2,000円、積立金で33万3,000円。積立金は、財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、355ページにお戻りください。

歳入でございます。

１款１項１目繰越金11万5,000円、前年度の繰越金です。

次のページです。

２款諸収入、１項１目預金利子で1,000円でございます。

３款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入で33万9,000円です。風力発電用地貸付料が33万9,000円でございます。

続きまして、354ページをお開きください。

歳出合計で、本年度予算額45万5,000円、前年度予算額47万2,000円、比較で１万7,000円の減でございます。本年度予算額の財源内訳は、一般財源で45万5,000円でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第27号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第27号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

初めに、371ページをお開きください。

歳出です。

１款総務費、１項総務管理費、一般管理費でございます。一般管理事務で901万9,000円です。報酬が８万4,000円、そのほか25節の積立金が753万6,000円、財政調整基金の積立金です。28節の繰出金、一般会計繰出金で130万5,000円でございます。

次に、歳入でございます。

367ページです。

１款財産収入、１項財産運用収入、１目で財産貸付収入で884万5,000円、土地貸付料でございます。

２目で利子及び配当金が７万2,000円です。財政調整基金の利子でございます。

次のページです。

２款繰入金、１項１目基金繰入金で1,000円でございます。

３款１項１目繰越金で10万円です。前年度の繰越金でございます。

４款諸収入、１項１目預金利子1,000円でございます。

続きまして、366ページをお開きください。

歳出合計で、本年度予算額901万9,000円、前年度予算額が905万6,000円、比較で３万7,000円の減でございます。本年度予算額の財源内訳、特定財源でその他で７万2,000円、一般財源で894万7,000円でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第27号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第28号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第28号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

381ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

１款繰出金、１項基金繰出金、１目土地開発基金の繰出金でございます。5,000円でございます。土地開発基金の繰出金でございます。

歳入でございます。

１ページ戻ってください。

歳入で、１款財産収入、１項財産運用収入、利子及び配当金で4,000円でございます。土地開発基金の利子でございます。

次のページです。

２款１項１目繰越金でございます。1,000円でございます。現年度の繰越金でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第２９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第29号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第29号の内容についてご説明させていただきます。

401ページをお開きください。

１款の下水道費、１項１目公共下水道建設費、公共下水道建設事業、本年度予算額は１億7,500万7,000円、前年度に対しまして1,310万2,000円の減でございます。主な内容につきましては、職員２名分の人件費でございます。その他大きなものは、13節委託料に2,200万円で、青野川右岸加納境から加畑橋までの２キロメートルの管渠実施設計と、それに伴う配管処分のためのものであります。14節使用料及び賃借料の255万円は、複写機、自動車、パソコンなどでございます。

次のページをお開きください。

15節の工事請負費１億2,300万円ですが、下賀茂処理区管渠工事で口径150ミリ管を1,120メートル予定し、予算計上させていただきました。22節補償費及び賠償金1,160万円につきましては、上水道等の移転補償費でございます。

次のページをごらんください。

２款業務費、１項１目下水道総務事務でございます。本年度予算額926万3,000円、前年度に対しまして５万8,000円の減でございます。職員１名分の人件費、ほかに役務費、通信費、負担金、補助及び交付金で、主なものは下水道協会などの負担金でございます。

次のページを開けてください。

１項１目下水道使用料、賦課徴収事務168万9,000円、前年度に対しまして３万6,000円の減で、主なものは、27節公課費として150万円、消費税でございます。

次に、下水道受益者負担金賦課徴収事務でございます。本年度予算額28万3,000円、前年度に対しまして6,000円の増でございます。

次のページをごらんください。

２款業務費、２項１目下水道管渠維持管理事業、本年度予算額が280万2,000円、前年度に対しまして13万1,000円の増です。主なものは、11節需用費、マンホールポンプ11基の電気料118万8,000円、13節委託料129万円で、管路の内面調査・清掃でございます。

２項２目下水道施設管理事業です。本年度予算額2,324万5,000円、前年度に対しまして257万7,000円の減です。主なものは、11節需用費875万4,000円、内訳は電気等の光熱水費で550万9,000円。次に、13節委託料1,126万円で、主にクリーンセンター等維持管理に1,060万5,000円でございます。

次のページですが、15節工事請負費はクリーンセンター施設改修で、チャッキ弁改修事業で275万円です。

次のページです。

３款公債費、１項１目元金、本年度予算額１億4,480万2,000円、前年度に対しまして2,063万5,000円の減で、この主な内訳は、９年度から着手しましたクリーンセンター建設費の町債の据置期間が終わりまして、14年度から償還が始まって18年がピークでした。ピークが過ぎ、償還金が減額になるためでございます。

１項２目利子、本年度予算額3,165万2,000円、前年度に対しまして210万8,000円の減でございますが、町債の利子でございます。

次のページをお開きください。

４款予備費、１項１目予備費10万円でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

391ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、本年度予算額1,015万2,000円、前年度に対しまして108万5,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

２款使用料及び手数料、１項１目使用料、本年度予算額4,753万1,000円、前年度に対しまして407万円の減でございます。

次のページをごらんください。

２款使用料及び手数料、科目存置でございます。

次のページをお開きください。

３款保険支出金、１項１目下水道費国庫補助金、本年度予算額7,000万円、これは補助対象事業費１億4,000万円の２分の１でございます。

次のページをごらんください。

４款支出金、１項１目下水道費県補助金でございます。科目存置でございます。

次のページをお開きください。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金、一般会計繰入金は本年度２億729万4,000円で、前年度に対しまして2,686万7,000円の減でございます。

次のページをごらんください。

６款繰越金、１項１目繰越金、繰越金につきましては、科目存置でございます。

次のページをお開きください。

７款諸収入、１項１目預金利子、預金利子につきましても科目存置でございます。

次のページをごらんください。

７款諸収入、２項１目雑入、本年度予算額６万2,000円、前年度に対しまして４万7,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

８款町債、１項１目下水道債、本年度予算額5,380万円、前年度に対しまして980万円の増で、下水道債につきましては下水道債と過疎債で5,380万円を計上させていただき、これは事業費に充当するものでございます。

最後に、390ページをお開きください。

本年度予算額は３億8,884万3,000円で、前年度予算額に対し1,217万5,000円の減となりました。この財源の内訳は、国県支出金7,000万1,000円、地方債5,380万円、その他受益者負担金9,880万1,000円、一般財源が１億6,624万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第３０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第30号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第30号の内容についてご説明させていただきます。

426ページをお開きください。

１款総務費、１項１目総務管理事務、本年度予算額553万円、前年度に対しまして６万円の減でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料498万円は子浦集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

２款公債費、１項１目元金は、本年度予算額471万円、前年度に対しまして17万9,000円の増で、町債元金償還金でございます。

１項２目利子、本年度予算額347万1,000円、前年度に対しまして17万9,000円の減でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

421ページをお開きください。

１款分担金及び負担金です。１項１目漁業集落排水事業費分担金は、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。受益者分担金でございます。

次のページをごらんください。

２款使用料及び手数料、１項１目漁業集落排水施設使用料は、本年度予算額498万円、前年度に対しまして６万円の減でございます。子浦集落排水施設使用料でございます。

次のページをごらんください。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、本年度予算額843万1,000円、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

４款繰越金につきましては、科目存置でございます。

次のページをごらんください。

５款諸収入、１項１目雑入は、４万9,000円で前年度と同額でございます。これは処理施設の火災保険料の使用者負担分でございます。

420ページをお開きください。

歳出合計です。本年度予算額1,371万1,000円で、前年度に対しまして６万円の減となりました。財源内訳としましては、その他受益者使用料収入が527万9,000円、一般財源が843万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第３１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第31号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第31号の内容についてご説明させていただきます。

440ページをお開きください。

１款総務費、１項１目総務管理事務、本年度予算額577万7,000円、前年度に対しまして７万円の増でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は、施設修繕料でございます。13節委託料523万円は、中木集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

２款公債費、１項１目元金、本年度予算額1,284万4,000円、前年度に対しまして141万6,000円の減でございます。内容としては、平成20年度が償還のピークで、21年度より減額となるものでございます。

１項２目利子、本年度予算額130万7,000円、前年度に対しまして20万8,000円の減でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

435ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項１目漁業集落排水事業費分担金は、本年度予算額25万円、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

２款使用料及び手数料、１項１目漁業集落排水施設使用料は、本年度予算額523万円で、

前年度に対しまして７万円の増でございます。

次のページをごらんください。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金は本年度予算額1,440万1,000円、前年度に対しまして162万4,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

４款繰越金、繰越金は科目存置でございます。

次のページをごらんください。

５款諸収入、１項１目雑入は本年度予算額４万6,000円で、前年度と同額でございます。これは処理場施設火災保険料の利用者負担金でございます。

次に、434ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額は1,992万8,000円で、前年度に対しまして155万4,000円の減となりました。財源内訳としましては、その他受益者使用料等収入が552万6,000円、一般財源が1,440万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第３２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第32号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第32号の内容についてご説明させていただきます。

454ページをお開きください。

１款総務費、１項１目総務管理事務、本年度予算額は468万6,000円で、前年度に対しまして26万円の減でございます。主な内容につきましては、11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料411万円は妻良集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

２款公債費、１項１目元金は、本年度予算額397万8,000円、前年度に対しまして185万3,000円の増で、23節償還金利子及び割引料397万8,000円でございます。

１項２目利子は、本年度予算額323万7,000円で、前年度に対しまして９万3,000円の減で、23節償還金利子及び割引料323万7,000円でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

449ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項１目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

２款使用料及び手数料、１項１目漁業集落排水施設使用料は、本年度予算額411万円で、前年度に対しまして27万円の減で、排水施設使用料でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、本年度予算額746万1,000円で、前年度に対しまして176万1,000円の増で、一般会計繰入金でございます。

次のページをお開きください。

４款繰入金は、科目存置でございます。

次のページをごらんください。

５款諸収入、１項１目雑入は、本年度予算額７万9,000円で、前年度に対しまして9,000円の増で、火災保険料の使用者負担分でございます。

次に、448ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額1,190万1,000円で、前年度予算額に対しまして150万円の増となりました。財源内訳としましては、その他受益者使用料等収入が443万9,000円、一般財源が746万2,000円でございます。

ここで、内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第３３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第33号　平成22年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第33号の内容についてご説明させていただきます。

27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款水道事業収益、当年度予算額は２億3,654万円で、前年度と比較しまして316万8,000円の減であります。収益の大部分であります１項営業収益、１目給水収益につきましては、２億3,083万3,000円で、306万7,000円の減としております。これは、１節上水道料金１億

8,152万1,000円、２節簡易水道等料金4,931万2,000円であります。

２目受託工事収益は540万円で、前年度と同額でございます。主なものは、１節新設給水工事収益500万円であります。

３目その他営業収益が11万2,000円で、主なものは、材料売却収益であります。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金は５万2,000円で、前年度と比較して10万1,000円の減で、預金利子です。

２目雑収益は14万3,000円で、前年度と同額で、主に３節その他雑収益であります。

次に、28ページをお開きください。

１款水道事業費用、本年度予算額は２億8,535万8,000円で、前年度と比較して288万4,000円の増としております。内訳としまして、１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費は5,028万4,000円で、409万8,000円の減であります。これは、上水道施設の維持管理費でございます。主なものは、11節委託料714万8,000円、13節修繕費1,318万6,000円、14節動力費2,100万円、15節薬品費404万6,000円であります。

２目受託工事費は540万円で、前年度と同額でございます。25節新設給水工事負担金です。

次のページです。

３目総係費は4,835万4,000円で、前年度に比較しまして731万1,000円の増としております。これは水道事業の経費に要する事務的経費で、内容は職員５名分の給与のほかに、主なものは11節委託料368万6,000円、　　等です。12節賃借料131万5,000円であります。会計システムリース123万6,000円です。

次に、30ページをお開きください。

４目簡易水道等費は3,588万6,000円、前年度と比較しまして369万2,000円の減としております。簡易水道の維持管理費や事務的経費としてであります。主な内容は、職員２名分の給与のほかに、11節委託料653万円、これは水質検査委託で478万7,000円です。13節修繕費484万8,000円、14節動力費550万円であります。

次のページです。

５目減価償却費は１億902万円で、151万4,000円の増となっております。これは設備投資に起因をするものでございます。

６目資産減耗費は205万5,000円で、前年度と同額であります。

７目その他営業費用は８万円で、前年度と同額であります。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費は2,669万8,000円で、84万円の減とし

ております。

３目消費税は442万1,000円で、87万9,000円の増であります。

３項予備費と４項特別損失は、前年度と同額であります。

次のページをごらんください。

次ですが、資本的収入及び支出予算のうち、収入についてご説明いたします。

１款資本的収入、本年度予算額は6,400万円で、前年度と比較して180万円の増としております。

２項国県補助金、１目国県補助金につきましては1,720万円で、簡易水道等施設整備事業でございます。

３項企業債、１目企業債は2,300万円で、簡易水道等施設整備事業起業債でございます。

４項給水負担金、１目給水負担金は300万円で、前年度と同額です。

５項建設改良工事負担金、１目建設改良工事負担金は2,080万円で、前年度と比較して160万円の増で、１節建設改良工事負担金でございます。

次に、支出であります。

１項資本的支出、当年度予算予定額は１億5,564万円で、前年度と比較して1,194万2,000円の減となっております。

１項建設改良費、１目水道施設改良費は１億716万6,000円で、前年度と比較して1,176万5,000円の減となっております。内容は、職員１名の給与費のほかに、金額の大きいものは50節工事請負費9,690万円であります。このうち、簡易水道等施設整備工事南上に関するものでございます。4,970万円であります。

３目営業設備費は25万5,000円であります。これは、52節固定資産購入費、軽自動車バンの購入をするものです。

２項企業債償還金、１目企業債償還金は4,771万9,000円で、前年度と比較して43万2,000円の減となっております。内訳は、財政融資資金元金2,665万8,000円、金融機構資金元金2,106万1,000円であります。

３項予備費、１目予備費は50万円で、前年度と同額であります。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額9,164万円につきましては、２ページ、第４項、括弧書きにありますように、損益勘定留保資金、その他で補てんするものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第33号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議のため、３月23日まで休会とします。

本日は、これをもって散会します。

散会　午後　４時０１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　田　　修

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２２年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２２年３月２４日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第１１号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについて
日程第　３　議第２０号　平成２２年度南伊豆町一般会計予算
日程第　４　議第２１号　平成２２年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第　５　議第２２号　平成２２年度南伊豆町老人保健特別会計予算
日程第　６　議第２３号　平成２２年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第　７　議第２４号　平成２２年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　８　議第２５号　平成２２年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第　９　議第２６号　平成２２年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
日程第１０　議第２７号　平成２２年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第１１　議第２８号　平成２２年度南伊豆町土地取得特別会計予算
日程第１２　議第２９号　平成２２年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第１３　議第３０号　平成２２年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１４　議第３１号　平成２２年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１５　議第３２号　平成２２年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１６　議第３３号　平成２２年度南伊豆町水道事業会計予算
日程第１７　南伊豆町シルバー人材センターの陳情書並びに要望書
日程第１８　南上保育所統合に関する陳情書
日程第１９　発議第１号　南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第２０　発議第２号　永住外国人に対する地方参政権付与に対する意見書
日程第２１　発議第３号　改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
日程第２２　各委員会への閉会中の継続調査申出書
日程第２３　第１常任委員会の閉会中の特定事件の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	総　務　課　長	鈴　木　博　志　君
企画調整課長	藤　原　富　雄　君	建　設　課　長	小　坂　孝　味　君
産業観光課長	山　田　昌　平　君	町　民　課　長	奥　村　　豊　君
健康福祉課長	松　本　恒　明　君	教委事務局長	大　野　　寛　君
上下水道課長	山　本　信　三　君	会　計　管　理　者	大　年　清　一　君
総　務　係　長	大　野　孝　行　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗　田　忠　蔵	主　　幹	大　年　美　文

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例会本会議第３日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎議第１１号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　これより議案審議に入ります。

議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員長。

〔第１常任委員長　竹河十九巳君登壇〕

○第１常任委員長（竹河十九巳君）　第１常任委員会報告を行います。

本委員会に付託された議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについては、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

開催月日及び会場、平成22年３月11日、南伊豆町役場３階委員会室。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午前10時43分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下、記載のとおりであります。

事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについて。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見、要望事項等。

議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについて。

特に、意見、要望事項はなかった。

ただし、基本計画（各論）について、下記のとおり質疑と答弁があった。

問　地域医療の体制の充実について、において診療所確保に努めるとなっているが、医療機関の確保と変更してはどうか。

答　診療所確保を医療機関確保に変更する。

問　今までにない手づくりの総合計画になっておりよいが、これから町民に浸透させる必要があるが。

答　ワークショップ等で町民の方々に参加していただき、苦心していただいた。

問　患者輸送の充実について、において、患者輸送バスと限定されているが。

答　当該箇所については、検討する。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　今の議案に対して賛成の討論を行います。

総合計画を初めとした計画に当たっては、それを決めていくプロセスが一番重要であります。本第５次南伊豆町総合計画に関しては、この計画を策定する期間の……討論でいいんですか。

○議長（漆田　修君）　討論でいいんです。

○１１番（横嶋隆二君）　期間が短いこともあり、計画策定部署として担当部署、町長に対して手づくりの計画をつくる上での時間確保、あるいは予算のできる限り、手づくりで進める、そういうことを提案してまいりました。時間的には短い中でも、ワークショップの形式をとって、できる限り多くの意見を吸い上げるように努めていたこと。

また、概要を見ますと、そうしたプロセスを反映して、今までの取り組みの域を出て、発展方向として、この町は高齢化が進行している中で、予防医療の充実、また特に、産業振興の業界に対しては、自立でこのまちづくりを進める上で、これまでのこの間の実績をしっかりと踏まえて、さらに充実する方向性、これについては計画策定を割り振って以外の議会の意見も聞いて、企画にこれを補充していただいて、今後の方向性、これを、いわゆる一次産業の振興を庁内関連の教育機関とも連携をして、それを進めていく、こういうことをとらえられて、今後10年間、またはその先に持続的に町が残っていく、そういうプロセスを踏まえたところという、それが当初に決められたというふうに考えています。

そうした点で、そのような中身を評価すると同時に、冒頭に言いましたように、計画はそのものができたことが終わりではなくて、これが出発点であって、町民の皆さんの中にこの計画を一緒に進行しながら、町を１つずつ、また積み重ねて、この半島の先端の町で安心して暮らす礎を築いていくその取り組みを進めていくよう。

また、私もその一部になって、賛成討論とさせていただきます。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はございませんか。

渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　私も賛成の討論をさせていただきたいと思います。

本当にすばらしい第５次の南伊豆町総合計画基本構想ができたわけでございますけれども、この構想を私は１市３町の合併が破綻になりひとり歩きをするという、南伊豆町が決めた以上、この計画に基づいて、私はできないんじゃなくて、一つ一つを急がずに、焦らずに一歩一歩歩く。そして、やり残しのない、私はスタートをしていただきたい。それは、赤ちゃんでさえ一歩歩かないと２歩目が歩けない。だから、そのことについて一歩、歩くんだと。そうしないと、この構想が私は宝の持ち腐れになる。

ですから、このことを一つ一つ我々ももちろん一生懸命努力はしますけれども、私は行政、そして、町民も一体になって三位一体になって、一歩一歩、歩いていく。そういうことを要望して、私は賛成の意見とさせていただきます。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決します。

議第11号　第５次南伊豆町総合計画基本構想を定めることについては、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２０号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（漆田　修君）　議第20号　南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会に付託された議第20号　平成22年度南伊豆町一般会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成22年３月15日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会、午前９時30分、閉会、午後１時36分。

委員会の出席状況、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

第２日目、開催月日及び会場、平成22年３月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会、午前９時30分、閉会、午後２時８分。

委員会の出席状況、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第20号　平成22年度南伊豆町一般会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

第１款議会費、第２款総務費及び関連歳入について。

問、答という形で朗読させていただきます。

問　負担金補助及び交付金で、各種補助金39万7,000円があるが、どのようなものがあって、件数は。

答　39万7,000円は調整額として計上している。

問　みなみ太鼓への補助金が５万円あるが、指導員、子供たちが一生懸命練習している。５万円だと燃料費ぐらいにしかならない、増額は考えられないか。

答　この補助金対象団体は、中学生くらいまでの対象である。黒潮和太鼓等の町のイベントにも関係している。

問　庁用車が相当経過している修繕費や燃料費がかかる。購入したハイブリッド車等で代用したらどうか。黒塗りの乗用車でなくてもよいのではないか。庁舎建設検討委員会の任期を延長との説明があったが、委員報酬が計上されていない。

庁舎建設検討委員会で議会が視察した木造の浜松市春野地域自治センターの視察を行うべきである。

答　庁用車は18年が経過している。安全性の面はあるが、まだ大丈夫だと思っている。

庁舎建設検討委員会を実施設計が終了するまで活動をお願いした。時間的に間に合わなかったので補正で対応したい。庁舎建設での木造庁舎建設の検討については、まだ設計者が決定していない。設計者を決めて協議をしたい。庁舎建設検討委員会の視察の件は検討する。

問　南伊豆町のシンボルを建設するのでコンクリートづくり、鉄骨づくり、木造か、それなりの建て方をすればできるが、木造の温かさは別である。多少経費がかかっても建設が延びてもよいので、設計者が決まったら委員会と視察を行うべきである。じっくりと腰を据えて認識を深めて欲しい。設計者が決まったら、議会に話をしてほしい。

町の経済は不景気で疲弊していることは承知していると思うが、考えている以上にどん底である。商店への物品購入については町内調達が徹底されていると確信している。建築等の業者への対応について入札制度で行っているが、ひとり親方、あるいは、建築業の資格を持たない者への配慮、役場から発注する配慮、種々の配慮をすべきである。

ひとり親方等に見積もり依頼をして見積もりが一定金額を超える場合、その仕事が受注で

きていない。それらに対する配慮も必要ではないか。

答　建設業関係の発注については、貴重な税金をもとに発注している。公共事業の発注については、一定のルールに基づき発注をしなければならない。小さな修繕的なものは小規模修繕登録業者の登録をしていただき、見積もり徴収の上、契約をしているひとり親方的な業者でも登録をしていただく。そのような努力をしてほしい。

所管課が見積もりを徴取して、一定金額以上になって、高額なため入札に回るというケースがあるので、そのようなことがないように通知する。

額に基づいてやっているが、委員の言うことも理解できるので、それぞれの担当部局になるべくかなえられるよう研究したい。

問　施政方針演説でも現状分析があったが、今後の財政見通しに関しては、政権が交代して積極的策や位置づけが変わっても安易な道ではない。足元を固めながら将来を見据えていかなければならない。一方では、住民の生活が大変な中、公共事業を位置づけ、コストパフォーマンスを位置づけていくことになる。庁舎建設に関しては最小限の費用で最大の効果が出る施設、その点が大切である。エネルギー関連をどう位置づけるか。ランニングコストと初期投資の問題等々、総合的な観点から見て、幾ら需要を喚起するからといって膨大になっては税の無駄づかいになる。無駄のない業務に支障のない程度を心がけながら耐用年数、地元雇用を考え、箱物にかけるものをソフト事業で生産性を上げる。削減したものをいかに町民の生活にバックアップすることができるか問われるが、その考えを。

答　基本的には削減するところは削減して行政を運営しなければならない。庁舎建設に関しては平成22年度当初予算には計上していない。基本計画を検討委員会にまとめてもらい、でき上がっている実施設計者が決定後には庁内検討を行い、町民のための庁舎にしたい。

問　ＡＥＤの予算が45万円の補助金として計上されているが、南伊豆町は場所が広く、幾つあっても十分ではないのか。何基、どこへ配置するか。既に、町内50基以上が配置されていると思うが、配置場所を地図などに表示すればよいのではないか。

答　町内５地区（天神原、大瀬、中木、伊浜、落居）である。救急車の到達に10分以上かかる地区に配置するリース料の２分の１の補助である。ほかの該当地区も要望してほしい。ＡＥＤの配置は、町内すべての公共施設に配置、導入してある。地図への設置場所の表示を観光情報等とあわせて検討したい。

問　区長報酬が35万円計上してある。34名となっているが、一人当たり約10万円である。20人以下の少数区が多い地域がある。区の再編・統合を考えてもよいのではないか。

答　区の再編・統合は、二、三年前から区長連絡協議会の中で協議していただいている。小規模集落では高齢化が進み、同じ人物が何回も区長をやっている。行政側が主体的に動くことは難しく、３月に区長会があるので話してみたい。また、班の編成にも問題があると認識している。

問　歳入について、町民税で個人、法人とあるが、前年度比６％の減となっている。どのような予測なのか。不景気ではなく毎年毎年下がっているのでは。固定資産税で825万5,000円増加分があるが、どのようなものなのか。

答　町民税について景気等を考えて前年比で計上している。法人については226社あり、町内が177社、町外が49社である。ほとんどが均等割で1,900万円、所得割900万円を見込んでいる。固定資産税は、土地は１億6,326万3,000円、家屋は２億5,700万円、償却資産で7,400万円を見込んでいる。土地については、評価替えがあったため、家屋は新築の影響がある。

問　固定資産税の増加は大きな新築があったのか。

答　大きなところだとコメリがある。コメリが主に償却資産である。

問　風力発電の関係で、風車は償却資産となるのか。

答　風力発電については、ことしの分には入っていない。

問　風車は来年度の課税となるであろうが、償却資産の対象はどのくらいで、その予測価は。

答　固定資産税は、土地、家屋、償却資産であるので、風力発電の風車は償却資産になる。税額で予想すると、初年度6,000万円を見込んでいる。

問　風力の償却資産は6,000万円ということだが、増収分で交付税に影響があるのか。

答　基準財政収入額が増加するので、当然、交付税は減額となる。

問　基準財政収入額がふえて交付税が減る。基本的には余り大きな差はないのか。総体的にプラスということか。自前のお金が入るということをどのように考えるのか。

答　基準財政収入額マイナス基準財政需要額であるので、南伊豆町は基準財政需要額が上回っている。収入より需要が多いとその差額を補てんするのが交付税である。税金は町税として、課税額は計算の対象となる。徴収額ではなく課税が基準財政収入額になる。徴収率が悪いと町としてマイナスになる。町税がふえるから交付税が減ると単純ではないが、若干、交付税が減ることもある。

問　長年の経験で若干とはどの程度か、予測値をどう算出しているのか。

答　難しい問題なので研究させてほしい。

問　区の統廃合の問題が出たが、かなり前から統廃合の問題が出ていた。特に、南上地区から出ているわけだが、区と区が話し合って統合ができないので、町に仲立ちをお願いしたい意見が多かった。その後の進捗状況は。

答　区の再編に関しては、委員が区長さんのころからです。町としては、この再編を強制することはできないので、区長連絡協議会で話題となったが、それ以降下火になって話が持ち上がらない。個々には再編希望が多い。３月に区長会の開催予定があり、投げかけたい。場合によっては検討会的なもの、協議会的なものができればと、町も仲立ちをしなければならないと思っている。

問　庁舎敷地賃借料1,764平米で276万2,000円、これは庁舎建設検討委員会の答申では現在地だが、新庁舎建てかえのときは賃貸で行くのか、買収するのか、検討しているのか。住民基本台帳の報償費の講師謝礼14万円はどのような内容か。

答　賃借料276万2,000円、1,764平米は所有者が３人です。庁舎敷地なので長期に考えると買収の考えもあるが、買収の提案をしたが当面は従来どおりで。

講師謝礼ですが、平成22年度は人権啓発活動委託事業の賀茂地区での南伊豆町が当番町で、南伊豆東中、南伊豆中のＰＴＡ、一般を対象に考えている。その事業に対する講師謝礼である。

問　印刷製本費で、広報紙を毎月発行すると言われたが、以前は５年間、２カ月に１回発行となっていた。ふぐあいがあったからだと思うが。職員提案制度奨励金５万円となっているが、平成21年度の提案は何件くらいあって、どのようなものがあったのか。

答　平成17年度から５年間、隔月、奇数月に発行してきた。行事等のお知らせについては月２回の発行をしてきた。町の施策とかいろいろ重要な広報については２カ月に一度のタイミング的なものもあった。平成22年度から第５次総合計画を策定する中で、その基本理念に「人が動き、まちが動き、協働によるまちづくり」、合併によらない単独のまちづくりで運営していかなければならない。その中で、町が持っている情報を町民に提供するため、住民の中からの意見を町政に反映していくため、毎月発行とした。

職員提案制度については、平成21年度10件です。内容については、上半期、下半期という形で２回周知機会を設け、毎月いつでも受け付ける。

内容については、湯の花交流館での飲食提供、災害に備えたマニュアルの作成、南伊豆町のＢ級グルメ、公用車の有効活用等である。議会でも議論があった湯の花交流館の飲食の提

供は、直ちに実施との審査委員会の結論である。

問　財産管理の工事請負費で旧三浜小学校教員住宅解体工事の件ですが、西子浦の上のほうにあって、西子浦の住民が借りていたもので、いつ返して、何年経過していて、どのくらいの広さで、その解体工事の契約方法は。

答　旧三浜小学校教員住宅解体工事150万円は、それはもとは教育用財産でしたが、２年から３年前から普通財産として総務課が管理しているが、老朽化していて、入居している方も転居することになり、平成21年度で契約を解除する。土地は西子浦の区の所有で、更地にして返却する。規模は22坪、約74平米。平成22年度に入札で執行する。

問 自治体の使命は町民の福祉を守るということである。この経済状況の中で、町民の発展方向（例えば、湯の花直売所）が見えながら閉塞感がある。それを打開していく道を第５次総合計画で絵を描いて進める上では産業観光課、商工会や観光協会ではなく、もっと高いところ、町内全体、人材を育成していく企画、内向きを切り開く気概を持つ上で、職員はもとより町民にもノウハウを蓄積していき、いざというときにオファーにこたえる。そういうものにこたえたとき、この町の魅力を産業に結びつけられる方向性があると実感する。啓発の問題では、事業ノウハウや経営の問題もあると思うが、そのような企画をしていく必要がある。

答　いろいろ行政を進める場合、人材育成を言われたが全く同感である。職員だけでなく町内のいろいろな専門的な方、見識のある方や知識のある方等を幅広く採用して、いろいろ事業実施をしていくことが肝要と思う。それが幅広く町民が町政に参加でき、事業実施の場合は協力していただける。

まちづくりを全体的に行う中で、職員提案でも担当以外の職員が提案し、担当課での提案は担当課の仕事中で取り組んでいる。また、自分の部署外での職員提案も行っており、自分の仕事だけをやればよいと思う職員はいない。

第５次総合計画を策定するに当たり、ワークショップへの公募をしたところ十数名の応募があり、30名での会議となった。南伊豆町には職員以外でも優秀な方がたくさんいる。そのような方の意見を聞きながら町政運営をやれば、すばらしいまちづくりができる。

問　現場の事業研修も必要であろうし、大学の講座の短期セミナーに職員だけでなく町民の意欲ある方も派遣するとか、一次産業での農業分野のことがあるが、それを経営に生かしていく。経営学、ＷＥＢの構築や関連事業にそれらを含めて町を売り出す。町の出身で医者になっている方もいる。半島先端で医療問題に苦労しているが、そのような問題でも、能力

ある人材、人間性をあわせ持つ意欲を持った人物を育てていく。産業等の問題でも知識などの蓄積があれば、この町を生かして発展させることができる。そのような点を具体的なプログラムを組みながら、担当課だけでなく企画調整課から発信して町民全体に訴える取り組みは。

答　総合計画にあるように住民の方々の協働によるまちづくりをしなければならないが、町民の意見を町政に反映しながら運営していく。

問　総務管理費で、単独事業として750万円、徴税費で707万2,000円、これは固定資産税で地図情報作成委託料で、空撮した写真を地図に載せて固定資産税の調査をしたいとの説明だが、町内一円、全部か。町有地だけなのか。

総務管理事業の町単独事業で754万5,000円計上してあるが、いろいろなものを合算したものであろうが、大きなものを１つか２つ説明してほしい。

答　固定資産税用地図情報ですが、町内全域を対象としていて、緊急雇用対策事業の対象となる。来年度は、現況、ゼンリン等の取り込みも可能となり、消火栓の位置、水道・下水管や要支援世帯の家屋等を表示することができる。平成23年度からは、職員の入力が可能となる。

総務管理事業の内容は、西子浦の元職員住宅の解体工事、庁舎修繕工事、財産区の関係でコミュニティー事業的なものやカーブミラーの修繕等である。

問　固定資産税課税台帳地図情報は町民課だけなく、総務課、上下水道課や庁内各課で使用するとの理解でよろしいか。

答　そのように庁内全課で使用する。

３款民生費及び関連歳入であります。

問　幼保一元化に関して陳情書が提出されているが、幼保一元化推進委員会委員報酬10万5,000円の内容と（仮）南伊豆認定こども園開発行為設計委託料635万9,000円を予算に計上してあるが、どのような進捗状況か。具体的に。

答　幼保一元化について、保護者、地域の方や議員に理解をいただいたと認識している。平成22年度から設計に入りたい。設計するに当たり、教育委員会事務局や設計士で検討するより、広く学識経験者等の意見を取り入れた中で事業を進めるべきと考え、10名程度で推進委員会を考えている。学識経験者として保育所長のＯＢ２名、議会の第１常任委員長、児童福祉法の観点から民生委員の主任児童委員２名、教育委員２名、教育長、教育委員会事務局、あわせて10名程度で運営したい。

認定こども園開発行為設計委託料は、敷地が4,812平米の広さであり、農地である。3,000平米を超える場合は、宅地にする形状変更等は開発行為の申請となる。平成22年度に設計、７月を目途に月５回ほど委員会開催、その後、農地転用、借り上げ民地の農地転用、開発行為の処理を含め、平成23年３月まで処理、書類の作成を整えたい。ほかに用地買収や建物もあるので、静岡県が取り壊すが11月までには取り壊したい。

問　幼保一元化推進委員会で検討することは大事なことであるが、決定しているような話をされている。町長は承知していると思うが、南上地区の保護者から陳情があり、場所の問題は軽々にそこありきの形でよいのか。

認定こども園を１カ所つくれば、財政的な理由で２カ所以上はつくらない。もっと議論が必要ではないか。どう考えるのか。

答　本町の幼稚園、保育所のあり方については、過去に何回か説明してきた経緯がある。南上の一部で反対署名等をされている。それらは教育委員会で対応している。

用地等の問題も出ましたが、それらを含めて委員会で検討したい。

問　幼保一元化推進委員会で検討を重ねているが、性急に設計委託料を計上する必要があるのか。委員会で場所等をもっと検討すべきとの結論に至った場合、この予算は執行しないということなのか。

答　そのような意見が出た場合、委員会で検討、再度検討することになる。

問　設計委託料については、あの場所で強行しないということ。予算執行を強制的にしないということでよろしいか。

答　あの場所へ幼保一元化の施設を建設するということで町は進めている。一部に意見があることも尊重しなければならない。実施の方向で取り組んでいくが、当初予算に計上した以上、予算執行は計画に基づき進めたい。

要望として、幼保一元化推進委員会の総意をもって、また町民の総意をもった中で事業執行、予算執行を願いたい。

問　障害者福祉の負担金補助及び交付金で、天竜厚生会補助金が計上されているが、南伊豆町から天竜厚生会の施設に入居している方、前に富岳にも入居していたが、現在の状況を。

障害者地域生活支援事業の日中一時支援事業委託料の内容は、盲目の方が自宅にいる場合、その家族が少ないので日中等に散歩などをしたいが介助者がいない。この場合、日中一時支援事業でできるのか。

南崎保育所運営事務に関して、昨年改築した視察時の現場でコンクリートコーナーに防護

材取りつけの話が出たが、その後施工したのか。

答　天竜厚生会浜名寮の補助金103万6,000円の件は、さきの本会議で補正減して、平成22年度予算に再計上した。理由は、完成する予定の施設がもろもろの事情で着工できなかったため。天竜厚生会には、南伊豆町から２名入所している。富岳には２名から３名入所している。

日中一時支援事業はつくしに委託してあるので、２次医療的なもの、デイサービス的なもので質問のあった、目の不自由な方の散歩等については、障害者自立支援法と介護保険法ですと介護保険が優先となる。

65歳を超えると介護サービスの適用となる。今回の事例について、介護サービス、ヘルパー等は議論があった。厚生労働省では一義的に否定することはない。ケース・バイ・ケースで対応せよとのことであり、ケアマネジャーサービス調整会議を開催して検討することで可能と考える。

防護材取りつけはまだ実施していないので、22年度で早急に実施する。

問　子ども手当ですが、町内約900名に支払うというが、支払いはいつ支払うのか。日程的なもの、またその支払い方法は。

答　子ども手当についてはまだ法案が通っていないが、児童手当分が６月に２カ月分支払われる。その後、日程を決めていくが、対象は953人、１億2,389万円で、６月以降となる。

問　子ども手当の支給方法について提案したい。現金ではなく、昨年の地域振興券のようなもの、南伊豆町内だけで使用できるものならば町内の振興となると思うが、検討して欲しいが。

答　本事業は、町独自の事業ではないので、商品券等での支給は考えられない。現金を口座振替で支給する。地域振興であれば、子育て支援ということで、３月から４月に今日三点の募集の拡充を検討している。

問　臨時運転手貸金の51万4,000円が計上されているが、送迎用マイクロバスの運転手貸金か。

答　そのとおりです。

問　金額的には、51万4,000円ということは、時間給ということか。

答　時間給の計上で、朝の時間と夕方の時間である。

問　老人福祉費で高齢者の食事サービス等々があるが、現在、寝たきりになられている方はどのくらいいるのか。

高齢者が生きがいを持って過ごせるよう、介護予防事業等々費用を計上してあるが、現役で生活できる環境をつくり出すことがモットーである。衛生費に出てくる肺炎球菌ワクチン等の予防医療もその目標の一環で、具体的に老人福祉事業で目標を持って取り組んでいるのか。また、高齢者の食事サービス等々の拡充の意図はあるのか。

答　寝たきりの高齢者の正確な数字はつかんでいないので、介護認定の状況からだと要介護５が42名、要介護４が60名、障害者の寝たきりを含めると100名前後と考える。

肺炎球菌とか予防という意味において、医療費の抑制よりも根本的な見地から抑えるということで、退院したその後の人生の質を維持していくことを考えていきたい。

食事サービスの拡充ですが、食事サービスなどについては、その都度、サービス調整会議で検討を行っている。一概に拡充というのは単純に言い切れないので、以前、北海道の包括支援センター等で推進している「見守り、寄り添い」そういったものを含め、地域で支援していくバックアップをしていく。

問　寝たきりの方の数字は抑えていない。問題は、今の制度は介護認定が非常に難しくなって、本来サポートすべきなのに手薄になってそういう状態に陥ることで手当てが必要になる。予防医療や食事サービスの拡充でサポートすることは寝たきりにならないということで重要なことである。生活支援の見守りの体制を地域ではという点、長野県の栄村の下駄履きヘルパー制度が南伊豆町のような広い地域では参考になる。いずれにしても、経費の問題がある。生涯現役でいることをサポートすることを強めることが大事であるし、予防医療の点からも制度が非常に厳しい状態になっている。行政で視野に入れて取り組み、本来の目的を達成する上で何が必要かを進めてほしい。

答　地域全体で進めることに関しては、第５次総合計画に地域包括ケア制度の表現を使い、町内全体が医療、福祉、健康、行政、住民が一体となって地域の住民の健康増進を進め、センター中心でも何十人もいるわけではないので思うように進まないが、医療機関、事業所と協議、意見をいただきながら確実に進める。

第４款衛生費及び関連歳入についてです。

問　ごみ焼却炉の耐用年数を全体にあとどのくらいと考えているのか。

答　プラント全体というより、補修しながらやっていくので、建物の耐用年数がイコールと考えている。

問　どのくらいの年数か。

答　平成３年の建築で平成43年くらいまでは補修しながらいく。

問　長期的なことになるが、平成43年というと、あと20年くらいはある。だましながら使っても、23年先にはこれを建てかえなければならない問題が起こる。相当費用がかかる。いわゆる基金的なものを考えたらどうか。

答　この焼却炉は、ご存じのように、毎年相当額の修繕費がかかっている。平成３年建築だから20年近く経過している。一時は賀茂地区で100トンクラスの施設建設の話があったが、国の補助制度が途中で変わって、それぞれ地域でということになった。町が単独で建設することは相当な金額がかかる。今後、近隣の市町と話を進めながら将来に向けて取り組む必要がある。まだ、具体的な話し合いは持っていないが、そういうことを視野に入れて検討したい。

要望として、広域的にやるという考えがあるが、広域化の中で人口割による基金の積み立てをやるというような話が出ればいいが、足並みがそろわない心配がある。少なくても南伊豆町は大丈夫の体制をつくるため、長期構想の施策をやってほしい。

問　妊婦健診委託料で少子・高齢化の中、子供は何名くらい生まれる考えか。共立湊病院問題で、河津町長の発言に対して、町民の中には不安感、危機感を相当数持っている。町長は、この議会休会中に管理者として話し合いを持つのか、持ったのか。

廃棄物技術管理者講習会負担金があるが、技術管理者を置かなければならないが、現在は、退職した職員を臨時採用して対処している。今度、この講習会に行く職員は何歳くらいか。余り高齢だと後が問題となる。

答　妊婦健診ですが、社保、国保総計で約50名を想定している。国保だけですと15名くらいである。14回分の健診である。

共立湊病院に関する近隣首長の発言の新聞報道に驚いている。早速、首長会議の調整を事務局長に命じたが、それぞれの町で町長選挙が始まっていたり、始まるところがあり、また、３月議会が開催中でもあり日程の調整がつかない。夜間、休日の調整をしたがつかなかった。早急に真意を確かめたい。

廃棄物技術管理者ですが、現在、職員１人が資格を有している。職員が不在の場合、ＯＢを臨時職員として雇用している。講習会に参加する職員は30代の職員を予定している。

要望として、共立湊病院自体が存続できないのではないかとのうわさが勝手に出回っているので、早急に町民が安心できるよう医療の空白をつくらないように対応を願いたい。

問　共立湊病院の位置づけ、これについては、この場でも何回も議論や答弁をしている。賀茂医療圏域の唯一の公的病院、２次救急の拠点病院として、また、地域医療の中核病院と

いう位置づけが何回も話されている。そこで、共立湊病院の近年における患者推移と病床稼働率、これも一般質問で質問されているが、平成16年から20年の外来患者数ですが、平成16年が４万4,594名、平成20年が３万4,066名ということは、ここで１万500名の外来患者が減少しているのが現状である。入院は、平成16年１万5,368名、平成20年が１万2,541名、2,800名ほど減少している。そして、病床稼働率は平成16年から20年を比べると、平成16年が83.5％、平成20年が73.2％であり、約10年間で10％程度減少している。現在は、150床の一般病床に対し、直近では100床を割ってしまうような月もあるように伺っている。これが共立湊病院の状況である。南伊豆町の国民健康保険の受給率を伺いたい。平成16年度から平成20年の状況を概算で答えてほしい。

答　国保については、歳入ベースは15億円で推移している。歳出ベースで15億から16億円あったものが、平成20年度は後期高齢者とか退職者の扱いの制度が変わって一概には言えないが、平成21年度見込みでは14億2,000万円程度になる。共立湊病院の稼働率からの推移を見ると、そう極端な落ちではない。これは病気になる方が減ったというより、高度医療、ドクターヘリとか、そのような影響が推測される。

問　町内の件数は平成16年が約４万件程度、平成20年が約４万4,000件、約4,000件程度上がっている。金額は、平成16年度が９億9,700万円で、平成20年が11億6,000万円ぐらいになっている。確かに、高度医療へいった方とかいろいろあろうかと思うが、国保だけ見ても給付件数も額も上がっているわけで、片方では共立湊病院の外来、入院の数が減っている。これを端的に分析することもできないが、病院長が言った病院の位置が悪い、人口減少等とはっきり言われた。もう一つが、病院長の言葉ではないが、この経済状況が悪いとか、周囲の状況に減少の影響が出ていることではないと言える。この辺は、担当として、病院の患者数の減少は何が原因なのかつかんでいれば答弁を、なければ客観的に感想でも結構ですが。

問　人口減少という要素は大きいと思う。それから、ＤＶとか虐待とかの要素に貧困があると言われている。一部では所得の減少や病院に行きたくても行けない家庭も中にはあるのではないかと考える。

問　この地域から外の病院に行く。例えば、長岡とか近隣の病院に通う方がふえていると伺っているが、その辺は。

答　長岡行きの順天堂病院バスで、平成20年度は年間約600人、月平均50人の利用がある。圏域の重要な要素と思うが、専門医が田方、沼津方面に集中していることもあると考える。

問　この病院に専門医がいないのが患者を外へ出している。病院の稼動、ベッド数の稼動、

外来患者数の減少というのは、このようなところに問題があるということを認識いただきたい。

答　病院の稼動率の問題は一般質問でもあり、病院の建てかえ問題で苦労しているときなので、このような問題を頭に入れながら検討材料にしていきたい。

問　南豆衛生プラントで南豆炭をつくって町民に配布していると聞いている。町民にはどのような方法で宣伝して普及させていくつもりか。どのくらい配布されているか。

答　１日稼動すると150袋、南豆炭の利用状況は、下田市の公共施設、本町では花の会、アダプトロード、最近では一般にも無料配布している。清掃センターで配布し、現在、321袋配布した。宣伝は、報道機関を利用して知らせている。

第５款農林水産業費及び関連歳入についてです。

問　農業振興事業の委託料25万円、工事請負費170万円、この事業の箇所とその目的、方向性は。

答　吉祥の町有地有効活用プロジェクトに基づき、伊豆急行から寄附を受けた70万平米のうち、１万5,000平方メートルの農地部分である。農地部分については寄附を受ける際、農地法の絡みで特定農地貸付法に基づき寄附を受けなければならない制約があった。特定農地貸付規定を設けなければならないので、市民農園的なものという予算である。企画調整課を初めとする役場庁内のプロジェクトに基づいて試験的にやろうということです。

目的は、農業者以外で農地に親しんで、そして、農作物、花卉類をつくったりする。

工事については、試験的な圃場を10区画整備する計画で、そのほか簡易な取水施設、駐車場の整備である。

問　試験的に施工して農業者以外を対象ということだが、町内外を問わずということか。

答　そのとおりです。

問　10区画行うということだが、１区画の面積は。10区画を管理するわけだが、町の直営か、委託か。

答　概要は、10区画で1,500平方メートル、１区画150平方メートルの予定。駐車場を830平方メートル程度。管理については町直営である。

問　これまで中山間事業で施行された川合野、伊浜の急傾斜の土地の件、その事業が制度変更でなくなったと思うが、この制度でやってきた地域に新たな方策を考えているのか。

答　中山間地域制度は５年間の時限立法となっていた。本年３月で終了となる。新たに平成22年度からの計画となる。広報紙で、中山間地制度を募ったり、あるいは今までの伊浜、

市之瀬、川合野等の方々と協議したところ、高齢化が進み、制度の活用が難しくなってきた。法的には継続しているが、平成22年度の予算計上はゼロとした。

問　緊急事業で津波、高潮対策を中木で施行することになっているが、事業の内容とどの位置か。

答　平成22年度、23年度、２カ年の事業となっている。中木地区の陸閘、胸壁開口部の木製板式からアルミ合金製に改修する。その他、既設護岸の耐震診断、津波に対する防災パンプレット、ハザードマップ等々の作成を行う。陸閘が５基5,000万円、平成22年度で２基2,000万円、既設護岸の耐震診断400万円、防災パンフレットが300万円である。

問　陸閘５基はパラペットのかさ上げではなく、陸閘をつくるだけか。事業はどのような形か。

答　パラペットのかさ上げは地元と協議した結果、考えていない。船揚げ場から船置き場、パラペットのところの通常出入りしている場所に陸閘を設ける。手前の里地区のほうへ角材をはめている階段堤があるところ、それと防波堤、河川の導流堤を兼ねた防波堤等に陸閘を設ける。

問　先ほどの中山間地域の問題でも、担い手が高齢化して大変な面がある一方で、湯の花は農業者だけでなく、新たに農業を始める退職農業者にとっても期待の持てる場所になっている。これを本格的に振興して、専業者を育てることではなくて、退職者を含めて農産物、食料をつくっていくその一端を担う取り組みに力を入れるべきである。湯の花は、現状では生鮮品がほとんどであるが、生活に必要な加工品を製造すれば付加価値もついて、身近な産業となる。大きなものではなくても生活に根差したものになるし、収入源にもなる。その点について、政策的に展望を、考えがあるのか。

答　農林水産物の生産、それを加工しブランド品をつくる。食事どころとも絡んでくる。いろいろな農林水産物が生産・出荷に結びつくような政策、食事どころ、直売所の充実も関係してくる。消費、生産がふえ、施設の充実により雇用につながる。

客のニーズやいろいろな面で施設の検討をしなければならない点もある。総合的に客の要望等にこたえられるように、また湯の花直売所をお願いしている皆さんの協力があってできることで、その点を認識して協議しながら取り組む。

問　福祉の充実と並行して健康面を延ばしてまちづくりをした長野県の佐久市の例があるが、南伊豆町でも農業が疲弊している中、直売所を開設し、発展の方向性が見えている。客を呼ぶというより、町の人々が生産活動をして輝いているかどうかで客にとってサイトシー

イングになる。そのあらわれが湯の花になっている。南伊豆町には、杉並区の健康学園があるが、そこの商連がアンテナショップを開設する準備をしている。地産地消と都市間交流で、都市の方々には魅力的だということで要請がある。流通やルートが開かれれば展望を持たせることができると思うが、どのように受けとめるのか。

答　アンテナショップは東京都内のあちらこちらにかなり見受けられるようになった。ショップなので、どのような形態のアンテナショップがあって、どれだけの規模でやれるのか。どういうものなのか、もっと検討しなければならない。地元でとれたいろいろな産品、商品を地元で売るだけでなく、出先で販売ができれば生産につながるので、精査しながら前向きに検討したい。

問　荒廃農地をどうしていくのか。町としても打つ手が難しいのはわかっているが、どのようにしていくか聞きたい。

イノシシ問題については、農協が従業員を雇ってイノシシ対策をやると聞いたが、予算に報奨金があるが、その兼ね合いも出てくる。イノシシ対策を農協が行うことについての町としての考え、協力度合い。どのように協力していくか。

答　荒廃地対策については、農業振興会による元気な百姓祭り、ボランティアの吉祥再生会による草刈り、町内外の農地の所有者へのダイレクトメール、広報紙による啓蒙活動、農業委員会の農地バンクへの登録や定住促進事業による就農者促進等を現在実施している。

有害鳥獣対策については補助制度による電さく、ワイヤーメッシュの活用、猟期以外の許可による捕獲や年間を通して猟友会に委託しての捕獲などを実施している。

農協の有害鳥獣の捕獲ですが、静岡県の緊急雇用対策事業の一環である有害鳥獣の被害で困っているので、推進してもらいたい。静岡県の緊急雇用対策なので報奨金は出ない。

問　イノシシ対策について農協はどう考えているのか。制度的なものはどのようなものなのか。

答　静岡県の緊急雇用対策事業で、賀茂地区すべての地区（市町）において、３名ずつ緊急雇用として実施している。おりによる捕獲・調査ということで、狩猟期間が始まる10月いっぱいまでの許可を受ける。農協はおりを16基所有しているが、支所があるので１カ所４基配布することになる。町所有のおりがあるので、協力依頼がある。

問　収入に差田一丁田グラウンド使用料10万円と計上されているが、割合はどうなっているのか。

答　差田グラウンドは９万円、一丁田グラウンドが１万円である。

問　一丁田グラウンドは以前に比べ、大分利用も少なく、管理が大変との話もあるが、ほかに借り手がいるとの話があるので、地元と協議してはどうか。

答　今後の有効利用については、土地の所有者である伊浜区と協議、検討をする。

問　一丁田グラウンドは緊急のヘリポートになっているが、引き続き優先的に使用することで協議してほしいか。

答　災害時のヘリポートとして場所的に条件がよいので、優先的に使用させていただきたい。

問　青野八木山線は継続事業と聞いているが、予算書に数字等が計上されていないが、青野八木山線はどのように工事をするのか。一條加増野線はどうなのか。

答　青野八木山線は、21年度568メートル、8,085万円、22年度400メートル、7,800万円、23年度588メートル、１億1,900万円、24年度250メートル、6,000万円。25年度250メートル、6,000万円。最終年度は560メートル、4,000万円。合計2.5キロ、３億5,750万円である。

問　今の説明だと7,800万円、次年度の予定だが計上されていないが。

答　県の代行事業であり、県が工事をやる。一條加増野線は進展していない。縦貫道のバイパス的な話もある。

問　おさかな普及協議会負担金があるが、どのようなものか。

答　魚介類や国民の食生活に欠くことのできないたんぱく源や健康食品である魚の消費拡大と供給を図るものである。

問　津波対策事業で駐車場使用料6,000円があるが、どのようなものか。

答　職員の出張時の駐車料である。

問　農地法の改正があり、適用強化があったが、その内容は。

答　平成21年12月３日農地改革プランで示され、食料自給率の向上と荒廃農地対策で厳格化された。違反をすると法人で１億円、個人で300万円となった。

問　農地を一まとめに規制していくのはよくないと思う。南伊豆町の場合、総合的な農業計画の中で農地の線引きをして、残す農地とそうでない農地を区別すべきではないか。農地の青地の部分は、10年に一度見直しがある。実情を調査して、実態に沿うような線引きを検討する。

要望　一條加増線について、ぜひ強力に推進してほしい。

問　町内林業者が大分雇用をふやしている。ぜひ、事業を進めて雇用をふやしてほしい。そして、木炭製造、木炭を利用したエコエネルギーを活用した話も出ている。それらに対す

る町の取り組み、考え方。

答　平成18年度からの500円の森林税の絡みで、森の力再生事業、平成19年度79.49ヘクタール、4,827万円、20年度、34.34ヘクタール、4,178万9,000円、21年度、40.3ヘクタール、8,147万7,000円となっている。雇用の面でもかなり効果がある。

問　この町は昔から木炭の町だった。木炭製造では日本一だった。それで、里山も管理されていた。森林を整備し里山も整備していけば、有害鳥獣の問題も解決される。さらなる新しい取り組みを。

答　今ではシイタケのほだ木とか燃料用のまきとか、木炭とかの利用でしかなかったが、木材ペレット等にも活用も考えられるので、伊豆林業活性化センターや静岡県と検討して有効活用の道を探りたい。

問　南伊豆町の森林の80％は広葉樹とのことだが、計画的に場所を決めて伐採をしていく。そのサイクルを使って、シイタケのホダ木の活用、林産材から農産物をつくる、そういう点がみどりの分権改革モデル事業だと思う。

木造住宅では1,000年以上の歴史があり、地震にも耐えてきた。人間が生活する上での環境面についてもすぐれている面がたくさんある。すぐれた技術を持った職人もたくさんいる。そこを積極的にアピールするべきではないか。

答　木を有効活用して雇用の転換とのことですが、各種エネルギー利用、家庭での利用、シイタケへの利用を促進していきたい。

木造住宅の普及ですが、静岡県には木造住宅の普及について、静岡優良木材の支援制度がある。１棟が床面積80平方メートル以上、45％以上を静岡県の優良木材認証製品であれば、１棟につき30万円の助成を行う制度があるが、木材の乾燥率が20％以上でなければならない。伊豆地区には乾燥所がないので助成が受けられない。それらの整備の検討が必要である。

湯の花農林水産物直売所等で木材のよさをアピールの件ですが、関係機関と協議していきたい。

今後取り組む住宅リフォーム、この面でも関係者と利用促進を考える。

木材の利用促進や木造建築の普及については、各種いろいろクリアする問題があるので、できるところから取り組む。

問　地元材を使用する上で、伊豆地区に乾燥所がないのがネックになっているならば、それらを活用するうえで広域で共同乾燥所を持つべき。

答　木材をいかに有効利用するかということになる。古くから住んでいる住宅も木材でで

きている。乾燥ということになると１町だけでは難しい問題でもあるし、共同でやるとなると疑問もあるが、折に触れ、話を出していく。

問　伊豆急行からの寄附の土地で市民農園を約10区画、1,500平方メートル、１区画150平方メートルですが、10区画を試験的にやる。申し込みが多かった場合はどうするのか。将来の構想をどのようにしていくのか。

答　吉祥町有地有効活用プロジェクトに基づいて進めている。申し込みが多ければふやす。全体の有効利用を考える。

問　将来の構想がなくてやっていくのではないだろうか。定住促進か。人口をふやすのか。農業でやるのか。プロジェクトで話し合っていないのか。

答　そのとおりで、企画調整課が束ねているが、農地部分でもあり産業観光課が担当した。

要望　寄附を受けた伊豆急行に感謝の意味からも、ぜひ、南伊豆町の将来の明るい展望が開けるような構想を計画していただくよう要望する。

問　松くい虫の防除に関し、樹幹注入か散布をしているが、昨年は夏が暑かった。松くい虫は夏暑く雨が少ないと発生率が多いが、防除をやった後の立ち枯れが見られたが、調査をやっているのか。

答　枯れ松の調査は実施している。落居で枯れ松を伐倒し、焼却した。

問　一條加増野線は、感光面でも有事のときでも大変貴重な道路であり、国道414号線がよくなったので、ぜひやってほしい。

答　要望として承る。

６款商工費及び関連歳入について。

問　緊急雇用創出対策事業はどのような内容を考えているのＫ。あ

答　町内の施設、道路、公園などの草刈り、固定資産税の課税地図情報作成業務である。

問　観光面で南伊豆町の地図を作成するときに、トイレ、ＡＥＤの設置位置等を明示してほしい。亜熱帯公園の整備・管理費の予算を計上してほしい。

答　平成22年度予算で４カ国語のパンフレットを３万2,000部作成する中で、更新時に変更したい。観光協会や観光関係機関と協議していきたい。

問　各地区で行っていた花火大会が資金難等で中止に追い込まれている。公募補助金の対象となるのか。

答　初年度は二、三件あったが、評価をしたなかで補助金の要望額、金額要望というのではなく一部補助したケースがある。現在では、補助金対象団体はなっていない。

問　地域のささやかなイベントに対して配慮するのは観光にとっても必要と思う。地域から上がってきた段階で、その辺を考慮して対応してほしい。

答　地域の小さなことにも目を向けてほしいとのことだと思います。地元とよく協議し、それぞれケース・バイ・ケースで、内容をよく精査して取り組みたい。

問　２月５日から３月10日まで３のさくらと菜の花まつりが開催され、30万人以上の観光客が訪れた中で、湯の花へすべてのイベント会場が移動した。

それで通るお客もめっきり少なくなった。下賀茂商店街との連係プレーの協議を最近やっているのか。下賀茂商店街の若者が一生懸命イベントで取り戻そうと盛り上げていた。それらに耳を傾け、目を向けて取り組んでほしい。

答　下賀茂商店街の飲食マップを作成し、観光協会に置いて案内した。バックアップについては、観光関係期間と協議して進めたい。役場庁舎建てかえ時に敷地をイベント会場に使用できるよう検討していきたい。そうすれば人の集まりができると思う。それらを含めて検討したい。

問　人材がいて、その人材がやる気があれば、少々の困難も乗り越えられる。前向きな気持ちがあれば、エネルギーが自然とわいてくる。必ずしも、多額の補助金等の助けも必要ないのではないか。

答　環境づくり基盤整備ということはないのか。今行っていることを見きわめながら、認識しながら、総合的に判断して、将来に向かっての方策を検討し取り組む。

問　都市間連携や自治体連携を通じて、その地域にしかないものを提供して交流する。そして、人口の多いところとの連携を強めれば地域の発展となる。そして、根づいたお客の誘致にもつながる。

答　まちづくりは人づくりと言われる。アンテナショップの連携の話があったが、役場があり、魅力ある商店街があり、魅力ある交流館があり、そして、一次産業、二次産業、三次産業とで相乗効果を生み出す。

問　商工振興費と観光振興費の減額幅が大きいが、これはどんな理由か。商工会館が老朽化して耐震性に問題がある。この経済状況では建てかえも難しい。郷土資料館の話もあるが、どのような方向を考えているのか。

答　商工振興費ですが、利子補給が21年３月31日で終了したためである。観光振興費はハード面の妻良の海上アスレチック事業、観光用トイレ事業の終了である。

商工会からの要望が先般あった。庁舎建設に取り組んでいるので、具体的な検討はしてい

ない。敷地の中へ可能かどうか。どういった方策が一番いいか、商工会長とも話をして検討したい。

７款土木費及び関連歳入について。

○議長（漆田　修君）　委員長、報告の途中でありますが、ここで10時45分まで暫時休憩としたいと思います。

休憩いたします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時４５分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　報告をする前にちょっとまた訂正をお願いしたいんですが、今の６款の中で商工振興費の利子補給が「平成21年３月31日」と書いてありますが、これ、平成22年と訂正していただけますか。23ページです。そこの真ん中辺に商工振興費の利子補給が21となっていますが、22と訂正をお願いします。

それでは、続きまして、７款土木費及び関連歳入について。

問　町営住宅が加納に10戸、災害住宅が２戸あるが、これらは耐震性が大分落ちていると思うが入居しているのか。住宅リフォーム事業で耐震補強と抱き合わせでやれば非常にいいことだと思うが、この事業に対して職員の人員配置はどう考えているのか。

成持吉祥線が22年度で終了するが、国道136号線への取りつけ部分の工事も終了するのか。

答　加納の住宅については耐震性がないということで、現在、入居している方が出て空室になった場合には募集をかけない。住宅リフォームの関係ですが、事務量としてかなりのものになると思っている。事務量に関してはどの程度ふえるかを考えていく。

成持吉祥線は、加納の泉の三叉路、吉祥側の三叉路、両方とも平成22年で終了予定である。

問　さくらまつりや青野川マラソンがふるさと公園で開催された。老人ホームの前の中島には橋が１つしかない。観光や青野川マラソンのことを考えると、両岸に橋がかかっていれば河川堤防が使え、大分変わってくる。土木事務所に要望していただけるのか。

答　橋がかかることによって堤防が生かされる。河川管理者の静岡県に聞かないとわから

ないが、現地を見て検討する。

８款消防費及び関連歳入について。

問　備蓄医薬品保守点検委託料150万円が計上されているが、この薬品は災害時の医薬品と思うが、どのように保管されて、どのような利用状況なのか。

答　三坂の差田グラウンドの防災倉庫や町の防災倉庫に備蓄、保管してある。薬品であるので耐用年数があり、注射器等も備えている。保守点検の中には検査をする作業も入っている。３年から５年の耐用年数の品物もあり、毎年、組み合わせて保守点検をしている。

９款教育費及び関連歳入です。

問　就学指導臨床心理士の内容は、今までどのような内容をやっているのか。

答　毎年、学校に入学する子供を普通教育を受けられるか、普通教育を受けられないかとか、いろいろ困難なことを審議する就学指導委員会を毎年開催している。その際の大きな資料として、その子供が医学的見地に立ってどうかとか、実際に面接して判定を専門家（臨床心理士がこれは多いんですが）に依頼する報酬である。

問　身近に父親を亡くした子供たちがいるが、そういう子供は心理的に大変なショックを受けている。それらをこの方たちでやっているのか。どういう対応をとるのかわからないが、臨床心理士はやっていくのか、できるのか。

答　予算との絡みと臨床心理士が非常に忙しく、探すのに苦労している。対談したり、安心感を与えることができるか、やれるだけのことはやる予定である。

問　石垣りんの一周年記念で谷川俊太郎氏が来町し、講演された。その状況がどうであったか聞きたい。

答　谷川俊太郎親子の講演は、親子での詩の朗読、息子さんがピアノ演奏をやった。大変好評で、いすを400席用意したが満席となった。岐阜、名古屋、静岡、神奈川、東京からもかなりの数の人が来町した。半数が町内の方で、賀茂郡下からも多数来た。大変すばらしい演奏で、親子のあるべき姿を見せてくれた。

意見　南伊豆町の文化を向上させることは非常に大切なことと思う。ぜひ来年も続けてほしい。

問　社会福祉協議会が武道館へ入ったのが２年前、そのとき議会にも利用団体からいろいろ使い勝手が悪いとかいろいろな要望があったが、社会福祉協議会が入る前と現在でも、不満を持っているように見受けられるが状況を聞きたい。

答　意見の食い違い等の話もあったが、その後、３回ほど武道関係者に集まってもらい、

意見を出し合って直せるところは直し、今はうまくいっている。

問　教育資金利子補給補助で１％を支出しているとのことだが、金額の上限枠は。また、現在、どのくらいの上限で貸し出しているのか。件数は何件あるのか。

小中学生の定期券を町が配布していると聞いているが、平日用の定期券のため部活等があると親が送っていくとか、回数券で対応しなければならないと聞いている。土日も使用できる定期券は考えられないか。

答　土日も使えるパス券とのことですが、土日にクラブ活動をしている児童生徒には、回数券を発行している。全員となると相当負担が大きくなるので、今までどおりの回数券で対応したい。

利子補給については、昨年は要望がなかった。広報が足らなかったのかと思う。平成22年度は、広報等を利用してＰＲしていく。

問　武道館の管理運営について質問があったが、15日は心配事相談を武道館で行っている。他の団体が入ると相談業務に支障を来す状態である。3月、年度末であるので、社会福祉協議会の理事会、評議委員会を武道館で開催しようとすると、合宿が入っている中で中央公民館で開催するようになるが、その実態をつかんでいるか。

答　合宿等が入っていて社会福祉協議会が使用する場合は、事前にわかっていればあけていただく。合宿は何カ月も前に予約をいただくが、時間的なずれもあると思う。

問　図書購入費がこの間、ずっと減額されている。先ほど全体の人材育成で提案したが、そのような観点も入れて、書物や関連する資料をそろえる上で、意欲的に伸ばすことも必要と思うが。

答　前にも指摘を受けたが、図書館担当と話し合いをし、石垣りんの詩集を配布することにし、図書については今後検討する。

問　当初では非常に抑えてある予算であるが補正で対応し、まちづくり、ひとづくりをする上で啓発を含め、必要なものを考えていただきたい。

市町村駅伝の項目があるが、社会教育など精力的に活動しているが、この広い地域で世代間交流も含めて社会教育の果たしてきた役割は非常に大きく、子供の成長は目覚ましいと思う。市町村駅伝は、今後もやると思うが、町が残ったのは非常に貴重だ。少ない町の中で全力を尽す姿が住民の目に届かない。盛大な壮行会をやったが、町からの応援団、中継所での録画と下賀茂テレビでの放映、これを進めるべきである。

答　市町村駅伝は開催予定である。応援団、グッズ、のぼりとかに18万円計上し、応援団

用に運転手の経費も計上してある。

10款災害復旧費及び関連歳入について。

質疑または意見、要望はなかった。

11款公債費、12予備費及び関連歳入については、質疑または意見、要望事項はなかった。

以上で、予算決算委員長報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　質疑ではないんですが、補充の意見をちょっと述べさせていただきます。その前に、非常に丁寧に報告が記述してあって、読んだだけでもその臨場感を味わえるような中身になっていること、お礼を言いたいと思います。

私が補充というのは、20ページの問いの下のほうですね、問と答の中の問の中で「南伊豆町の森林の80％は」というくだりのその中で、そのサイクルを使ってというのが、これ、みどりの分権改革モデル事業のことを説明する流れになっていますが、主要な項目が「発電などのエネルギー活用、新エネルギー活用」その主要部分が欠けていたので、この点を議案としてした場合に、製本の前にこれを記述していただきたいということです。よろしいでしょうか。

○議長（漆田　修君）　委員長。

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　結構です。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　22年度南伊豆町一般会計予算に当たって賛成討論を述べさせていただきます。

平成15年から７年間にわたった合併の押しつけから解き放たれて、８年目、ようやく晴れて南伊豆町単独のまちづくりを生み出すしきりの年度の予算として、心からこれを喜びたいと思います。

合併については、実施をした全国の周辺地域が衰退していることは、県内でも協議会が二

度視察した北遠地域の実態を目の当たりにしてきたわけでありますが、これでも証明されております。21年度末で基金総額を８億円に積み上げて庁舎建設の方向を打ち出しましたが、仮に合併が決まっていたとしたら、これらを南伊豆町民のために使う方向性を南伊豆町民の代表である議会、そして役場が自分たちの意思でこの使途を決めることは不可能であったことが想像されます。

激しい押しつけ合併から町を守ることができたのは、良識ある町民の声に押された７人の議員が町を守る一点で党派を超えて揺るがぬ市政を貫いたこと、このことを記憶にとどめておきたいと思います。町があるからこそ、新庁舎建設を機に南伊豆町の中心地である下賀茂商店街の活性化を進めていくことも明確にすることができます。

今年度の本予算は、子育て支援策の充実、中学校までの医療費の助成制度、そのほか子育て手当もありますが、これは国策です。

また、高齢者の多い地域での予防事業の推進の助成、肺炎球菌ワクチンは県内でも早いほうであります。また、中小事業者の活性化を進める日本の助成制度の推進、さらに産業振興の面では、総合計画を示されましたが、一次産業、二次産業、三次産業と連携した推進、これが総合計画を含めて明確にされてきました。

さらに、前年度からの計画となりますみどりの分権改革推進事業研究調査費、これらも来年度進めていくことになります。

また、企業問題に対してですが、当町は共立湊病院がある関係で管理者を務めております。その問題では、今定例会中、河津町長が１市５町で進めている協議構想とは別な病院建設の相談を地域医療診療協会と相談しているということが明らかになりました。１市５町でやることでさえ大変なものを、これを妨害ともとられかねないことを行っていることが明らかになったわけですが、当町の町長である共立湊病院の管理者は勇断の姿勢を貫いて、この賀茂郡圏域の医療圏域の中での２次救急の拠点病院をつくる。そのために、意思を貫いてやっている、その取り組みも評価をしながら応援をしていきたいと思います。

以上、雑駁でありますが、この22年度予算が新たにまちづくりを進めていく、そのしきりの年度だということを心にとめるということ、また、これまで合併問題が７年も続いた中で、職員、課長さんはこの議場におられて議論を聞いているわけですが、国や県の制度の流れの中で思ったような市の取り組みを自治体の仕事の中で、役場の仕事の中でできないながら、役職を去って退職をされていった方もいます。

私は、そういうことを思うと、一層、この新しい観光のまちづくりを進める上で、今後、

新年度、先頭に立つ課長を説得して、町長を説得して、かつてそういう思いを残していった方々の思いに触れながら、まちづくりに当たるよう要望しながら、私自身も非力ながら力を尽して町民のためのまちづくりをする１人として健闘することを決意して、22年度一般会計予算に対する賛成の討論といたします。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論する方はいらっしゃいませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第20号　南伊豆町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２１号～議第２４号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第21号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議案第22号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計予算、議第23号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第24号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託された平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、平成22年度南伊豆町老人保健特別会計予算、平成22年度南伊豆町介護保険特別会計予算、平成22年度後期高齢者医療特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催期日及び会場、平成22年３月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会、午前９時30分、閉会、午後２時８分。

委員会の出席状況、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町長及び当局職員、記載のとおりであります。

それで、議事件目、付託件目、議第21号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第22号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第23号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第24号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑、意見また要望等でございます。

これは21号から22号、23号、24号と一括して審議、先ほど議長が申し上げましたので、一括して委員会報告もさせていただきます。

問　南伊豆町も高齢化が進み、老々介護の話があるが、自宅で介護している人に対して南伊豆町としてどのような対策を実施してきたか。

答　一般会計予算で食事サービス、ヘルパー派遣、現物支給で紙おむつの支給、手当的なものでは、家族で頑張って１年間一度も介護保険を使用しなかった方に介護手当の支給制度がある。

問　家で過ごしたい人の家族に余り負担にならないように、気持ち的なことで手当などももう少し考えたらどうか。

答　新年度予算で家庭で介護されている方に対する報奨金的なものを計上した。地域包括支援センターから地域包括支援ケアシステム制度を拡充し、地域、医療、行政、福祉とあわせて地域から見守り、手伝いをする。

問　国民健康保険の税負担の問題で、小さい自治体ほど住民に負担がかかる。南伊豆町の限度額に係る最低限度額はどのくらいの所得か。

答　限度額に係る所得は約700万円ぐらいだと思う。

問　高くて払えない国民健康保険制度の改善、国の国民健康保険に対する負担を減らしてきたものをもとに戻すこと、各種助成制度を含めた相乗的な町民の健康対策を進めることに

対する見解を。

答　国民健康保険の制度については、制度や国の負担の問題等々あるが、南伊豆町だけでの問題ではないので、国民健康保険制度改正等を上に要望をしている。福祉、医療は、今まで以上に重要な行政課題として取り組んでいかなければならない。医療の面で、今まで以上に頭に入れて病院問題に取り組む中で考えていく。

問　おくれている面もあるが、進んでいる面もある。いずれ国の制度になるものもあると思うが、地域で進めてほしい。

ピロリ菌検査も有効であるので検討してほしい。

答　ヨーグルトがよいとの話があるが、除去についても検討する。

以上です。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　議第21号と議第22号、議第23号については賛成です。

国民健康保険については、委員会報告出されましたが、今の国民健康保険は制度上の問題があって、小さい自治体ほど住民に負担が、被保険者に負担がかかって払い切れない。これが全国的に広がっております。これは、国が国民健康保険皆保険の重要な役割を果たす国民健康保険に対する国の助成金を減らしているからであって、その問題に関しては、私も答弁では制度改正を国に要望していくという姿勢が明確にされました。

また、この間も不要に保険料を上げない、そういう取り組みをしてきてくれていまして、これについては、改善を含みながらモドリツツ賛成とします。

24号については、後期高齢者医療特別会計予算であります。これは後期高齢者を年齢で差別することとして制度の廃止を求めるということで反対の意思を表明します。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第21号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第22号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第23号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第24号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２５号～議第２８号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第25号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議案第26号平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第27号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第28号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　引き続き、委員会報告を申し上げます。

まず、議第22号の報告書の２ページで、議第25号が印刷のほうが「平成20年度」になっていますが、これを「22」で訂正をお願いします。

それでは、報告させていただきます。

開催期日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員の者につきましては、省略させていただきます。

それでは、報告させていただきます。

議事件目、付託件目、議第25号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第26号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第27号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第28号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

それで、議第25号から議第28号までの委員会の審議の中で意見、要望があったものを朗読させていただきます。

問　差田グラウンドの未買収地があるのか、ないのか。全部買収済みなのか。

答　一部未買収地がある。地権者は２名から３名である。

問　不可能なのか、あきらめたのか、広さはどのくらいなのか。

答　そこに宗教類似施設があるということで難しい問題があり、了解を得られなかった。面積は約3,000平米である。

問　地元の所有者なのか。

答　地元在住である。

要望として、引き続き交渉をしてほしい。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第25号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第26号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第27号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第28号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２９号～議第３１号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第29号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議案第30号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第31号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第32号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　委員会報告を申し上げます。

議第29号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議案第30号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第31号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、議第32号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括して報告させていただきます。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員については、省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第29号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第30号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第31号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第32号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見であります。

問　平成22年度末で幹線は前原橋手前というのは終了ということか。この地域の供用開始はいつになる予定か。

答　平成22年度工事終了後、平成23年６月を予定している。

問　下水道加入率はどのくらいか。

答　現在、湊地区65.7％、手石地区41.4％、下賀茂地区17.5％、供用開始時期が違うので、手石、下賀茂地区は低い。全体で54.4%、昨年は53.4％で１％伸びている。

問　収入で使用料が前年より400万円減額されているが、その理由は。

答　３月補正でも753万円補正減した。昨年の計上が高かった。実態に合わせた。

問　平成28年度が最終年度だが、処理場の増設はどうなるのか。

答　現在の処理人口なら現在の施設でまかなえる。将来、どれだけの規模を増設するのかを見きわめるために、ぎりぎりまで待てば一番適切な施設が得られるので、平成24年に設計委託を行い、平成25年、26年、27年の３カ年で増設し、平成28年全体完了を考えている。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　29号の公共下水道事業特別会計予算に関して、賛成なんですけれども、意見をちょっと言わせていただきたい。

このいわゆる委員長報告の最後の質疑で、処理場の増設の問題がとり上げられました。これについては、現鈴木町長になって間もなく、処理施設の増設の問題に関して、いわゆるあの時点では先々非常に見きわめが難しい状況でありましたけれども、これを英断をして、24年度まで、当時では６年、17年度で決めたわけですから、７年先まで延ばすということを決めたんですね。議会もそれを決めましたけれども。いわゆる、時々の施策を決定する上で、物事の判断、税金を使う上での見定めというのは非常に難しい施策の判断と、これは難しいということと同時に、それを見切り発車をしないでやることの大事さを、この公共下水道の事業というときには、つくづく感じます。

現場の答弁で、ここを答弁されたように適切な施設の規模というのは17年度の段階のときにでは決められなかったということで、税の無駄遣いも回避されたし、今後、計画を進める上でこうした点を一新して執行、あるいは相談を議会にかけていただきたいということを提示して終わらせていただきます。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第29号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第30号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第31号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第32号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第３３号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第33号　平成22年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　改めて、委員会報告をさせていただきますが、本委員会に付託された平成22年度特別会計予算及び水道事業会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告しますということです。

議事件目、付託件目、議第33号　平成22年度南伊豆町水道事業会計予算、委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定であります。

それから、開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員の者につきましては、先ほど申し上げてありますので、省略させていただきます。

それで、審議中にあった質疑及び意見、要望等でございますが、議第33号　平成22年度南伊豆町水道事業会計予算につきましては、問いとして、水道料金等審議会が開催されたが、最終的には料金値上げを検討ということと思うが、当局はどこへ行きたいのか。どのような感じを持っているのか。

答弁として、平成15年度から赤字が毎年発生している。平成19年度は資産の見直しでプラスとなったが、今後は4,000万円から5,000万円の赤字が続くと推測する。今年度で１億400万円の赤字となる予定である。そのため、5,000万円から6,000万円程度の水道料金の値上げが必要となる。今回の水道料金等審議会では、現状把握を確認していただいた。

今後、幾つかのシミュレーションをもとに、どのくらいの料金を値上げすればよいか、それから入らせていただきたい。

問　当局としては、5,000万円くらいの値上げをしたい希望と考える。１戸当たりどのくらいの負担増になるのか。

答　まだ旅館等の大口利用者や個人の基本料金の方などのバランスが細かく精査していないのでわからない。

問　上水道だけだから戸数割が簡単にはいかないが、上水道加入世帯はどのくらいあるのか。

答　平成20年度の実績ですと、給水人口は9,750人、給水世帯は4,570戸である。

問　単純計算では、戸数割で１万円ぐらいとなる。大口もあるが、月平均1,000円ぐらい上がらなければならない。そのくらいの目安か。

答　今の戸数は全体の町管理で簡易水道も入っている。上水道だけの戸数は出ていない。

要望　簡易水道を入れて全体で4,000戸から5,000戸か。上水道だけだともう少し戸数が減ってくるので、負担割合がふえると考えられる。今、不況で町民があえいでいる中での料金審議会である。料金審議の過程では、町民の意見をよく聞いて、これだけの値上げが必要であるとの町民が納得することをやってほしい。

要望　１億円くらいの赤字の話だが、給水収益が２億2,000万円程度しかない。給水収入の約５割となる。５割値上げしないと赤字が解消しない。普通の会社なら倒産している。しかし、町民の口に入る大事なことであるので、やめるわけにはいかない。補修やほかの事業もやらなければならない。強く町民に説明し、理解をいただき、赤字があると事業継続も困難になるので、水道料金等審議会に訴えて納得していただいて、妥当な線で決めていくべき。その辺を考えながら、上下水道課できめ細かく試算して、理解を求めるべきである。

問　日野山戸橋の工事はまだ完成していないが、水道工事を施工するとのことで工期延長になっているのではないか。南伊豆町はきちんとやったが、静岡県ができなかったのか。どちらか。

答　静岡県の工事の工法が決まらなかったため、延びたということである。

要望　さくらまつりの最中に芸能人が菜の花畑で削岩機の音が聞こえる中で取材していて、それが放映された。菜の花畑に観光客が入っている最中に削岩機の音では、観光面では好ましくなく、町長、上下水道課長や建設課長は静岡県へ連絡して調整を図っていただきたい。

問　水道事業で収益の問題が出ているが、結論として水道料金は上げるべきではない。水道料金等審議会にゆだねるのではなく、水道事業は生活するのに欠かせない事業である。南伊豆町は簡易水道を含め、全戸に給水している。

老朽管の布設がえ等で投資がふえているが、このような時期なのでトップの決断で行うべきである。普通の公営企業とは違い生きていくためのものである。町民の体力ができるまで英断をし、住民の源、生きる源だという点で町長の見解を。

答　水道料金はだれも値上げはしたくないのが本音であるが、経営上等の問題も申し上げた。長年料金を据え置いてきた経緯もある。企業会計ですから一般会計からの繰り入れもすべきでないと考える。

今回は、まず実態を知ってもらうために水道料金等審議会に諮問した。今後、審議会の中

で議論がなされると考えるので、実態の資料などを示して知っていただくことが大事である。この値上げについては、当初から慎重に取り組まなければならないと考えますので、理解をしてほしい。

要望　以前、吉田地区の簡易水道が地震等があったとき、受水槽が崩壊の危機にあると申し上げたが、水は生きていく上にも非常に大切なものなので、現地を調査して対応を願う。

以上で、報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　議第33号　平成22年度南伊豆町水道事業会計の予算に対して討論をます。

委員長報告の中でも、水道局の収支の問題が出てきています。これは、どういうことか、南伊豆庁舎第５次整備事業を行ったこと、ここにも負担がふえて増になっております。これは、その第５次拡張整備事業の元を正せば、1989年の海部内閣第１次内閣のときに日米構造協議が行われて、当時、ＧＮＰの10％の公共投資基本計画の拡大を日米協議で迫られて、それを進めてきた。これが今日、約1,000兆円につながる財政赤字の、借金のもとになるわけですが、その一端として、いわゆる県の事業でダム建設、あわせて第５次拡張整備事業、これが行われたということが、南伊豆町にありました。

こういうことに起因しております。こうした資本の収支に与えるような差がありますけれども、改めて水道事業は生活に欠かせないものであって、この点での料金転嫁に関しては、極力しないということを進めて、町民の生活のいわゆる根底を守る姿勢を貫くことを強く要望して賛成討論とします。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第33号　平成22年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議案第33号議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第１７号、第１８号の一括上程、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　南伊豆町シルバー人材センターの陳情書並びに要望書及び南上保育所統合に関する陳情書を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員長。

〔第１常任委員長　竹河十九巳君登壇〕

○第１常任委員長（竹河十九巳君）　第１常任委員会報告をします。

本委員会に付託された南伊豆町シルバー人材センター陳情書並びに要望書。

南上保育所統合に関する陳情書は、審査の結果、不採択とすることに決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

１、南伊豆町シルバー人材センターの陳情書並びに要望書は、平成22年１月29日、３月16日の両日審査した結果、次の理由から不採択とすることに決定をしました。

（１）　平成21年度静岡県事業仕分けにおいて廃止されたもののうち、平成22年度静岡県予算案において廃止されたものは県庁新聞のみであり、関係する県費補助金事業は残っている。

（２）　平成22年度南伊豆町一般会計予算（案）においても、前年度と同額の補助金が計上されている。

２、南上保育所統合に関する陳情書は、平成22年２月23日、３月16日の両日審査した結果、次の理由から不採択とすることに決定しました。

（１）　保育所、幼稚園の一元化については、平成12年３月に策定された第４次南伊豆町総合計画に言及され、保育所の設置数については平成17年３月に策定された南伊豆町次世代育成支援行動計画で２カ所と明記されている。

（２）　陳情項目の今の保育所を建て直し、保育所を存続していただきたいについては、

現在の南上保育所の敷地は急傾斜崩壊区域の指定を受けており、安全上問題がある。

（３）　陳情項目の元南上中学校跡地に保育所を存続していただきたいについては、建設費、人件費、運営費等を試算すると財政上困難と思われる。

（４）　陳情項目の現在の南上小学校の中に保育所を存続していただきたいについては、南上小学校に空き教室がなく困難である。

ただし、附帯意見として、町当局は、南上地区において南伊豆町の保育所、幼稚園の統合、南上保育所統合について地区説明会を開催するとの附帯意見が出ました。

以上です。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

南伊豆町シルバー人材センターの陳情書並びに要望書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、日程第17は不採択することに決定しました。

採決します。

南上保育所統合に関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、日程第18は不採択することに決定しました。

◎発議第１号の上程、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　発議第１号　南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償の条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案は、竹河十九巳君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔１１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　発議第１号、平成22年３月24日、南伊豆町議会議長、漆田修様。提出者、南伊豆町町議会議員　竹河十九巳。

賛成者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦、同、保坂好明、同、齋藤要、同、漆田修、同、梅本和熙、同、横嶋隆二、同、渡邉嘉郎、同、稲葉勝男、同、谷正、同、清水清一。

南伊豆町議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

発議第１号についての趣旨説明を行います。

本案は、昨年５月29日の臨時議会において、６月期の期末手当を0.2カ月分を減額しましたが、本文の第５条第２項を「100分の150」から「100分の130」に改める内容です。

南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をする条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会規則第14条の規定により提出をします。

南伊豆町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をする条例。

南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中、「100分の150、」を「100分の130、」に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

発議第１号　南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、発議第１号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第２号の上程、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　発議第２号　永住外国人に対する地方参政権付与に対する意見書を議題とします。

本案は、清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　それでは、発議第２号、平成22年３月24日、南伊豆町議会議長、漆田修様。

提出者、南伊豆町町会議員、清水清一、賛成者、南伊豆町町会議員、渡邉嘉郎以下、齋藤要、保坂好明。

永住外国人に対する地方参政権付与に対する意見書。

上記の件を別紙のとおり、地方自治法第112号及び南伊豆町会議規則第14条の規定により提出いたします。

内容等については朗読をもって説明とさせていただきます。

永住外国人に対する地方参政権付与に対する意見書。

政府・与党では、通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりに工夫が必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

日本国憲法第15条第１項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第２項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されています。

また、平成７年２月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし「それは地方選挙も同様で、第93条第２項の住民とは日本国民を指す」と指摘しています。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ません。

したがって、拙速な結論を出すことには強く反対し、国会及び政府にあっては法案を提出、審議する場合には、国民の幅広い論議を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、次のページでございます。

意見書提出先、衆議院議長、横路孝弘殿。参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、鳩山由紀夫殿、内閣副総理・財務大臣、菅直人殿、総務大臣、原口一博殿、国家戦略担当大臣、仙石由人殿、内閣官房長官、平野博文殿。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

清水君。

○６番（清水清一君）　永住外国人に対する意見書でございますけれども、政権がかわって民主党政権になって、外国人にも参政権を与えるという話が出ています。それに対して、今、にも反対意見が各地方団体でも議会でも出ております。それを含めて県会議員自体がこの19日に外国人参政に対する反対の意見書を出しています。

日本国じゅうの皆さんが議会でやっていることが、いわゆる永住外国人に対する選挙権を付与することは決してあってはならないと思いますし、それがないようにその決を皆さんの賛成意見を求めたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

発議第２号　永住外国人に対する地方参政権付与に対する意見書は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成少数です。

よって、発議第２号は否決することに決定しました。

◎発議第３号の上程、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　発議第３号　改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題とします。

本案は、竹河十九巳君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　発議第３号、平成22年３月24日、南伊豆町議会議長、漆田修様。提

出者、南伊豆町町議会議員、竹河十九巳。

賛成者、南伊豆町議会議員、漆田修、同、清水清一、同、横嶋隆二、同、稲葉勝男、同、谷正、同、長田美喜彦、同、齋藤要、同、渡邉嘉郎、同、梅本和熙。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会規則第14条の規定により提出します。

趣旨説明は内容の朗読をもってかえさせていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の３分の１を超える過剰貸付契約禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。

そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。

特に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際には、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が３万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど、多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行を先延ばしし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきものではない。

今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の充実、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となっている地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対して以下の施策を求める。

１　改正貸金業法を早期に完全施行すること。

２　自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。

３　個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

４　ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、鳩山由紀夫殿、総務大臣、原口一博殿、法務大臣、千葉景子殿、内閣府特命担当大臣、亀井静香殿、内閣府特命担当大臣、福島瑞穂殿。

以上です。

○議長（漆田　修君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

発議第３号　改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出書の件

○議長（漆田　修君）　日程第22、各委員会の閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会中の特定事件の継続調査申出書の件

○議長（漆田　修君）　日程第23、第１常任委員会の閉会中の特定事件の継続調査申出書を議題とします。

第１常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議第10号　南伊豆町債権の管理に関する条例制定について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

第１常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、第１常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣言

○議長（漆田　修君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

３月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成22年３月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会します。

閉会　午前１１時５５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　田　　修

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二